カントリーレポート



Policy Research Institute Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

行政対応特別研究 [二国間] 研究資料 第6号

平成20年度カントリーレポート

オーストラリア, アルゼンチン

平成21年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、 学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、世界の主要各国等について、その農業・農産物貿易等の実情・政策の動向を分析するものである。平成19年度から新たな取組として、当研究所国際領域の研究者がとりまとめ印刷・配付することとしたものであり、今年度が2年目である。とりまとめに際しては、単に統計数値を並べて現状を示すというものではなく、対象国全体の状況に目を配り、農業や貿易を巡る論点や問題点とその背景を析出して、その国が現状に至った経緯や、農業・貿易に関連してなぜそのような行動をとるのかが、構造として理解できるような社会的背景等も含めた分析をめざしたところである。

なお不十分な点も多々あろうかと思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実 を図るつもりであるので、お気づきの点についてはご指摘を賜れば幸いである。

(平成19年度カントリーレポート)

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第1号 中国,韓国

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第2号 ASEAN,ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第3号 インド,サブサハラ・アフリカ

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第4号 オーストラリア,アルゼンチン,EU

油糧種子政策の展開

(平成20年度カントリーレポート)

行政対応特別研究 [二国間] 研究資料第5号 中国, ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第6号 オーストラリア,アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第7号 米国, EU

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第8号 韓国、インドネシア

行政対応特別研究

「二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際的な農業・農政動向の分析」 平成20年度カントリーレポート

オーストラリア,アルゼンチン

目 次

第1章 カントリーレポート:オーストラリア	
(玉井哲也)	1
はじめに	1
1. 政治・経済の状況	2
(1) オーストラリアの政治体制	2
(2) オーストラリアの直面している主な政治・経済上の課題	3
(3) オーストラリアの政治状況	5
2. オーストラリアの農業・農業政策	7
(1) 農業の経済, 社会の中での位置づけ, 性格	7
(2) 農業の概要	10
(3)水問題	19
(4) オーストラリアにおける GMO (遺伝子組換え作物) の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
3. 貿易	27
(1) 貿易状況と基本的な貿易政策	27
(2) 日本との貿易関係	30
(3)貿易政策の見直し	31
(4) オーストラリアの FTA 政策 ······	33
(5) 国家貿易 (STE) の解体 ···································	37
主要参考文献等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
付属資料1 オーストラリアの政策決定プロセスについて	42
付属資料 2 オーストラリアの FTA 締結パターン (GTAP 分析) ·······	60

第2章 カントリーレポート:アルゼンチン

(中村敏郎)	• • • • •	71
1. 政治・経済の状況		71
(1) 概要		71
(2) 主な経済指標		73
(3) 政府機関		73
(4) 地域区分		75
2. 農業		78
(1) 概要		78
(2) 主要な農業政策		83
(3) 主要農産物の状況		83
(4) 農地の土壌浸食及び保全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		96
3. 貿易 ·····		99
(1) 貿易の状況		99
(2) 農産物貿易に関する基本的考え方		101
(3) 日本との関係		101
(4) WTO 等の紛争案件 ····································		102
引用・参考文献		104
付属資料 アルゼンチンの主要農産物輸出力と小麦品質国家プログラム ・・・・・・		106

第1章 カントリーレポート:オーストラリア

玉井哲也

はじめに

オーストラリアは、農産物の主要輸出国の一つであり、我が国にとって主要な農産物輸入先国となっている。このため、オーストラリアの動向は少なからず我が国の食料需給に及ぼすところであり、平成18年、19年と2年連続したオーストラリアの干ばつは広く関係者の関心を集めたところである。オーストラリアと我が国との関係は全体として良好であり、平成19年4月からは経済連携協定(EPA)締結に向けた交渉を行っている。

しかしながら、オーストラリアが我が国を始めアジアとの経済的結びつきを強めたのは 比較的最近のことである。また、農産物貿易交渉において徹底した自由化を求める際だっ た立場をとっているオーストラリアだが、かつては農業を保護する政策をとっており、近 年まで国家輸出貿易を多数有して貿易に国が関与していたところである。

本レポートでは、以上のような事情を踏まえ、オーストラリアの農業、農産物貿易をめ ぐる状況について、平易にとりまとめ紹介することをめざした。

本レポートではまず、オーストラリアの政治経済の基本的動向を紹介する。

次に、農業と農業政策の動向として、その経済に占める地位や歴史的経過を整理した。 特に、前年度(19年度)レポートでは記述が不十分であった、主要作物の生産状況を充実 するとともに、GM 作物商業栽培解禁後の動向等について整理・分析している。

最後に農産物を中心とする貿易と貿易政策の動向を整理した。近年オーストラリアは積極的に自由貿易協定(FTA)の締結を進めている。また、経済改革の一環として国家貿易の解体が進められてきたが、遂に小麦の輸出独占も廃止されるに至った。

このレポートの作成に当たっては、オーストラリアの農業、貿易の現状とそれに至る事情や背景を簡潔に記述するよう心がけたつもりである。なお至らない点も少なからずあると思うが、研究、実務などでオーストラリアにかかわる方々にとって、オーストラリアを理解する上での一助となれば幸いである。

1. 政治・経済の状況

(1) オーストラリアの政治体制

オーストラリアは連邦制をとり、連邦政府と6つの州(ニューサウスウェールズ州 (NSW)、ヴィクトリア州 (VIC)、クイーンズランド州 (QLD)、南オーストラリア州 (SA)、西オーストラリア州 (WA)、タスマニア州 (TAS)と2つの特別地域 (北部準州 (NT)・首都特別地域 (ACT))政府がある(第1図)。それぞれが憲法と政府を持ち、州の権限が強い構造となっている。連邦政府と各州政府の間では連邦憲法に従い権限が分割されており、連邦政府の権限としては、関税・消費税の課税、貨幣製造、連邦改正の発議などがその専属的権限となっているが、それ以外は、課税、年金、度量衡、著作権制度さえ、共管的権限として連邦政府と州政府とが行使し得る権限とされている(ただし、連邦憲法上、連邦議会の同意なくしては州は軍隊を有してはならないことや、連邦法と州法とで矛盾がある場合は連邦法が優先することが規定されている)。それ以外の、連邦憲法に連邦の権限として規定されていない、警察、消防・救急、学校、病院、環境などの権限は全て州政府の権限とされている(特別地域は州に準じる)。



第1図 オーストラリアの州境界

実体上は、国内問題であっても、貿易等に関連する事項や、複数の州にまたがる事項、全国的な制度の共通化を必要とする事項などを中心に、連邦政府が権限を伸ばし

てきている。しかしながら、なお州政府の力は強く、連邦政府が方針を定めても州政府はこれに簡単に従わないことがある。こうした状況を背景に、連邦政府と州政府との間では、協議機関が設けられ、両者が対等の立場で諸課題を検討することとなっている。最も重要な協議機関は、オーストラリア政府間評議会(Council of Australian Governments)であり、連邦首相、州首相等により構成される。ほかに、分野別の意見調整のため閣僚級協議会(Ministerial Council)が多数設けられている。

農業生産、農業政策については、基本的に州政府の権限であるが、農産物貿易に関しては、連邦政府の専属的な権限である。連邦政府内においては、農業に関しては農水林業省が、貿易に関しては外務貿易省が担当する。

なお、オーストラリアの元首はイギリスのエリザベス2世陛下であり、連邦総督がその名代を務めている。連邦総督は、連邦政府の首相と大臣を任命し、首相以下閣僚は、国民の選挙により選出される連邦議会に対して責任を負う。連邦総督の権限は、与党党首を首相に任命する形式的なものとして運用されている。ただし、1975年に連邦総督がその権限を行使して、ウィットラム首相(当時)を解任した例がある⁽¹⁾。

(2) オーストラリアの直面している主な政治・経済上の課題

1) 政治・経済面で(更には文化面なども含め社会のあり方に広くかかわって)オー ストラリアが長年直面し続けている大きな問題は、自らをどう位置づけていくか、 であると考えられる。オーストラリアは、地理的にはアジアに近く位置するが、国 の成り立ちからすると「西洋の国」であり、米欧に目を向けた外交政策をとってき ている。かつての宗主国イギリスとの関係はかなり薄らいできたが、第二次世界大 戦以降、基本的には米国との同盟を軸に外交、安全保障戦略を展開してきており、 米国との関係は強固である。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン、 イラク戦争と、米国が関与した主な紛争・戦争すべてに派兵し米国との強固な同盟 関係を築いている。他方で、東アジア、東南アジアとは経済関係が発展しているほ か国際協力や安全保障協力でも緊密な関係を有している。自らが世界を主導する立 場には立ち得ないことを認識し「ミドルパワー」を標榜しているオーストラリアは、 アジアと米国とどうバランスをとって付き合っていくかに腐心している。特に最近 では中国の台頭が著しく,中国と米国とのどちらを選ぶかという立場には立ちたく ない、という点では日本と共通するのではないか。現在のところ中国との関係は経 済関係が中心であるが,将来安全保障問題が大きく浮上してくることも予想される。 近年のハワード政権(保守連立。1996~2007年)では、米国寄りの姿勢が目立っ たが、それ以前の労働党政権下、ホーク首相、キーティング首相のもとで推進され

2007年末に発足した労働党ラッド政権は、首相の就任後最初の主要国歴訪(2008年4月)に日本が含まれず、中国に4日間も滞在するという中国重視の姿勢が際だった。これは、オーストラリア人の間で、オーストラリア経済の持続的発展にとっ

た APEC の推進などアジアへの接近も継承されていた。

て最も重要なアジアの国として中国が重視されていること(鈴木宣弘(2008))の反映かもしれないが、中国に留学し、外交官として北京に駐在、その後も中国に関連した仕事を多く手がけて、中国に強い関心を有しているラッド首相個人の志向が影響している可能性もある。この歴訪問題については、日本を外したことにオーストラリア内部でも批判の声が上がったようであり、その後速やかにアレンジされた同年6月(8~12日)の日本訪問では、4月の中国訪問と同じく、4日間の滞在日程が組まれた。

2)経済上の課題は、成長の継続であろう。世界経済の堅調な動きや中国などの急速な成長を背景に、資源を輸出しているオーストラリア経済も順調に推移してきた。オーストラリア農業資源経済局(ABARE)は、今後とも堅調で安定した成長を見込み、2008年3月に、世界経済全体の成長が2008~13年まで毎年4%強で推移するとし、そのなかでオーストラリアについては、2007-08年度は4.3%、以後2012-2013年度まで毎年3~3.5%のGDP成長を予測した(ABARE(2008a))。しかし、2008年夏以後の経済危機による世界経済の減速を受け2009年3月には、オーストラリアの2008-09年度の予測を1.0%へと下方修正している(ABARE(2009))。

オーストラリアは、地下資源の大生産国でありながら、製造業はさほど発展しておらず、資源を加工しないままで輸出し、製品を輸入している状況にあり、オーストラリア国内で消費される製品の付加価値の多くはオーストラリアではなく外国に帰属することとなっている。先進国であるにもかかわらず、このような経済構造となっているのは、人口規模が小さいため、労働力の不足と国内市場の不足が原因で製造業の比較優位を持たないためとされている。その結果、農林水産物、地下資源を輸出し、工業製品を輸入するという、一部の途上国に見られるような貿易構造となっている。

3)経済改革

オーストラリア経済は、1970 年代から 80 年代にかけて、石油危機などの影響もあって低迷した。1980 年代後半からの規制緩和等の国際的な経済改革の流れ、特に隣国ニュージーランドでの一連の経済改革が成果をあげたことを受けて、経済の停滞は外的要因のみによるものでなく高関税や競争を阻害する国内の各種規制が原因になっている、との認識のもと、国内経済改革の機運が高まった。このため、1993 年 8 月にキーティング首相(当時。労働党)に提出された「ヒルマー報告」を受け、1995 年 4 月に、オーストラリア政府間評議会において「全国競争政策」が合意された。これは、経済活動における競争制限的行為の禁止範囲を拡大し、規制緩和を徹底するなど、自由競争を促進することを基本とするものであり、現在も全国競争政策に基づく政策の見直しが続けられている。

全国競争政策では、電気、ガス、水道等の国公営事業についての効率化方策をそれ

ぞれ規定したほか、経済全般にわたって、競争制限的な法律を見直すことを取り決めており、連邦政府、州政府それぞれで見直しが行われた。法律見直しの際の考え方は、①制限により社会全体にもたらされる利益がコストを上回る場合、又は、②競争制限以外の方法では法律の目的が達成できない場合、を除いては競争制限的法律は認められない、とするものである。後述する、小麦等の輸出国家貿易の見直しの検討が行われてきたのも、この流れの一環であり、農業・農産物貿易にも少なからず影響を及ぼしている。1996年から11年半にわたり首相を務めたハワード氏は、経済合理主義者であり市場経済志向の新保守派と評価されていたが、このように、規制緩和をはじめとする経済改革は、ハワード政権以前(労働党政権時代)に始まった流れであり、その基本的路線は今回(2007年11月24日)の総選挙で労働党政権に交代した後も継続すると思われる。先述(1. (2))の経済構造は人口の絶対規模の小さいことなどの要因によるものであるため、解消は困難であろうが、その中でも、オーストラリア政府は、イノベーション、インフラ整備に意欲を示している。労働党政権は、前保守連立政権から開始された全国の輸送網を整備する「オースリンク」計画を引き継いでおり、さらに新たにインフラ、技術革新のイニシアチブを打ち出している。

(3) オーストラリアの政治状況

オーストラリアは、保守政党(自由党と国民党)と労働党との二大政党で、連邦発 足当初から政権交代を繰り返してきている。

2007年11月の総選挙の結果、政権交代が起きたが、それまでは、1996年以来ハワード首相(自由党党首)の保守連立の長期政権であった。最近の10人の首相の平均在任期間をみると、オーストラリアは、メンジーズ首相(1949年12月~)からハワード首相(~2007年10月)までで在任期間の平均は5年10か月であるのに対して、日本の場合は1年8か月(宮沢首相(1991年11月~)から福田首相(~2008年9月)までの過去10人の首相の平均在任期間)となっており、オーストラリアの首相の平均在任期間は、ハワード首相に限らず長い傾向にある。この10人に含まれていないが、メンジーズのように通算17年間首相を務めた例もある。

首相に限らず、オーストラリア連邦政府の閣僚は、多くの場合、継続して大臣を務める傾向があり、大臣在職期間が長い傾向がうかがわれる。ハワード前首相のように、連邦議会に初当選した翌年36歳で大臣となってから32年にわたり、大臣、影の内閣の大臣、首相を継続して務めるというのは例外的なケースとしても、内閣改造があっても同じ大臣ポストを継続したり、ポストを変えて大臣を続けることは珍しくない。

農業に関連の深い、貿易大臣、農水林業大臣、運輸・地方サービス大臣を見ると、1980~90年代の労働党政権及びハワード政権で、歴代の大臣はそれぞれ第1表、第2表の通りであった。特に、ハワード政権では特定の人物が継続して大臣を務める傾向が顕著である。アンダーソン、ヴェイル、トラスが継続して関係閣僚を歴任しているのが一目瞭然であり、ヴェイルは3つの閣僚を全て経験している。また、トラス、マ

クゴランとも、農水林業大臣に就任する前から、これら以外の大臣職をハワード政権下で歴任していた。なお、この3つの閣僚職を歴任しているのは、いずれも自由党とともに保守連立政権を構成する国民党の議員である。国民党は小党であるが、もともと「地方党(Country Party)」として発足したその名前が示すように、地方部の利益を代表する政党である(1919年に発足。1982年に国民党(National Party)と改称)。

第1表 労働党政権の農業関係閣僚

内閣	ホーク①	ホーク②	ホーク③	ホーク④	キーティング・①	キーティング・②	キーティング・③
期間	1983.3-	1984.12-	1987.7-	1990.4-	1991.12-	1991.12-	1993.3-
	1984.12	1987.7	1990.4	1991.12	1991.12	1993.3	1996.3
第一次産業	ケリン	ケリン	ケリン	ケリン→			→コリンズ
				クリーン	クリーン	クリーン	クリーン
貿易	ボーエン		ヘイデン→				クック→
		ドーキンス	エバンズ	エバンズ	エバンズ	エバンズ	マクマラン
運輸	モリス	モリス	エバンズ→	ビーズリー→		リチャードソン	→ブレレトン
			ウィリス	ケリン	ケリン	→ コリンズ	コリンズ
地方政府	アレン	アレン	ヤング→	ハンド	ハンド	ハンド	ハウ
			ホルディング				

第2表 ハワード政権(保守連立政権)の農業関係閣僚

内閣	ハワード①	ハワード②	ハワード③	ハワード④
期間	1996.3-98.10	1998.10-01.11	2001.11-04.10	2004.10-07.11
農水林業	アンダーソン	ヴェイル→		→マクゴラン
		トラス	トラス	トラス
貿易	フィッシャー	フィッシャー		→トラス
		→ ヴェイル	ヴェイル	ヴェイル
運輸・地域開発	シャープ→	アンダーソン	アンダーソン	アンダーソン
	ヴェイル			→トラス
				→ヴェイル

オーストラリア経済の中で農業の占める地位は低下してきているものの、農業は、 国民党という特定の政党との結びつきが強く、上下両院合わせて14名の議員を連邦議 会に送り出しており、その有力議員が、地方、農業、貿易関係の閣僚を務めることか ら、農業の政治的地位は、特に保守連立政権のもとでは、相対的に高いと言えそうで ある。

2. オーストラリアの農業・農業政策

(1)農業の経済、社会の中での位置づけ、性格

1)農業の歴史的展開

オーストラリアで農業が始まるのは、イギリスにより最初の入植が行われた時期からであり、200 年余りの歴史しかない。オーストラリアは、イギリスの入植地であり、米国の場合とは異なって本国イギリスからの独立運動などもとりたてて起きなかったことから、遠距離にもかかわらずイギリスとの経済関係は密接であり続けた。19世紀前半はイギリスへの羊毛輸出のため、牧羊業が大きく発展し、大規模・粗放的な放牧経営が展開し、大牧畜経営者(スクワッター)が内陸部を中心に強い勢力を持つようになった。

19世紀半ばからゴールドラッシュによる人口急増もあって、穀物生産が拡大し、他方で羊毛産業の不況もあって、19世紀末にはそれまでの大牧畜経営者による「支配」は終焉した。

羊肉や牛肉は缶詰や乾燥肉として輸出されていたが、1860年代には冷凍輸送船が 運航開始し、冷凍での輸出が行われるようになる。

灌漑事業は、19世紀末頃から取組が始まり、20世紀前半には盛んにダムや灌漑施設が整備された。穀物も海外輸出されるようになり、第1次世界大戦時には穀物生産が政府により奨励されるなどして、穀物農業は20世紀前半拡大を続けたが、20世紀後半には面積の拡大は鈍化する。

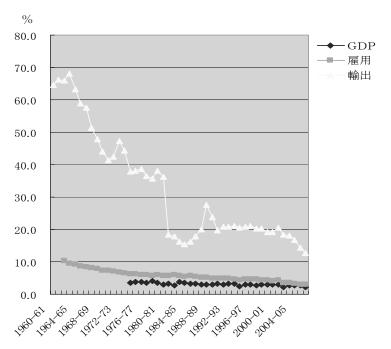
このようにして、オーストラリアの農業は展開し、主要な輸出農産品である羊毛、食肉、穀物の生産と輸出は拡大してきた。全体として降水量が少なく農耕には必ずしも適さない土地であるが、雨の比較的多い東部から南東部の海岸、南西端においてにおいて穀物等の栽培が、そして内陸部にかけて広い範囲で放牧が行われている。相対的に、ヴィクトリア州では酪農、果実、ニューサウスウェールズ州は羊・豚・鶏、綿花、コメ、クイーンズランド州は肉牛、砂糖、西オーストラリア州は小麦、南オーストラリア州は大麦の生産が多い。

2)農業の位置づけ

1901年にオーストラリア連邦が成立し、オーストラリア全体の統一関税を設定する権限を持つ連邦政府は、製造業保護のためにその関税水準を引き上げた。また、第一次世界大戦が起きると、ヨーロッパからの輸入が途絶えたことから、それまで輸入に頼っていた工業製品を自国で製造する必要も生じた。こうしたことを契機にオーストラリアでも工業化が進み、それまで国民経済の大きな部分を占めていた農業の地位は低下していく。全生産(第三次産業を除く)に占める農業の割合は、1892年の58%から、1932年48%、1967-8年度28%へと低下する。

第三次産業も含めた GDP に占める割合で見ると、農業は、1900-01 年度の 19.4%

から、1950-51 年度には 30%超となったが、その後は低下の一途をたどり、1970 年代には 10%を割り、1990-91 年度は 3.2%、2006-07 年度は 2.2%と低下傾向が続いている(第 2 図)。全労働者に占める農業労働者数の割合も低下の一途をたどっている。



第2図 オーストラリアの農業の GDP, 雇用, 輸出に占める割合 出典: ABARE(2008b)からとりまとめ.

他方で、オーストラリア農業の特徴は、その輸出志向にある。GDPに占める割合に比べ、輸出に占める農業の割合は相対的になお高い。野菜・果実、豚・鶏肉といった品目は主として国内向けであるが、小麦の73%、牛肉の64%、羊毛の95%、乳製品の51%と、主要農産物の輸出比率が大きく、農産物全体でみると、生産額に対する輸出額の割合は61%である(ABARE(2008a)、economic overview。2004-05~2006-07年度の平均)。輸出全体に占める農産物の割合は12.8%であり、GDPに対する比率(2.2%)よりも遙かに大きい。それでも、1960-61年度の65%、1970-71年度の41%からすれば大きく減少している。1980年代、90年代にはほぼ2割前後で推移したが、近年は、資源ブームにより地下資源・エネルギー資源の輸出額が拡大したこともあり、農産物のシェアは一段と低下してきている。

3)農業政策

(i)農業政策の変遷

かつてのオーストラリア農業は、厳しい気象条件のもとで、食料の確保が求められたこと、輸出産品として重要だったことから、保護政策の対象となっていた。

20世紀前半には、第1次世界大戦からの復員軍人の定住措置での自営農家創設や

各種品目の生産への賞金などの生産奨励措置が行われた。1940年代は、農業生産者の生活安定、マーケティングの組織化、最低価格保証中心の政策が行われており、引き続き1950年代にかけては「増産」を掲げ、第2次世界大戦からの帰還軍人の入植や各種保護措置(作物ごとに様々。価格保証、二重価格制、補助金、国境措置、生産制限、販売規制、等)が行われた。

1960年代から、政策の一貫性のなさへの批判が行われるようになり、1970年代には、政策形成に経済合理性の観点を導入する動きが強まる。1979年に設立された農業者の全国団体「全国農業者連盟」(National Farmers' Federation)は、設立当初から価格・需給調整を否定し、市場志向での農業所得安定を目指す方針を標榜していた。そして、1980年代には、各種安定化措置、価格調整等を廃止し規制緩和を目指す方向へと政府の政策が転換していく。

1970年代,1980年代の農政改革の流れは,作物別の支援措置を廃止し,市場経済に向けての構造調整達成に焦点を当てたことである。経済合理性の議論が取り入れられ,更に1990年代には,困窮農家の支援よりも生産性の低い農家の引退を政策目標として掲げるに至る。1990年代には,農業部門に限らず,規制緩和,市場志向を求める声が強まり,政府関与を縮小するため「国家競争政策」(1995年)が策定されて,国営企業の民営化や販売独占権の見直しなど経済改革,規制緩和が進められることとなった。後述するオーストラリア小麦ボード(AWB)の改革が進められたのも,この流れの一環である。

(ii) 現在の農業政策

連邦政府の権限は、対外政策や各州横断的な政策に限定されており、農水林業省が実施する連邦政府の農業政策は、輸入検疫、輸出品の認証、干ばつ対策、国際貿易交渉(直接ではなく、外務貿易省を通して参画)といったことである。その他の農業政策は、各州政府が担当しており、各州の独自性が見られることも多い。

また,連邦政府による直接的な生産振興政策としては,かつて 1970 年代頃までは, 灌漑農地開発のための大規模なダムや灌漑施設の建設が行われたが,最大の事業で あったスノーウィ・マウンテン計画が 1974 年で完了し,水資源開発が一巡したこと から,ほとんど見られなくなっている。

小麦,食肉等の作物部門ごとの対策は、連邦政府や州政府の法律で設置されている法定機関によって実施されてきており、その運営資金は原則として、生産者等からの課徴金(Levies)で賄われている。

連邦政府や州政府の農業担当省庁が、個別作物ごとの政策に関与する度合いは低い。WTO に対して通報された国内支持の内容を見ると、連邦政府、州政府を合わせて、削減対象となる黄色の政策が約2億豪ドル、削減対象とならない緑の政策が約23億豪ドルである(第3表)。黄色の政策のほとんどは、酪農の構造改革に伴う補助である。緑の政策の過半が、研究・開発、病害虫防除、普及・啓発、検査などの一般サービスであり、残りの大部分を干ばつなどの自然災害被害の救済と環境対

策が占める。農家等に対する補助金の性質は、主として、経営管理能力の向上や、 環境対策などとなっている。

各州の農業政策は、農業経営者・従事者の教育・訓練、普及などに関する支援が 中心である。連邦政府と同様、農業生産そのものに対する補助は少ない。

第3表 オーストラリアの国内農業補助金(2006-07年度)(百万豪ドル)

	連邦政府	州政府小計	オーストラリア計
黄色の政策	207.05	_	207.05
緑の政策	1,547.52	801.78	2,347.30

出典:オーストラリア政府のWTOへの通報からとりまとめ.

注. 黄色の政策の約束水準は、471.86 百万豪ドル.

(2)農業の概要

1) 概況

オーストラリアが農産物の大輸出国であることからすると、意外なことと思われるかもしれないが、オーストラリアは農業には不向きな土地である。非常に古い大陸であって造山活動などによる地下からの栄養分の噴出が途絶えて久しいため、その土壌は栄養分が少なく極めて痩せていることから多量の施肥を必要とし、地下には多量の塩分が蓄積されているため農業によって地表の塩性化が進み生産力が低下するなど、農業にとって不利な条件に事欠かない。更に、水資源問題という重大な課題がある。

オーストラリアは、日本の約20倍という広大な国土を持つが、世界で最も乾いた大陸と言われている。オーストラリアの年平均降水量は、472mmと日本の約3分の1であり、しかも偏在しており、最北部、南西部、東部沿岸地域では適度な降雨があるものの、他のほとんどの地域では降水が少ない。

オーストラリアの国土面積の約6割,44,510万%が農用地であるが、灌漑が行われているのは約250万%にすぎず、農用地全体の約0.5%にとどまっている。しかしながら、灌漑農業は、農業生産額の4分の1を産出している。農用地のうち、放牧地は内陸にまで広がっているが、耕地は降雨の比較的多い大陸の東から南東部、及び南西端に限られており、作付面積は2,670万%程度である。2005-06年度の農業総生産額は38,528百万豪ドルである。ヴィクトリア州、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州の順に生産額が大きい(ABS(2008a))。

オーストラリア農業の主要作物は、小麦、大麦、牛肉、羊毛、牛乳等である。 農家戸数で見ると、酪農を含めた畜産専業は全農家戸数の半数を優に超えている (第4表)。これら穀物農業及び放牧、酪農のオーストラリア農業の生産性は、 生産技術,管理手法の向上を反映して30年間上昇してきている。ただ,近年はその上昇速度が鈍っており,農家が制御することが困難な干ばつの影響もその一因となっている可能性がある(ABARE(2008a) pp236-242)。

第4表 作物別農家戸数(2007年6月30日現在)

対象作物	戸数
ブドウ	6,091
園芸作物(ブドウを除く)	14,905
穀物	11,310
穀物と羊・牛との複合	13,782
羊・牛	8,443
羊	12,285
牛	45,230
酪農	8,993
養鶏(肉,卵)	1,247
その他の畜産	5,217
その他の作物	2,883
合計	134,353

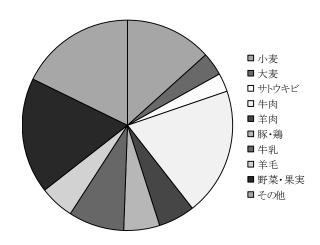
出典: ABS(2008b) からとりまとめ.

2) 主要生産物:穀物

2005-06 年度の農産物生産額は総額で 38,528 百万豪ドルであった。耕種の主要作物は、小麦、大麦、カノーラなどである(第3図)。果実・野菜は生産額でみると大きいが、面積は相対的に小さい。

第5表及び第6表から、小麦、大麦、ソルガム、カノーラの栽培面積は年による大きな変動はないが、その生産量は大きく変動していること、他方、綿花及びコメは、栽培面積が大きく変動しているが生産量の変動は面積の変化にほぼ見合ったものであることが読み取れる。

これは、小麦等は、天水に頼って栽培されるため、作付けしても降水量が乏しければ干ばつ被害が発生して反収が著しく低下することがあるのに対し、綿花及びコメは主に灌漑によって生産されていて反収は安定しているが、灌漑用水の利用可能量が減れば作付けそのものを縮小する、という違いによるものである。



第3図 主要農産物の生産額シェア (2005-06 年度)

第5表 主要穀物等の栽培面積 (千ha。07-08年度は予測値)

	5年平均	05-06年度	06-07年度	07-08年度
小麦	12,375	12,443	11,798	12,344
大麦	4,315	4,406	4,182	4,405
ソルガム	707	766	613	800
カノーラ	1,182	971	1,052	1,061
綿花	245	336	144	63
コメ	57	102	20	2

出典: ABARE(2008b), ABARE(2008c) からとりまとめ.

第6表 主要穀物等の生産量 (千トン。07-08年度は予測値)

	5年平均	05-06年度	06-07年度	07-08年度
小麦	18,828	25,150	10,822	13,039
大麦	7,145	9,482	4,257	5,920
ソルガム	1,739	1,929	1,283	2,813
カノーラ	1,222	1,419	573	1,065
原綿	451	597	274	133
コメ	507	1,003	163	19

出典: ABARE(2008b), ABARE(2008c) からとりまとめ.

小麦,大麦,カノーラは,広くオーストラリア全般で栽培されているが,コメ,サトウキビ,綿花,ソルガムは主産地が限られている(第7表)。

第7表 主要作物の州別栽培面積 (2006-07 年度) (千 ha)

	NSW	VIC	QLD	WA	SA	TAS	NT	ACT	豪州計
作物全体	6,687	3,428	2,215	6,669	4,450	62	19		23,530
小麦	3,596	1,347	638	4,037	2,173	7			11,798
大麦	902	913	81	1,083	1,193	7	3		4,182
ソルガム	162	1	449	1					613
カノーラ	283	179	2	411	177	1			1,052
綿花	120		44						163
コメ	20								20
サトウキビ	22		383	3					409

出典: ABS(2008b)からとりまとめ.

注. 空欄は、栽培が行われていないか統計が行われていないことを示す.

3) 主要生産物: 畜産

第8表 主要家畜の飼養頭数

(千頭)

	2004年	2005年	2006年	2007年
肉牛	24,410	25,323	225,605	25,373
羊	101,300	100,600	91,000	82,700
豚	2,548	2,708	2,733	2,605
鶏(処理数)	435,600	432,900	444,800	459,600
乳牛	1,942	1,880	1,796	1,728

出典: ABARE(2008b) からとりまとめ.

第9表 主要畜産物の生産量 (千トン, 千キロリットル)

	2004年	2005年	2006年	2007年
牛肉	2,113	2,090	2,188	2,180
羊肉 (マトン)	233	241	269	253
羊肉(ラム)	340	375	400	439
羊毛	520	520	502	443
豚肉	395	390	383	386
鶏肉	759	803	840	858
牛乳	10,127	10,089	9,583	9,233

出典: ABARE(2008b) からとりまとめ.

主要家畜は、牛と羊である。かつては「羊の背に乗った国」と言われて羊毛産

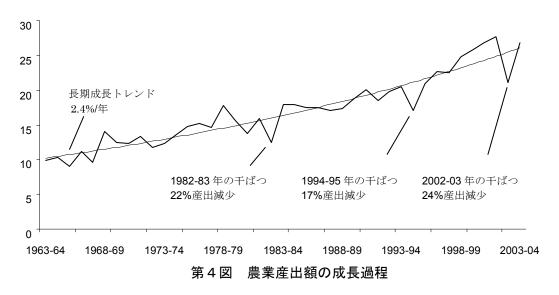
業が盛んあり、羊の飼養頭数が 2 億頭に迫った時期もあったが、化学繊維等に押されて羊毛産業は縮小が続いている(第8表,第9表)。

4) オーストラリア農業者の経営

(i) 中長期的トレンド

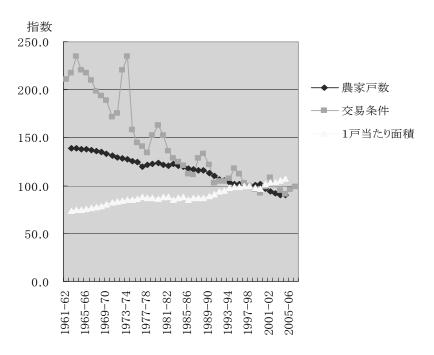
第4図に示すように、オーストラリアの農業部門は、数年おきに深刻な干ばつ の影響を受けながら、傾向としては成長を続けてきている。

他方で、農家戸数は、長期的に見ると、減少傾向にある。農用地面積はほぼ一定であるので、農家戸数減少に伴い1戸当たりの経営面積は拡大してきた。他方で、農業の交易条件は悪化する傾向にある(第5図)。総生産額から総コストを引いた純農業生産指数も悪化している。オーストラリアにおいても、経営条件の悪化に対し、規模拡大によって対応してきた、という状況が読み取れる。



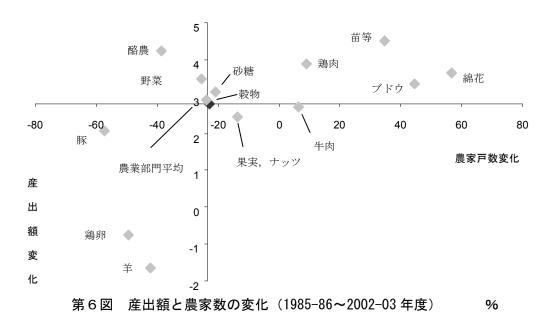
出典. Productivity Commission(2005).

上記は農家数全体の動向であるが、作目別で見ると農家数の変化は一様ではない。第6図によれば、豚、羊、鶏卵が、産出額の伸びは農業平均に及ばず、農家戸数は減少している。豚肉は、過去にオーストラリアがセーフガードによる輸入制限を発動した唯一の品目(1998年)であり、競争力の乏しい部門である。他方で、苗、鶏肉、ブドウ、綿花は、産出額、農家戸数ともに伸びてきている部門であり、酪農は、農家戸数は減少しながら規模を拡大して全体の産出額を伸ばしてきている。農家数の変化は、需要の変化による面もあるが、豚肉のように国内需要は旺盛にもかかわらず産出が低迷している(近年では国内生産で自給できず輸入超過が続いている状況)例が示すように、競争力や収益性を反映した作物間のシフトも生じていると考えられる。



第5図 農家の戸数,1戸当面積,及び交易条件

出典: ABARE(2008b)からとりまとめ. 注. 1997-98 年度を 100 とする指数.



出典: Productivity Commission(2005).

注. 農家数は、期間初期と末期との比較。産出額は、期間内の年平均.

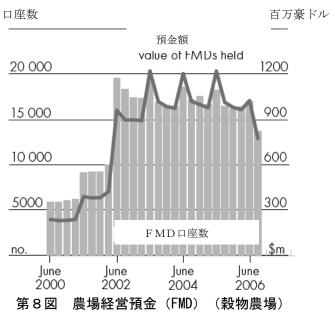
(ii) 大干ばつに際しての経営状況

最近の大干ばつが発生したのは 2006-07 年度であり、続く 2007-08 年度も干ば

つに見舞われた。天水で栽培される小麦等の穀物が生産量が半減するなどの大不作となった。第7図が示すように、穀物農場の負債は拡大しており、2006-07年度は最近四半世紀で最高額に達した。また、第8図は、農場経営預金(FMD。豊作時の所得を不作時に備える資金として預金する場合に、預金元本を当該年の所得税の対象外とする制度。預金を引き出した年に課税される)について、預金額においても口座数についても取り崩しが進んだことを示している。また、資本の追加にも落ち込みが見られる(第9図)。

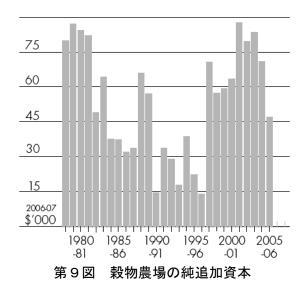


出典: ABARE(2007).



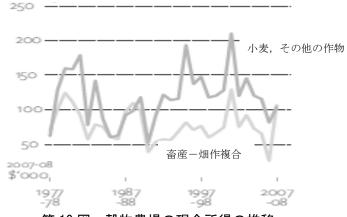
出典: ABARE(2007).

千豪ドル



出典:ABARE(2007).

ただ、干ばつにより農場経営は大きな影響を被ったことは間違いないであろうが、この干ばつ以前の時期に穀物農場は高収入を達成しており(第 10 図)、財務的に強い立場にあるとの見方もある。資本追加も減少していると言っても、1990年前後の約 10 年間の低水準に比べずっと高い水準を起点としての低下である(第 9 図)。

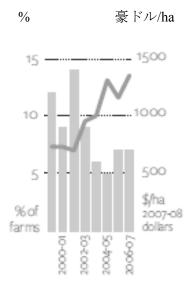


第10図 穀物農場の現金所得の推移

出典: ABARE(2008d).

また、後出の第12図が示すように、2007-08年度は、生産量が前年度に比べると多少回復したこと、穀物価格が高水準であったことから、穀物農場の収入は回復している。そして、干ばつの影響と地価の上昇によって減少してはいるものの、経営面積拡大の意欲のあることが示されている(第11図)。穀物農場の最近の経

営動向について推計した第10表によっても,2007-08年度には,現金収入が回復し、農場営業利益も前年の赤字から黒字へと転換したことが示されている⁽²⁾。小麦の生産量は対前年度で2割程度の増加に過ぎないが,小麦の収入が倍以上になっているところに,小麦価格の上昇が反映されている。なお,対前年で,肥料や手数料・出荷経費が増加しており,干ばつのために減らした家畜頭数を再建するため,家畜販売収入が減少している。



第 11 図 穀物農場の平均地価(折線)と経営面積を拡大する農家割合 出典: ABARE(2007).

第10表 穀物農場の経営状況(農場平均)

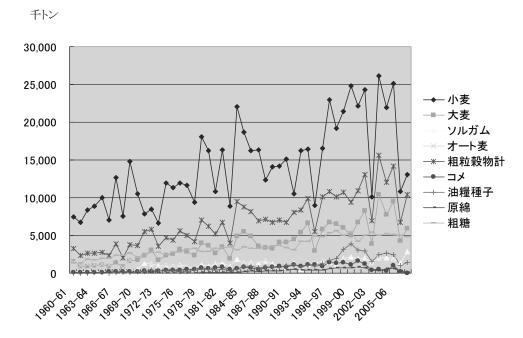
経営成果	単位	2005-06	2006-07	2007-08
総現金収入				
全作物収入	豪ドル	290,001	198, 140	309, 900
小麦	豪ドル	152,187	93, 940	191, 500
大麦	豪ドル	48,672	41, 310	55, 100
ソルガム	豪ドル	8,446	6, 300	na
豆類	豪ドル	17,060	15, 500	na
油糧種子	豪ドル	20,184	11, 200	na
羊	豪ドル	57,370	56, 310	55, 100
肉牛	豪ドル	71,977	70, 540	47, 700
羊毛	豪ドル	38,919	50, 570	51,600
総現金収入	豪ドル	507,559	434, 970	523, 600
総現金費用				
契約	豪ドル	20,661	13, 010	na
農薬	豪ドル	38,175	34, 560	37, 700
肥料	豪ドル	50,159	47, 760	51, 100
飼料	豪ドル	8,858	18, 180	7, 500
燃料・オイル・グリス	豪ドル	38,725	34, 180	35, 100
手数料・出荷経費	豪ドル	18,148	3, 570	15, 000
利子	豪ドル	38,100	51,090	53, 300
修理・メンテナンス	豪ドル	34,089	32, 670	34, 200
雇用労働への賃金	豪ドル	14,608	13, 300	12, 800
総現金費用	豪ドル	410,599	375, 080	356, 200
農場経営状況				
農場現金所得	豪ドル	96,960	59, 800	167, 500
農場営業利益	豪ドル	-373	-83, 050	48, 000
収益率				
資本評価額を除く	%	1.3	-0. 5	3. 0
資本評価額を含む	%	6.0	7. 1	na

出典:ABARE(2008e).

(3) 水問題

1) 頻発する干ばつと不安定な生産

先述(2. (2) 1) したように、オーストラリアは、世界で最も乾いた大陸と言われ、しかも降水量は極めて不安定である。このような悪条件のもとで農業が行われていることから、過去百数十年の間に幾度も深刻な干ばつに見舞われてきた。特に、エルニーニョの影響を受けると、何年にもわたる少雨が続き、干ばつに見舞われることが往々にして生じる。農産物の生産量は大幅に変動し、2002、2006、2007年の干ばつ時のように小麦の生産量が平年の半減以下に激減することも珍しくはない(第12図)。今後とも干ばつにより生産量が大きく変動することは避け難いであろうし、地球温暖化による気候変動のためこれまで以上に干ばつが頻発することも懸念される。



第12図 主要作物の収穫量の推移(1960-61~2007-08年度)

出典: ABARE(2008b)からとりまとめ.

2) 灌漑農業の重要性

オーストラリアの年間水使用量は18,767 ギガリットルであり、その水の3分の2 が農業に向けられており、そのうちの9割は灌漑用水として使われる(残りは家畜の飲用水等向け)。

オーストラリアの国土面積の約6割,4億4,510万haが農用地であるが,灌漑が行われているのは約250万haにすぎず,農用地全体の約0.5%にとどまっている。すなわち,面積で見れば、オーストラリアの農用地のほとんどは天水に頼っており、主要作物である小麦・大麦等の土地利用型作物はほとんどが天水に頼って栽培されている。主として灌漑により生産されている作物は、コメ、野菜・果実、綿花等である。

灌漑により栽培される作物であっても、干ばつの際には用水確保が困難になることで、その生産に影響を受ける。例えば、コメは全量が灌漑によって栽培され、用水が確保できれば年間 100 万トンを超える生産が可能であるが、干ばつの厳しかった 2006-07 年度の生産量は 16 万トンにとどまり、2007-08 年度はわずか 2 万トン弱であった。

灌漑面積は全農用地のわずか 0.5%にすぎないが、灌漑農業による生産額は 9,076 百万豪ドルにのぼり、農業総生産額 35,555 百万豪ドルの 25.5%を占める重要な地位を有している(第 11 表)。このため、灌漑用水の確保はオーストラリア農業にとって極めて重要な課題である。

第11表 作物別灌漑割合等(2004-05年度)(千ha, ML, %, 百万豪ドル, 豪ドル)

作物	農地面	灌漑面	灌漑水量	ha当り	灌漑率	総生産額	灌漑生産	ML当り
	積	積		水量			額	生産額
合計	445,149	2,405	10,084,596	4.2	0.54	35,554.7	9,076.0	900.0
放牧用牧草	382,306	842	2,896,543	3.4	0.22			
種子採取用牧草	161	33	116,445	3.6	20.5	159.0	32.6	280.0
干し草用牧草	1,021	151	579,292	3.8	14.79	815.7	120.6	208.2
干し草用穀物	579	33	80,158	2.4	5.70	258.4	14.7	183.4
食用・種子用穀物	20,533	309	814,368	2.6	1.50			
その他の穀物	923	19	52,881	2.8	2.06			
コメ	51	51	618,964	12.1	100.00	100.6	102.0	164.7
サトウキビ	533	213	1,171,933	5.5	39.96	979.5	477.0	407.0
綿花	304	270	1,819,316	6.7	88.82	945.1	908.0	499.0
他の土地利用型作物	3,380	63	177,339	2.8	1.86			
果樹、ナッツ等	165	122	608,138	5.0	73.94	2,546.9	1,777.0	2,922.0
食用野菜	123	109	419,249	3.8	88.62	2,133.5	1,761.0	4,200.0
種子採取用野菜	5	5	15,142	2.9	100.00			
苗木, 切り花, 芝	16	14	66,267	4.7	87.50	768.2	737.0	11,121.7
ぶどう	163	147	591,945	4.0	90.18	1,508.2	1,314.0	2219.8

出典: 農地面積, 灌漑面積, 灌漑水量, ha 当り水量は, ABS(2006a). 総生産額は, ABS(2006b). 灌漑生産額は, ABS(2006c) (ABS(2006d)に該当数値の無い部分は総生産額から面積割りで算出した). 灌漑率は灌漑面積を農地面積で除し、ML 当り生産額は灌漑生産額を使用水量で除して算出した.

注. ABS(2006c)は4年ごとの調査であり、2004-05年度がデータの揃う最新年次である.

3) オーストラリア政府の水対策の仕組みと状況

水資源の管理,利用は,各州の権限に属する事項だが,河川の流域が複数の州にまたがることや水質,環境対応など,全国的に基準・水準を統一,向上することが必要な側面もあることから,国(連邦政府)が,基本政策を策定するほか,個別の水資源管理にも関与している。連邦政府首相,州首相等を構成員とする政府間の政策調整機関「オーストラリア政府間評議会」が水管理を改善するための総合戦略となる国家水憲章を策定し(2004年6月。COAG(2004)),実行プロジェクトとしてオーストラリア水資源基金が設けられ(2004年7月。5年間で20億豪ドル),連邦首相の下にある国家水資源委員会が連邦政府,州政府等の関係機関と連携を取りつつその実施を担う。

オーストラリア政府は、従来から水対策を重要な課題として取り組んできており、 19 世紀末から農業生産の拡大に合わせ大規模ダムや灌漑などの水資源開発を進め てきた。しかしながら、それらは 1970 年代頃までに一巡、その後は、環境運動の高まりなどもあってダムの貯水能力はほとんど増加せず、近年は灌漑面積、灌漑用水の使用量ともに伸びていない。今後とも、既存の農業地域での大規模な新規水資源開発は見込みにくい状況にある。

従って、上記枠組みの下での政府の水資源問題への取組も、既存農業地域等において、老朽化した施設の更新等による漏水・逸失の防止、灌漑方式として点滴灌漑の利用や経済的に有利な作目への転換など水利用の効率化、節水などにより、限定された水を無駄にせず効果的に使うことに焦点が置かれている。効率的利用のための仕組みを整備する一環として水利権取引、水市場の確立等も課題とされている。

このような各種取組の推進により、水資源に関する情報整備(国家水資源委員会が 2005 年に水資源のベースライン評価をとりまとめ)、大鑽井盆地(北東部内陸の地下水利用地帯)での井戸(ボア)の漏水防止プロジェクトの進展や、マレー・ダーリング川流域(大陸の南東部。オーストラリア最大の灌漑農業地帯)で関係政府共同の管理体制の下で取水量上限(CAP)の設定が行われるなどの成果を上げてきた。水利権と土地所有権を切り離した恒久的水取引も 1983 年に始まり拡大してきている。水の節約技術も進んでおり、例えばコメについては使用する水 1 リットル当たりの生産量は過去 20 年で 2 倍以上になったとされる。しかしながら、漏水・逸失の防止、リサイクルを含む効率的利用に努めても、既存の水資源の絶対量に限りがある以上、対応には限界がある。

4) ブレークスルーの可能性?

2007年1月にハワード首相(当時)が示した「水確保全国計画」は、既存の水資源の効率的利用の一層の促進に加えて、雨の多い北部の土地・水開発の可能性を検討するとしていた。新規の水資源開発を目指すという点で他の水対策と異なるものであった。

しかしながら、ハワード政権に取って代わった労働党政権は、新たに「未来のための水資源」(Water for the Future)構想を打ち出した。水の節約・効率的利用を図る側面では、ハワード前首相の水確保全国計画を実質的に引き継いでいるが、水確保全国計画に盛り込まれ、従来の水対策と基本的に異なるものとして注目される一方で環境団体等から強く反対されていた、新規の水資源開発の検討(北部の水の開発・利用の検討チーム)は開発の側面が弱められた印象がある。北部の水・環境データを収集する枠組みは残されたが、同検討チームの議長だったヘファナン上院議員(自由党。ニューサウスウェールズ州)は 2008 年 1 月末に議長を解任され、検討チームそのものも、担当する行政部局が変更され(環境・水資源省から、地域開発省に移行)、新メンバーには環境団体代表が加えられている。

過去に北部では、オード川灌漑事業(西オーストラリア州北部)や北部準州での 水田開発が行われたが、成功していない。仮に今後新たな北部開発が実施されると しても長期間を要するであろうし、どの程度の成果を上げるか見通しは立てがたい。 ただ、その展開次第では、水資源問題のブレークスルーとなる可能性がある。地球 温暖化による気候変動のためオーストラリアの既存農業地域で生産が減少すると予 測されていること等も考えれば、気候変動に対する対応策等として再び浮上してく る可能性も含め、今後の推移が注目される。

5) 気候変動への対応措置及び干ばつ対策の見直し

水問題に関連して、オーストラリア政府の干ばつ対策等に関する最近の動きを概 観すると以下の通りである。

(i) 気候変動への対応措置

オーストラリア政府は、2007年4月、国家気候変動適応枠組み(National Climate Change Adaptation Framework)を策定し気候変動に対応するために、今後5~7年に各分野で取るべき行動の指針を示した。農業に関しては、気候変動の影響に対し、効果的な適応行動により対処能力を高めることとされている。

その後,2007 年 9 月 (総選挙運動中) に労働党が掲げた「Australia's Farming Future」構想が,労働党政権の誕生によって連邦政府のイニシアチブとして正式に位置づけられ,2008-09 年度予算(2008 年 7 月 1 日から開始)に計上された。4年間で130 百万豪ドルの予算が想定され,①連邦政府と研究機関,州政府,産業と協働で気候変動に適応する枠組みの構築と資金提供,②研究開発への資金提供,③第一次生産者への支援,の3つの要素から構成される。

このうち、③第一次生産者への支援は、専門的な助言、訓練などにより、気候変動への適応への支援提供などを行うものである。要件を満たす農家に、助言・訓練を受けるための補助金を支給するほか、農家が離農を決断した場合にも補助が提供される。経済的困難に陥っている第一次生産者に、経営・財務相談や情報提供も行われる。

(ii) 干ばつ対策の見直し

オーストラリア連邦政府には、自然災害への対応策として例外的事態 (Exceptional Circumstance) の救済措置があり、これは基本的に干ばつに対応するものとなっている。措置内容としては、困難な状況にある農家への利子補給、離農者への補助金支給、(営農資金ではなく)生活費の補助等である。

2008 年 4 月連邦政府は、包括的な全国干ばつ政策レビューを実施することを発表し、①将来の気候パターン等についての科学的検討、②干ばつの社会的影響の評価、③干ばつ支援方策についての経済的評価、という 3 分野が個別に検討された。その結果の概要は以下の通りであり、今後、この見直しも踏まえて連邦政府他の干ばつ対策の政策改定等が検討されると考えられる。

① 将来の気候パターン等の科学的検討(気象庁及び連邦科学技術研究機構(CSIRO)が実施)

地球温暖化が進行する中で、例外的な高温に見舞われる状態の発生頻度は増加してきており、気温の上昇、降水量の減少が今後も継続すると見込まれる。また、このように発生頻度が上がってきているため、「20~25年に1度の出来事」を救済対象の災害とする現在の例外的事態の基準はもはや適切ではない。

② 干ばつの社会的影響の評価 (新規に任命された専門家パネルが実施) 干ばつにより、農場の家族や地方の事業、共同体の福利が悪影響を受けていることは明らかであり、これまでの政府支援に関わらず、農家や地方企業、地方共同体は状況が良くなったとは感じていない。干ばつへの対応としては人的サービスへの支援が重要な役割を果たすのであり、その際には干ばつ発生時のその場限りのものではなく迅速に開始し継続的・長期的に対応することが効果

③ 干ばつ支援方策についての経済的評価(生産性委員会が実施)

的である。改善のための37項目を提言。

2008年10月30日に、レビュー報告書の案が公表された。最終報告ではないが、以下のような厳しい評価を下し、既存の干ばつ支援方策は2年以内に廃止すべきとしている。

- 大部分の農家は干ばつ支援を受けることなく対処できている。
- ・ 利子補給補助金は有効ではなく 2009-10 年度を最後に廃止すべきである。
- ・ 離農者補助金は利用が少なく,現行プログラムの期限 2009 年 6 月 30 日を もって打ち切るべきである。
- ・ 生活費等補助は農家に偏りすぎであり、2009-10 年度を最後に廃止すべき である。委員会は、対象を広げた一時的所得補填を提案する。
- 農家の自立と干ばつ等に備える能力を高める政策に重点を置くべきである。

(4) オーストラリアにおける GMO (遺伝子組換え作物) の状況

1) GMO の栽培状況

オーストラリアでは、遺伝子技術法(GT法)に基づき、遺伝子技術規制官(GTR)が、商業栽培のほか、試験栽培等も含め GMO の環境放出についての許可を行う。 許可のない栽培は違法とされる。

従来、オーストラリアで商業栽培の認められている GMO 作物は綿花のみであったが、害虫耐性、除草剤耐性の品種が栽培され、作付面積の 9 割は GM 綿花になっている。(このほか、食用ではないが、GMO カーネーションの商業栽培もある。) 2003 年に、除草剤耐性の GM カノーラが遺伝子技術規制官から商業栽培を認可された。

2) モラトリアムとその動向

国内消費者は、GMO に対する懸念を持つとされ、また、生産者にも GMO 栽培により、非 GMO を求めるプレミアム市場を失うのではないかとの懸念もあったこと

から, クイーンズランド州, 北部準州を除く各州政府は GMO のモラトリアム (商業栽培禁止措置) を導入した。クイーンズランド州, 北部準州ではカノーラを栽培していないため, GM カノーラは認可されたものの, 商業栽培が行われない状態が続いていた。

第12表 州政府の GMO モラトリアム (商業栽培の禁止) の状況

州	モラトリアムの内容	商業栽培可能なGMO
ニューサウ	2007年末,モラトリアムを解除	<u>綿花</u> , <u>カノーラ</u> ,カーネーション
スウェールズ		
ヴィクトリア	2007年末,モラトリアムを解除	綿花, カノーラ, カーネーション
		(綿花の生産実績なし)
西オースト	全ての作物について	_
ラリア	2008年末まで	
南オースト	全ての食用作物について2008年4月末	カーネーション
ラリア	まで	
タスマニア	全ての作物について	_
	2008年6月まで	
首都特別地	カノーラ及び全ての食用作物について	カーネーション
域	2006年6月まで(以後大臣が終了を通	
	知するまで)	
クイーンズ	なし	綿花,カノーラ,カーネーション(
ランド		カノーラの生産実績なし)
北部準州	なし	綿花,カノーラ,カーネーション(
		綿花、カノーラの生産実績なし)

出典: DEWR(2006), DAFF (2007)をもとに作成.

オーストラリア連邦政府は、かねてから GMO 導入推進の立場であり、オーストラリア連邦政府は、2000 年に策定した「国家バイオテクノロジー戦略」の下で、分別流通の確立と、GMO が社会的に受容されることを促進することに取組んでいる。非 GMO のプレミアムは極めて小さいことを示す研究結果や、GMO を導入した場合の分別流通等のコスト試算を発表するなど、導入に向けた地ならしを行ってきた。明確に GMO 作物推進の立場に立ち、GMO が危険のないように管理されていることを啓発し、そのメリットを宣伝して、消費者等の拒否反応を和らげようとする一方、デメリットとされるものを解消する方策を示すという戦略である。それが効奏したものか、農業関係者の間では、GMO 導入への懸念よりも、GM 作物を大規模に生産するアメリカ、カナダ等に後れを取らないためにこれを積極導入すべきとの認識が

強くなったようである。こうした経緯を経て、ついに、2007年末に、ヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州ではモラトリアムを見直し、2008年作期から GM カノーラの栽培が行えることとされた(第12表)。

3) 今後の動向と予想

ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州が GMO の商業栽培を解禁した結果,オーストラリアでの GMO 栽培は,比較的マイナーな作物にすぎなかった綿花のみの状態から,相対的に栽培規模の大きいカノーラに拡大することとなる。更に,生産がクイーンズランド州とニューサウスウェールズ州の2州に限られている綿花と異なり,カノーラは同2州に加えてヴィクトリア州,西オーストラリア州,南オーストラリア州,タスマニア州でも栽培されている。すなわち,GMカノーラが突破口となって,GMO 栽培がオーストラリアの主要穀物生産州全体に広がる可能性がある。

これまでのところ,世界で商業栽培が広まっている GMO は、トウモロコシ、大豆、綿花、カノーラ等である。オーストラリアにとって中核的な主要穀物である小麦、大麦については GMO の商業栽培は行われていないが、将来、小麦、大麦について商業栽培が世界的に導入され、その時点でオーストラリアの各州が GM カノーラ栽培を行っていれば、オーストラリアでも GM 小麦、GM 大麦の導入が一気に拡大するかもしれない。こうした観点から、なおモラトリアムを維持している、南オーストラリア州、西オーストラリア州等の今後の動向が注目される (3)。

また、関連していまひとつ注目されるのは、モラトリアムが解禁されたニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州での GM カノーラの実際の導入状況とそれに対する評価・反応である。2008 年 4 月に発表された、オーストラリア農業経済資源局の研究では、GM 作物をオーストラリアで導入した場合の経済的な効果を試算しているが、その際に、導入初年から対象作物が全て GMO に切り替わるという設定としている(ABARE(2008f))。段階的な導入を想定すると計算が複雑になる等の理由でこのようなシナリオにしたとも考えられるが、現実的とは言えない。公式な統計がなく、正確なところは不明だが、導入初年である 2008 年は、栽培農家も慎重なうえ、種子の供給の準備期間も短かったことから、GM カノーラの作付け比率は限定的だったと思われる。次年度以降大きく拡大するかどうかは、これに対する農家、関係業界、消費者等の反応によっても左右されるであろう。

3. 貿易

(1) 貿易状況と基本的な貿易政策

1)オーストラリアの貿易概要

オーストラリアは、OECD 加盟の先進国であるにもかかわらず、その貿易構造をみると、一次産品(農林水産物、資源・エネルギー)が輸出の中心であり、国内製造業は、それが輸出の主力となるほどには発展してきていないことが伺われる。2007年の物品輸出の総額 1,696 億豪ドルに対し、一次産品の輸出は 1,010 億豪ドルと、約6割を占めている。

オーストラリアの主要輸出品は、石炭、鉄鉱石、金、原油、アルミニウム、天然ガス、牛肉、銅鉱石等であり、主要輸入品は原油、乗用車、石油製品、コンピュータ、医薬品、金、通信機器、貨物自動車などである。

WTO の貿易政策レビューによれば、オーストラリアによる一方的関税引き下げの結果、2005年時点の実効 MFN 関税率は平均で3.8%、農産物については1.4%となっている。

オーストラリアにおいて、このように工業製品の関税率の方が高くなっているのは、上記のような貿易構造や製造業が比較優位性を持たない国内産業の状況、1970年代まで工業製品を高関税などで保護してきた貿易政策の経緯を反映したものと考えられ、ニュージーランドを除き他の先進国ではあまり見られない特徴であろう。

また、オーストラリア経済の貿易依存度は高まってきている。オーストラリアのGDPに占める輸出の割合は1981-82年度の11%から、2001-02年度の22%へと増加し(貿易報告2007によれば、1980年代の15%程度から、20%に上昇)、また、オーストラリアの輸出は2002年までの10年間、年平均7.9%成長している(世界平均は5.3%。2002年から2006年までのオーストラリアの輸出は、平均8%の伸びを示している)。

2) 農産物の輸出の歴史

オーストラリア農業は、19世紀から20世紀にかけて、初期は羊毛、次いで食肉、更に小麦等穀物へと輸出品を拡大してきている。その輸出先は、当初から長らく宗主国イギリスが中心であり、農産物に限らず輸出全体で見ても1950年代まではイギリスが最大の輸出先であったが、この地位は1960年代に日本に逆転される。1973年にイギリスがEUに加盟すると、イギリスが農産物輸入先をオーストラリアやニュージーランドから他のEU諸国にシフトしたことから、オーストラリアの農産物輸出には大きな影響が生じた。1947年に農産物輸出の3分の1(特に牛肉では8割、バターでは9割)を占めていたイギリスのシェアは、1980年代半ばにはわずか2%にまで低下する。輸出先としてのイギリスを失ったオーストラリアは、新たな輸出先を求め、米国、アジア、中東に市場を開拓していくこととなる。

輸出に関しては、かつてはマーケティング・ボードが主要な役割を果たしていた。これは、第一次世界大戦時に、農産物貿易に関する緊急の支援措置として導入された販売の仕組みがその後も存続拡大したもので、販売・輸出管理を行った。これらは国の機関ではないが、小麦、大麦、コメ、砂糖のマーケティング・ボードに見られるように、法律により輸出独占権を与えられており、現在のWTO協定上の国家貿易に該当するものであった。20世紀後半になって、このような販売・輸出管理の枠組みの解消が進み、後述するように輸出独占権はほとんどなくなっている。

3)農産物の輸出状況と貿易政策

輸入に関して、オーストラリアの農産品関税は、工業品関税に比べて相対的にかなり低く、絶対値でみても、MFN 実効税率の平均が 1.4%と、世界で最も低い水準にある。なお、チーズ及びカードにのみ関税割当が残っている(枠外税率が従価税換算で 23.8%)。

輸出に関しては、オーストラリアの農産物輸出のシェアは、物品輸出全体の21%を占め、サービス輸出も含む輸出全体に対しては10%を占める(2007年)。OECD諸国平均よりは相当に高い数値であるが、農産物のシェアは長らく低下が続いており、かつて、輸出量の過半が農産物であった1950年代に比べれば、相対的な地位は大きく低下した。特に近年のシェア減少の背景には、資源ブームにより資源・エネルギーの輸出量・価格が増大したことや干ばつによる農産物の生産・輸出の減少がある。

第 13 表 各品目の生産,輸出等(2002-03 年度から 2006-07 年度の平均)

(千トン,%)

	豪州 🤈	り生産量、	輸出量	世界の数値、世界に対する豪のシェア				
	生産量	輸出量	輸出割合	生産量	輸出量	豪生産シェア	豪輸出シェア	
小麦	18,830	13, 261	70.4	594,000	107, 880	3. 2	12. 3	
大麦	7, 145	4, 744	66. 4	140,860	16, 240	5. 1	29. 2	
コメ	499	389	78.0	402, 200	29, 080	0.1	1. 3	
綿花	451	520	115. 5	23, 851	7,851	1. 9	6. 6	
砂糖	5, 153	3, 995	77. 5	149, 372	53, 834	3. 5	7. 4	
牛肉	2,096	1, 343	64. 1	59, 530	6,878	3. 5	19. 5	
羊毛	521	538	103. 4	2, 138	748	24. 4	71. 9	
羊肉	607	328	54.0	8, 181	879	7.4	37. 3	
豚肉	399	76	19. 2	100, 649	3, 937	0.4	1. 9	
鶏肉	771	27	3. 5	68, 760	7, 578	1. 1	0.4	
バター	148	86	57.8	6,715	815	2. 2	10. 5	
チーズ	378	213	56.3	13, 540	1, 205	2.8	17. 6	

出典: ABARE(2008b)及び FAOSTAT からとりまとめ.

このように、オーストラリアの輸出に占める農業の地位は大きく低下してきたが、 オーストラリア農業にとっての輸出の重要性はいささかも減じていない。上記のよ うに、依然として農業生産物の過半を輸出し、輸出なくしては農業経営が成立しない状況にあるからである。

品目別に見ると、オーストラリアは、生産する小麦の73%、牛肉の64%、羊毛の95%、乳製品の51%と、主要農産物の多くを輸出しており、農産物全体でみると、生産額に対する輸出額の割合は61%である (ABARE(2008a)pp5-29 による、2004-05~2006-07 年度の平均)。ただし、野菜・果実、水産物では、輸出入はおおむね均衡している。鶏肉は殆ど輸出されず、豚肉については生産の2割を輸出する一方で、輸出を上回る輸入量があるため若干の輸入超過となっている状況にある。また、コメについては、干ばつの影響で最近の生産量は極めて小さくなっており、国内需要を考慮すると、少なくとも今後数年は輸入超過が発生することが考えられる。過去5カ年度の生産、輸出等の状況を整理したのが第13表である。表中で、綿花、羊毛の輸出割合が100%を超えるのは、在庫等によるものである。

オーストラリアの主要農産物の生産量の、世界に対するシェアを見ると、羊毛 (42%)を除いては、さほど大きな数値ではない。ところが、オーストラリアからの輸出量の世界の輸出全体に対するシェアは、ほぼ全ての品目で、生産量シェアに比べてずっと大きくなっており、小麦、牛肉、羊毛、乳製品で1割を超えるシェアを有する。オーストラリアは生産量での世界シェアは小さいものの、輸出量でのシェアが大きいのが特徴である。これは、オーストラリアの作況が世界市場に大きな影響を与えうると同時に、オーストラリアの農業経営の方でも世界市場の状況に左右されるところが大であることを意味している。

世界市場での販売によって農業が支えられているオーストラリアにとって、より有利な条件での輸出や輸出機会の拡大につながる農産物貿易の自由化や各国の国内農業補助の削減、輸出補助金の削減・撤廃など貿易政策改革の推進は極めて重要な課題である。また、販売する以上、最も有利な条件を求めて販売先を変更することは、市場原理からして当然のことであるが、輸出が必須というオーストラリアの農業の構造からは、そのようなより有利な市場への転換行動はより端的に表れてくるものと考えられる。

このように、オーストラリアの農業・食料セクターは、自由貿易の推進を積極的に求める立場であり、WTO ドーハラウンドにおいても大幅な関税率引き下げ等市場アクセスの改善を求めている。FTA 交渉に関しても、農業を除外するような協定はオーストラリアの利益に反するものであるとし、これまでに締結した FTA では、農産物関税を含め、ほとんど全ての物品関税の撤廃を獲得してきた(例外は豪米FTA であり、砂糖と乳製品については米国の関税撤廃が実現しなかった)。その一方で、オーストラリア側の関税も例外なく撤廃している。オーストラリアにも、一部に比較的関税率の高い品目(センシティビティがあるとみられる品目)があるものの、これまでのところ、それが FTA を締結するに当たって特段の障害にはなっていない模様である。

なお、農産物に比べて相対的に関税率が高い工業品についても、FTAによる徹底した自由化が進められていることは同様である。これまでにオーストラリアが締結したFTAでは、工業品の関税は、例外なく相互に全て撤廃することが合意されている。工業セクターは、農業セクターほどには自由化推進に積極的ではなく、業種によっては消極的な賛成という立場をとっているようだが、これまでのところ、例外品目を設けるに至るほどの問題は生じていないということであろう。ただ、過去の経緯から手厚く保護されてきた分野である自動車・部品と繊維・衣類・履き物については、中国とのFTA交渉に関して関税撤廃への懸念の声が改めてオーストラリア国内から出ているようであり、今後の交渉の成り行きが注目される。

(2) 日本との貿易関係

日本にとってオーストラリアは、主要な農産物輸入先国の一つであり、特に、牛肉、小麦、大麦、砂糖、乳製品などを多く輸入している。オーストラリアの農産物輸出先は、概して広範な国にわたっており、特定の国に輸出先が集中することは少ない。その点からすると、輸出に占める日本向けのシェアが、チーズで4割超、牛肉で4分の1に達していることが特筆される。

両国は、2003年7月のハワード首相来日時に、小泉首相との間で「日豪貿易経済枠組み」に署名し、同枠組みに基づき、政府間で貿易・投資自由化の得失に関する共同研究を2005年4月まで実施した。この共同研究を踏まえ、2005年4月の日豪首脳会談(東京)にて、FTAの実現可能性又はメリット・デメリットを含め検討する政府間共同研究を開始することに合意し、計5回の共同研究会合、2回の日豪合同協議委員会を行い、「最終報告書」をとりまとめた。その後の2006年12月、日豪首脳電話会談(12月12日)により、2007年から日豪EPA交渉を開始することに合意して、現在交渉が続けられている。

農産物貿易に関し、かつては日本の牛肉輸入自由化問題(オーストラリアが米国などとともに要求)、砂糖長期契約問題(1974年、砂糖の国際価格の高騰の際に、日本側が長期的に一定量を購入する代わりにオーストラリア側はこれを契約時点の国際価格よりも安い価格で提供することを取り決めたもの。その後、国際価格が急落したことを受け、日本側が国際価格よりも割高となったオーストラリア砂糖の引き取りを拒否するなど紛糾した)といった紛争があったが、近年は、現在日豪間に大きな貿易紛争案件は生じていない。

農産物についてのオーストラリアの対日輸出関心は、基本的には、現在日本に輸出 している小麦、大麦、牛肉、乳製品、砂糖といった主要品目を将来にわたって安定的 に販売することにあると考えられる。

また、主要品目以外では、既に確立しているアスパラガスやマンゴー、サクランボ、 柑橘、タスマニア産のイチゴ、リンゴなどの輸出があり、最近の試みとしてわさびな どを開発して日本市場への出荷を目指す動きもある。これらは、小麦、大麦といった バルク品目に比べると輸出全体の中でのシェアは大きくないが、単価、付加価値は高い。

(3) 貿易政策の見直し

1) 見直しの経緯

2007年12月に11年ぶりの労働党政権が誕生した直後,クリーン新貿易大臣は,外交団に対する新任挨拶の中で,「貿易政策に関し、労働党は前政権とは異なるアプローチを追究する」「多国間の枠組みで成果を上げることが再び最重要課題となる」「これまでのFTAが効果的であったかを検証するとともに、今後のFTAのためのベンチマークを設定する」等を発言した。

翌2008年2月になると、同大臣は「輸出政策及び施策についての政府レビュー」を行うことを発表した。これは、近年の資源・エネルギー需要の急成長にかかわらず、オーストラリアの輸出成績は近年不振であり、主要輸出分野において、過去6年の輸出量の伸びは1983年以来の歴史的平均よりも低い、との認識に立ち、過去20年の貿易実績を点検し輸出成長に影響する要素を見い出そうとするものである。合わせて、中小規模の輸出業者の輸出市場開拓を支援する輸出市場開発補助金(Export Market Development Grants、EMDC)及び、FTAへの対応方針についてのレビューも平行して実施し、最終報告に盛り込むこととされた。レビュー・パネルは、関係者に広く意見を聞いて検討し、2008年9月始めに貿易大臣に対して報告書を提出した。

2)報告書の概要

報告書は、将来に向けての国家的輸出・投資戦略を検討し、以下の4つの柱に基づく新たな戦略を提唱し、73項目の提言を行っている。

- ① オーストラリアの国際競争力を増進し、国内にある輸出能力を妨げる要因を低減すること。このため、鉄道・道路、港湾など輸出インフラの整備、国内市場の統合、労働者のスキルの向上と技術革新の促進、不必要に競争力を妨げている規制や税負担の改革が必要。
- ② 海外市場に設けられている障壁や歪曲を取り除くことにより、輸出及び投資の機会を開放すること。このため、WTO を通じての自由化と改革を追求することを引き続き優先すること、FTA や地域的なアプローチにより輸出・投資市場の自由化を図ること、アジア太平洋自由貿易地域を長期的目標とすること、サービス・投資などの非関税障壁への対処、が重要。
- ③ 的を絞った市場開発戦略などの、輸出・投資の促進プログラムにより、市場開発を促進すること、輸出市場開発補助金 (EMDG) と輸出保険・金融会社 (Export Finance and Insurance Corporation) は若干の改良を加え維持すること、を提言。
- ④ 全ての段階の政府の結束と調整を増進し、効率的・効果的に資源を利用すべき こと。

FTA に関しては、発効済みのシンガポール、タイ、米国との FTA について、物の貿易、サービス・投資など広範な分野で自由化約束が行われ、特に物の貿易の分野では、ほとんど全ての関税が撤廃されることを評価し、また、他の先進国同士のFTA と比較しても、包括性において劣らず、自由化水準の高さでは、他の FTA 以上のものだ、としている。

そして、FTA の基準に関して、1997 年以来掲げられてきたものに替わる新たな基準を提言している。従来の基準と異なる主要点は、「貿易転換」への対抗を挙げ、他国が FTA を進めるのに立ち遅れることでオーストラリアが不利にならないようにすべきであるとの観点と、地域での自由化や第三国の受入れに言及して地域統合への貢献の意識が加えられたことである(第 14 表)。

第14表 FTA の基準の比較

レビュー報告書の提言する基準	1997 年の基準
将来の FTA の交渉相手を評価する際、オー	FTA の利点を考慮する際、オーストラリア
ストラリア政府は当該 FTA が以下をもたら	政府は以下について吟味する。
しうるかを判断すべきである。	
・貿易転換に対抗するか、又は実質的で広範	・実質的な商業上の利益・広範な経済利益を、
な商業上の利益を,他の努力を通じるよりも	多国間の枠組みでの努力を通じるよりも早
早くもたらす可能性があること	く,オーストラリアにもたらす可能性がある
	カ
・WTO 原則と規則に完全に整合的であるこ	・WTO 原則と規則に完全に整合的で,WTO
٤	を上回る結果をもたらすか
・WTO におけるよりもより広くより深い自	
由化約束という形で、WTO を上回る結果を	
もたらすこと	
・合理的期間内に、実質的に全ての関税を撤	・物品及びサービス貿易並びに投資にわた
廃すること及びサービス・投資の新たで大幅	り、包括的で実質的な自由化をもたらすか
なアクセス機会の供与を含む,実質的自由化	
をもたらすこと	
・可能な限り第三国の受入れを認め、地域内	
の自由で開放的な貿易・投資を目指すことと	
整合的であること	
・オーストラリアの外交及び安全保障政策の	・オーストラリアの幅広い経済, 外交政策及
利益を高めるか	び戦略上の利益を大幅に高めるか

なお、この基準には、「特に、途上国との FTA においては先進国を相手にするときのような広く深い貿易自由化を期待するのは非現実的であることを認識すべきである」との注記がある。

更に、新たな FTA 交渉相手国として、具体的に P4 と EU を挙げている。P4(ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの自由貿易協定。2006 年発効)については、長期目標として掲げるアジア太平洋の地域全体での貿易協定に向けての積み石とするというものであり、EU については、オーストラリアが FTA を交渉も研究もしていない主要貿易相手は EU だけであることを理由としている(米国等とは FTA 締結済み、日本、中国と交渉中、インド、インドネシア、韓国とは交渉に向けての研究等実施)。ただし、EU については、サービスとサービス関連投資に絞った協定の可能性にも言及している。

オーストラリア政府は、この提言も踏まえて今後の貿易政策を考慮することとなろう。レビューの開始に際してクリーン貿易大臣がWTO優先主義に立ち返ることを強調した発言をしており、FTA推進にブレーキをかけるような提言になる可能性もあると思われたが、実際の提言はそのようなものとはならなかった。既に実施されているFTAを肯定的に評価しているのに加え、FTAの対象国選定についての新たな基準は、むしろFTA交渉を促進する側面をもつ項目もあると考える。「貿易転換に対抗」ということは他国に劣後しないようFTAを積極的に進める根拠となるし、「地域内の自由で開放的な貿易・投資を目指す」ことは地域規模の自由化の積み石となり得るP4のようなFTAも積極的に推進すべき理由となるであろう。「実質的に全ての関税を撤廃すること」に関しても、途上国とのFTAにおいては先進国を相手にするときのような広く深い貿易自由化を期待するのは非現実的であることを認識すべきであると付言しているのは、関税撤廃の例外を設けるなどの柔軟な対応をしてでもFTAを推進すべきことを示唆しているとも読める。

(4) オーストラリアの FTA 政策

1) WTO 交渉と FTA 交渉

オーストラリアは、ケアンズ・グループのリーダーとして野心的な農産物貿易の自由化を提案しており、引き続き WTO 交渉の成功を最優先の貿易課題としている。しかし、その一方で、これまで、「WTO よりも早くより深い市場アクセスが達成できる FTA をプラグマティックに追求する」として FTA に積極的な姿勢を示してきた。

2) オーストラリアが締結した FTA・交渉中の FTA

オーストラリアは、これまでにニュージーランド、シンガポール、タイ、米国と、4つの FTA を締結し、チリとの FTA で署名済みである。現在 5 つの国・地域と FTA を交渉中であり、うちアセアンとの交渉は 2008 年8月に実質的に妥結済みである(第

国名 現状 経緯 備考 ニュージー 締結済み 1983年1月発効 1990年までに全ての関税を撤廃 ランド シンガポー 締結済み 2003年7月発効 発効日から全ての関税を撤廃 タイ 締結済み 2005年1月発効 豪は2015年まで、タイは2025年までに 関税撤廃 米国 豪は2015年まで、米国は2025年までに 締結済み 2005年1月発効 関税撤廃(例外:砂糖,乳製品) チリ 2009年1月発効見込 |2015年までに関税を相互に撤廃 署名済み アセアン 交渉中 豪、アセアン、ニュージーランドで 2008年8月妥結 交渉。2008年12月署名の見通し 中国 交渉中 2005年5月交渉開始 難航している模様 マレーシア 交渉中 2005年5月交渉開始 | 2006年7月以来正式交渉会合無し 日本 交渉中 2007年4月交渉開始 湾岸協力理 交渉中 2007年7月交渉開始 | 2005年から行っていたアラブ首長国 事会 (GCC) 連邦(UAE)単独との交渉を変更

第 15 表 オーストラリアの FTA 一覧 (締結済み及び交渉中)

締結済みのFTAにおいて、オーストラリアと相手国とは相互に、ほぼ全ての物品関税を撤廃することを合意してきた。廃止の例外となったのは、豪米FTAにおける、米国側の砂糖及び乳製品など一部の品目である。乳製品については、米国がTRQの枠を大幅に拡大するとともに枠内税率を撤廃したが、二次税率は維持した。そして、砂糖については、米国は市場アクセス改善を一切行わなかった。また、チリとのFTAでは、チリ側の砂糖輸入関税は、撤廃ではなく削減にとどまった。

豪米 FTA で砂糖を除外したことにより、オーストラリア政府は、米国市場への輸出拡大を期待していた国内の砂糖業界や野党から大きな批判を浴び、砂糖業界に対して多額の支援措置を講じることを余儀なくされた。このことから、オーストラリアにとっては、「FTA の関税撤廃から除外すること」がセンシティブな事項となったようだ。しかしながら、アセアンとの FTA では途上国への配慮として関税撤廃からの除外が一定割合で認められている模様である。

注. GCC 加盟国は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦.

3) 今後オーストラリアが FTA を推進する相手国等

FTA は、政治的、戦略的目的をもって追求されるという側面もあるが、通常は経済的な利益の追求を第一の意義・目的として追求されると考えられる。実際、オーストラリア政府は、交渉開始前の検討段階において、経済モデルを使って FTA を行った場合に得られる経済効果を試算し、これを公表して、FTA を結ぶ意義や利益を訴える、という進め方をとることが多い。オーストラリアが、経済的観点から FTA 交渉相手国を選んでいる様子についての手がかりとして、オーストラリアの貿易相手を概観すると第16表の通りである。

第 16 表の各国のうち、貿易相手国として上位にある米国、ニュージーランド、中国、日本、シンガポール、タイ、マレーシアとは FTA を既に締結しているか、交渉中である。「実質的な商業上の利益・広範な経済利益」を FTA 交渉の基準の筆頭に挙げていることと整合している。上位の国のうち、現在のところ交渉を行っていない国についても、以下のように経済連携強化への取組を進めている(インドネシアは物品貿易相手として第 13 位)。

- 韓国:2008年4月,民間の研究機関間でのFTA研究結果を公表。
 2008年10月,FTA交渉の準備会合を開始。
- ・ インド: 2006 年 3 月, 二国間経済関係の強化を目指し, 貿易経済枠組みに署名。 2007 年 8 月, FTA について共同研究を実施することに合意。
- ・ インドネシア:アセアンとの交渉に含まれている。2005年9月に、協力を通じた貿易や投資の促進をめざす、貿易投資枠組みに署名。2007年7月、 FTAについて共同研究を実施することに合意。

第16表 オーストラリアの貿易の上位相手国(2007年。サービス含む)

	往復	輸出先	輸入先
1位	<u>中国</u>	日本	米国
2位	日本	中国	中国
3位	米国	米国	日本
4位	英国	韓国	シンガポール
5位	シンガポール	ΝZ	英国
6位	韓国	英国	ドイツ
7位	ΝZ	インド	タイ
8位	タイ	シンガポール	ΝZ
9位	ドイツ	台湾	マレーシア
10位	インド	タイ	韓国

出典: DFAT(豪外務貿易省)(2008).

注. は FTA 締結済み, は FTA 交渉中の国・地域.

貿易相手として比較的上位であるにもかかわらず、FTA ないしそれに類する動きが見られないのは、台湾と EU (英国、ドイツ)である。このうち、台湾については、オーストラリアと国交がないため政府間交渉を行うのが困難という事情がある。 残る EU との間では FTA の動きは見られないが、EU 各国との個別の貿易問題の話し合いや、EU との間で非関税障壁の軽減のために締結した相互認証合意(MRA。 1998 年)の改訂に向けた協議は行われている。また、上述の貿易政策見直し提言においては、新たな FTA 交渉相手国として具体的に EU が挙げたところである。

なお、交渉中の GCC は上位 10 カ国には入らない(貿易シェアは 2%)が、オーストラリアの自動車の主要輸出先となっている。チリは、貿易シェアは極めて低いが、今後の有望な投資先であり南米市場への足がかりと見ているようである。

また、このほかに、メキシコとの間で合同専門家グループを設置して、経済関係 強化の方策(FTA 交渉も含む)を検討することとなっている。

4) オーストラリアにとっての FTA の位置づけ

オーストラリア政府は、なお WTO の推進を最重要課題との立場を掲げつつも、 実態としては二国間貿易協定を重視し、多国間の交渉に比べ、より速くより深く、 重要な市場アクセスを達成することができる FTA がオーストラリアにもたらす利 益をプラグマティックに追求するとの方針をとってきた。

オーストラリア政府が追求する FTA の内容は,包括的で関税撤廃からの除外品目を設けないものであり,これまでわずかの例外を除いてそれを達成してきている状況にある。

オーストラリアにとって、FTA の相手国として、貿易額の大きい国を選定する傾向がかなり明瞭に見られる(第 16 表)。

筆者が一般均衡モデルを使用して、オーストラリアが上記各国とのFTAを締結した場合の経済効果を試算した結果では、オーストラリアが推進しているFTAは、オーストラリアにとって経済的利益をもたらすことを試算結果は示している。こうした相手国とオーストラリアが実際にFTAの締結や交渉を行っていることと、モデル試算の結果が整合している。そして、この試算によると、EUとのFTAはオーストラリアにとってマイナスであり、EUが主要貿易相手国の一つであるにもかかわらず、これまでFTA推進の動きがないこととも附合するようである。なおこの点に関しては、この試算は、物品貿易の関税撤廃のみを想定したもので、サービス等の自由化の効果は推計されていないところであり、これに対して貿易政策見直し報告書(上記(3))のなかでは、新たなFTA交渉相手国として具体的にEUを挙げつつも、「サービスとサービス関連投資に絞った協定の可能性」を検討することに言及していることに留意したい。

また、オーストラリアにとっては、WTOでの自由化を推し進めるよりも FTA 締

結を重ねる方が利益が大きくなることが示唆された⁽⁴⁾。

(5) 国家貿易 (STE) の解体

1) 概要

オーストラリアは、小麦、大麦、コメ、ルーピン、カノーラについて、特定の企業等について輸出独占権(シングルデスク)を認める国家貿易の仕組みをとってきた。このうち、小麦を除いては、州の法律に基づく州ごとの制度であり、輸出独占の対象となるのは当該州で生産された作物に限られる(もっとも、コメについては、主要生産州が1つしかないので、実態としてはオーストラリア産全体について1社の輸出独占である)。輸入に関する独占権はない。

輸出独占の仕組みは、見直しを迫られている。1996年時点で、オーストラリアがWTOに通報した国家貿易は14件であった(ただし、そのうち5件については、その時点で既に国家貿易の実体を失っていた可能性がある)。2007年2月の通報の段階では、これが4件に減少しており、対象品目も1996年時点より縮小している(第17表)。これは、1980年代からの農業政策の変化に加えて、1990年代からの国家競争政策によって競争を阻害する法令の見直しが行われたことによるものである。かつては、国内流通についても独占権が付与されていた品目もあるが、現在では国内流通の独占権は廃止されている(最後まで残っていたコメの国内販売独占権が2006年7月で廃止された)。

第17表 オーストラリアの輸出国家貿易

対象地域	対象品目	独占企業名
全オーストラリア	小麦	AWB社
南オーストラリア州	大麦	ABBグレイン社
ニューサウスウェールス、小川	コメ	ライスマーケテインク゛ホ゛ート゛
西オーストラリア州	大麦,ルーピ	グレインプール社
	ン,カノーラ	

出典: オーストラリアの WTO の通報資料 (2007年2月).

2) 小麦輸出独占権(国家貿易)の解体

このように、輸出独占権が廃止されてきた結果、オーストラリア全体で生産される作物を対象とする輸出国家貿易として最後まで存続したのは、小麦であった。残存するオーストラリアの国家貿易のなかで最も規模が大きく、国際貿易交渉において輸出国家貿易の見直しが議論されるときにオーストラリアに関して念頭に置かれるのは AWB 社による小麦の国家貿易であった。

(i) 小麦国家貿易のこれまでの経緯

かつての保護農政時代、オーストラリア小麦ボード(AWB)は1939年国家安全保障法(National Security Act 1939)により小麦の買入れ、保管・輸送、販売を行う法定主体(statutory authority)として設立され、法律により、国内外の市場において強制的買い上げと価格安定を認められた。以後、AWBによる小麦流通の独占が続いていたが、1970年代末頃から、独占による経済非効率等が指摘されるようになり、小麦販売体制を規制緩和の方向に変更しようとする勢いが強くなった。1989年には、オーストラリア政府は国内販売を自由化し、AWBは国内市場での独占権を失った。

(ii) 規制緩和の改革(独占権の縮小)

更に、1995年に合意された全国競争政策のもとで、農業・貿易分野に関しても 競争制限的な規制の廃止・修正が行われ、AWBの小麦輸出独占問題についても、 生産性委員会が、輸出独占によるコストが利益を上回るとの検討結果を公表し、 全国競争政策の法律レビューでも同様の評価がなされるなど、再三にわたりその 廃止を求められたが、連邦政府は輸出独占を継続してきた。

2005 年 4 月に発出された全国競争政策改革の報告書で、生産性委員会は改めて政府に「シングルデスクについて独立した透明性のあるレビューをすること」を提言。オーストラリア政府は、2010 年までに競争を制限する法律の見直しを行うことを求められた。

このような中で、2006年にAWBのスキャンダル(イラクに小麦を販売するに際して賄賂を使っていたことが発覚し、逮捕者も出た)が発生して、改革の機運が高まり、更に、2007年10月、連邦議会総選挙運動中に労働党がそれまでの方針を転換し、小麦の輸出独占権を廃止することを打ち出し、その後、総選挙で勝利したことで廃止の方向が固まった。

(iii) 新制度の成立

労働党政権の下で成立した新たな小麦輸出制度は、新たに設立される小麦輸出オーストラリア (WEA) が、小麦のバルク輸出を、輸出認可制度を通じて管理するというものであり、輸出を意図する企業に、財政的能力、輸出先の条件への適合能力など所要の適格があれば輸出認可を得られる。

新制度のための小麦輸出販売法は、法案段階で、公衆コメントを求め、また、連邦上院の委員会で事前評価を行うなど、慎重な手続きを経て、2008年5月末に連邦議会に提出され、6月中旬に可決された。審議過程では、国民党は、輸出独占権維持を支持する立場で、最後まで新制度に反対したが、同党と保守連合を組む自由党は法案賛成にまわった。これにより長年続いた小麦の輸出独占は7月1日をもって正式に解体され、新制度が開始することとなった。

3)新たな小麦輸出制度

- (i) 2008年7月1日に発足した新たな小麦輸出認可制度の法制とスキーム 2008年小麦輸出販売法の概要は以下の通りである。
 - ・ 法定機関 Wheat Export Australia(WEA)が設立され、小麦のバルク輸出を、輸出認可制度を通じて管理する。WEA は 4 人以上 6 人以下のメンバーからなり、農水林業大臣により任命される。
 - ・ WEA は、同法の主要規定に従って輸出業者の適格性を審査する輸出認可制度を構築。WEA は認可に条件を付けたり、認可を停止・撤回することが可能。認可申請にはコスト回収するための料金を課すことが出来る。認可は、譲渡を禁じられる。
 - ・ 認可を与えられる適格性として、会社であること、財務が健全であること、リスク管理方針、犯罪履歴、輸入国の検疫をクリアする能力などを確認する。
 - ・ 認可を得た者に課される条件として、①小麦輸出の詳細な年次報告提出、② 国内及び外国の法令の遵守状況の年次報告、③認可に影響し得る会社の状況の 変化の報告、④条件違反があれば罰金や認可の取り消し、などがある。
 - ・ 認可を受けた輸出業者が港湾積み出し施設を使用するのを不当に阻害されないようにする(積み出しサービスの利用条件の公表や,他の認可業者に港湾積み出しサービスの提供を拒む者には輸出認可を与えないこと)。
 - ・ WEA は認可された業者から必要な情報を求めることができる。WEA は定期 的に生産者に報告する。

同法に基づく輸出認可制度については、法案の審議と並行して、EWC が主要生産者団体、輸出業者、業界コンサルタント、協同組合といった業界との協議会合を経てその案を作成し、公衆のコメントを求め、作成した。基本的には、認可の適格性などは、同法の規定と同じであり、申請手数料等の規定が追加されている。7月1日に、EWC に替わって発足した EEA がこれを運用していくこととなる。

(ii) 輸出企業認証状況

WEA による小麦輸出業者の認可は随時行われ,2009年1月末時点で21社である。従来輸出独占権を有していた AWB 社,大麦等について輸出独占権を有している ABB グレイン社,グレインプール社などが含まれている。

(iii) 新たな制度への移行のための支援措置

新たな仕組みへの移行を支援するため、オーストラリア政府は3年間で9.37百万ドルの措置を行うこととしている。1.15百万ドルを国内外での説明会に、2.52百万ドルを市場データの収集・発表に、5百万ドルをWEAの初期資金に、60万ドルを新たな輸出業者等への技術的支援補助金に充てる。

60 万ドルの補助金は、新規の又は小規模の輸出業者等を中心として、コンサルタントの経費や潜在的顧客との商談のための経費、顧客ニーズに合わせた小麦の調製についての技術支援を対象とする。

また、市場データの収集・発表は、豪州農業資源経済局(ABARE)が行ってお

り、そのウェブ・サイトに掲載される。第1回の発表が2月に行われ、今後毎月 まとめられることとなっている。

政府の措置のほか、グレイン・トレード・オーストラリアが小麦の受け入れ基準を発表し、GRDC(穀物研究開発公社)が、小麦品種区分を管理する。

4) 残存する輸出国家貿易の今後

小麦の輸出独占体制解体により、残る国家貿易は、3 つとなる。このうち、南オーストラリア州の大麦輸出独占及び西オーストラリア州の大麦等国家貿易は、廃止の方向にある。

すなわち,南オーストラリアでは,既に2007年7月から複数業者に輸出免許を与える仕組み移行し,輸出独占は廃止されている。西オーストラリア州でも,かねて連邦の小麦輸出独占が廃止されれば西オーストラリアでも国家貿易を廃止するとの方針であったところ,州政府の規制監視機関が輸出独占体制解体を提言する内容の報告案を2008年4月に公表し,輸出独占解体の方向に向かっている。

[注]

- (1) 農産物貿易政策に関するオーストラリアの政策決定プロセスについて,詳しくは付属資料1を参照。
- (2) ABARE (豪州農業資源経済局) は、2009年3月3日に2008-09年度の農場経済の予測を公表した。その中で、2006-07年度、2007-08年度の農場現金所得、農場営業利益等の数値が2008年発表のものから修正されており、第10表の数値よりも若干小さな値となっている。しかしながら、修正後のこれら項目に対応する、第10表の他の項目や第10図に対応する数値・資料が入手できないこと、営業利益が06-07年度のマイナスから、07-08年度にプラスに転じていることに変わりはないことから、修正前の数値を用いた。
- (3) 南オーストラリア州は, 2008 年初めに, モラトリアムを維持することを発表した。西オーストラリア州, タスマニア州では, モラトリアムに関するレビューを行っているが, その結論が出るのは早くても 2009 年とされている。
- (4) 経済モデルを使った試算について詳しくは付属資料2を参照。

主要参考文献等

オーストラリア政府(2000) Australian Biotechnology A National Strategy 2000

オーストラリア政府(2006) Securing Australia's Water Future: July 2006 Update

シドニー日本商工会議所(2008)『オーストラリア概要 2008』

鈴木宣弘(2008), 「日豪 FTA で日本農業は崩壊する」,世界 2008 年 5 月号,岩波書店

日本貿易振興機構 (JETRO) (2004) 『オーストラリアの FTA 政策と産業界への影響』 (03-ORF 70H-001AA 26)

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2009) Australian Commodities, 2009 march quarter

ABARE(オーストラリア農業資源経済局)(2008a) Australian Commodities, 2008 march quarter

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2008b) Australian Commodity Statistics 2008

ABARE(オーストラリア農業資源経済局)(2008c) Australian Crop Report

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2008d) Australian Farm Survey Results 2005-06 to 2007-08

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2008e) Australian Grains 08.01 (2007-08 年度)

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2008f) Economic impacts of GM crops in Australia

ABARE (オーストラリア農業資源経済局) (2007) Australian Grains 07.01 (2006-07 年度)

ABS (オーストラリア統計局) (2008a) Value of Agricultural Commodities Produces 2005-06

ABS (オーストラリア統計局) (2008b) Agricultural Commodities 2006-07

ABS (オーストラリア統計局) (2006a) Water Use on Australian Farms

ABS(オーストラリア統計局)(2006b) Value of Agricultural Commodities Produced 2004-05

ABS (オーストラリア統計局) (2006c) Water Account, Australia, 2004-05

ABS(オーストラリア統計局)(2006) Australia's Environment Issues and Trends 2006

COAG (オーストラリア政府間評議会) (2004) National Water Initiative (国家水憲章)

DAFF (オーストラリア農水林業省) (2007) A National Market Access Framework for GM Canola and Future GM Crops

DEWR(オーストラリア環境水資源省)(2006) State of the Environment 2006

DFAT(オーストラリア外務貿易省)(2008) Composition of Trade Australia 2007

DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2007) Trade Statement 2007, by Warren Truss, Minister for Trade

NWC(国家水資源委員会)(2006) A Strategic Science Framework for the National Water Commission

Productivity Commission (オーストラリア生産性委員会) (2005) Review of National Competition Policy

WTO (2007) Trade Policy Review Australia

[カントリーレポート:オーストラリア 付属資料1]

オーストラリアの政策決定プロセスについて ー農産物貿易政策を念頭に一

以下では、オーストラリアでの政治決定プロセスについて、農産物貿易政策を念頭にとりまとめている。対外的な折衝等に臨む立場にある人にとって、相手国の政策決定の仕組みを理解しておくことは、対応を検討する際に参考となり得るのではないだろうか。なお、以下でも言及しているように、オーストラリアでは州政府の力が強いが、農産物貿易を含む対外関係は連邦政府の専管事項となっているので、ここでは、連邦政府の体制等を中心にしており、州政府との関係等は割愛している。

1. 政策決定の枠組み(連邦政治を中心とする)

(1) 公式プロセス

1) 立憲君主制

元首はイギリス国王(エリザベス2世陛下)であり、元首の名代として連邦総督が置かれる。連邦総督は、首相・閣僚を任免する権限を有し、議会の可決した法律案に同意して正式に法律とする権限を有するが、実態としては総選挙で第1党となった政党の党首を首相とし、首相の助言に従って閣僚を任免、議会の結果に従って法律案に同意するのであって、こうした状況に反して能動的に動くことはない。(ただし、1975年11月、重要法案を巡って与野党が対立し議会が膠着状態に陥った際、当時のジョン・カー連邦総督がホイットラム首相(労働党)を解任した例がある)。

2) 連邦制

オーストラリアは連邦制をとっており、州の権限が強い。州政府の権限を基本とする構造であって、連邦(議会)の権限は、連邦憲法に限定列挙された事項に限られる。ただし、連邦は、その成立以来、(憲法改正そのものはほとんど成功していないものの)種々の方法で実質的に権限を拡大してきている。その方法としては、連邦固有の権限とされる外交・貿易に関連して、例えば、貿易のための各種規格・基準の統一や、条約によって負うこととなった義務を根拠としてこれを国内で実施するための措置について連邦が権限をふるったり、資源管理など複数の州にまたがる事項の管理・調整、連邦成立当時(1901年)に比べ州間の人や物の移動が顕著に拡大したことに伴い、輸送、保健・食品安全など全国的に制度の共通化を要する事項などについて、連邦が統一基準を示す、などを行う。また、財政支出により誘導することもある。

このように連邦の権限は実質的に拡大してきているところであり、特に(農産物) 貿易問題は、連邦政府の本来の権限でもあることから、ここでは、連邦政治に焦点を 当てて、その政治プロセス等を、概観し分析する。

3) 連邦議会(二院制)

- (i)上院(Senate):各州12人,各特別地域2人の,計76人。 任期6年。3年ごとに半数改選。実質的に下院と同等の権限を持つ。ただし, 財政関連法案については,下院先議であり,かつ上院が修正することが出来 ない(修正要求をすることはできる)。
- (ii) 下院(House of Representatives): 上院のおおむね2倍。現在は定数150人 小選挙区。任期3年。
- (iii) 連邦議会には、日本の国会のような会期はない。任期中、2週間審議して1週間休む、1週間審議して3週間休む、といった形で、断続的に審議日が設けられる。クリスマス休暇(南半球のオーストラリアでは夏休みに当たる12月後半から1月いっぱい) や4月、冬休み(7月)の時期には、長期間にわたり審議が行われない。また、1週間のうち、審議が行われるのは原則として月~木曜日である(金曜日には、通常審議は行われない)。年間の審議日数はおおむね70日余りであり、2006年の審議日は72日間、2007年は75日間であった。

議員の投票行動は、基本的に党の方針に従う。例外は、ホモセクシュアルや妊娠中絶などの場合であり、このような案件については、投票行動に党が拘束をかけず各議員の良心、信条に任せられる。

4)議院内閣制

オーストラリア憲法は、内閣制度について何の規定も置いていない。内閣の運営 や議会との関係の規律などは慣習によって行われる。下院における多数政党の首班 が、連邦総督により任命されて首相となる。首相は下院議員から選出されなければ ならない。閣僚は原則として連邦議会議員であり、首相によりその人選と各々の職 務が決定され(正式な任命は連邦総督が行う)、連帯して議会に対して責任を負う。 野党は、常に影の内閣を組織する。

付表 1 2007 年審議法案数一覧

提出者	成立	不成立	計
内閣	172	24	196
上院	12	8	20
議員	0	100	100
計	184	132	316

法案は通常,内閣が提出する(議員にも法案提出権はある。議会ホームページにリスト等が掲載されている)。実質的には内閣・大臣・行政府が法案作成を主導しており,議会は形骸化している面も見受けられる。2007年(暦年)に審議された法案について成立状況等は,付表1の通りである。内閣提出法案の成立率は極めて高く,成立法案の大部分は内閣提出である。議員提出法案は1件も成立していない。ちなみに,2007年に審議された議員提出法案100本のうち,民主党議員提出が60本と圧倒的に多かった。

審議日数をみてみよう。2007年(暦年)に可決された法律 184本の審議期間を、 先議院に提出されてから後議院で可決されるまでで見ると最短で 1日、最長で 316 日である。ところで、これは、議会の審議日(開催日)以外の日を含んでいること から、先議院に提出されてから後議院で可決されるまでの期間における議会開催日 のみを数えると、最短で 1日、最長で 61日である。そして、法律の 9割以上が、提 出されてから 20 開催日以内で成立している状況にある。オーストラリアの連邦議会 では原則として委員会審議が行われないなど、審議の仕方も異なることから、他の 国とは一概には比べられないが、短い審議期間は特徴的と言えるのではないか。

5) 内閣

首相は下院議員であり、大臣は、議員であるのが原則である。首相・大臣は、多くの場合党の幹部でもある。概して、大臣になる議員は継続的に大臣を務める傾向がある。1983 年以後の 13 年間の労働党政権時と、11 年間の保守連立政権時の大臣を、特に農業に関連の深いポストである、第一次産業(農水林業)、貿易、に着目してみると、内閣改造があっても担当省を変わらずに継続して大臣を務める例が多く見られる。更に、同一議員が、担当省を変わっても別の省を担当して大臣の任を続ける傾向が見て取れる(付表 2、付表 3)。

特に、保守連立政権の場合には、農業に関連の深い3閣僚のポストは、農業を基盤とする国民党の議員が務める。国民党は小党であり、幹部議員となると更に数が限られることから、同じ議員が継続して大臣職を務める傾向が顕著であり、アンダーソン、ヴェイル、トラスの3人が、ハワード政権中継続してこの3閣僚ポストを担当した。途中で大臣を退いているフィッシャー、シャープは、その次の選挙で引退している(付表3)。

付表 2 前回労働党政権の農業関係閣僚

内閣	ホーク①	ホーク②	ホーク③	ホーク④	キーティング・①	キーティング②	キーティング・③
期間	1983.3-84.12	1984.12-87.7	1987.7-90.4	1990.4-91.12	1991.12-91	1991.12-93.3	1993.3-96.3
					.12		
第一次産業	Kerin	Kerin	Kerin	Kerin			→Collins
				→Crean	Crean	Crean	Crean
貿易	Bowen	Dawkins	Hayden→				Cook
			→Evans	Evans	Evans	Evans	→McMullan
運輸	Morris	Morris	Evans	Beazley		Richardson	→Brereton
			→Willis	→Kerin	Kerin	→Collins	Collins
地方政府	Uren	Uren	Young	Hand	Hand	Hand	Howe
			→Holding				

付表3 保守連立政権(ハワード政権)の農業関係閣僚

内閣	ハワード①	ハワード②	ハワード③	ハワード④
期間	1996.3-98.10	1998.10-01.11	2001.11-04.10	2004.10-07.11
農水林業	Anderson	Vaile		→McGauran
		→Truss	Truss	Truss
貿易	Fischer	Fischer		→Truss
		→Vaile	Vaile	Vaile
運輸・地域開発	Sharp	Anderson	Anderson	Anderson
	→Vaile			→Truss
				→Vaile

6) 行政府(公務員)

上記の議会での法案審議状況からも伺えるように、法案作成は実質的に各省庁の 仕事である。しかも、法律に、委任規定(実施の詳細を政令等に委任)があるため、 担当省庁の実質的な法律・規則制定機能は拡大していると言われる。

公務員は、選挙によって政権政党(大統領)が変わると、幹部公務員の大規模な 入替が行われる米国とは異なり、幹部も含めて選挙結果に左右されず終身的に職務 に属するものと観念されている。すなわち、公務員の運営の原則は「公務法」に規 定されているところ、イギリスに範をとり、

- ① 能力についての試験・検討に基づく採用
- ② 党派的性格を持たない権威による公務員組織・業務管理の統制
- ③ 恣意的解雇から公務員の地位を擁護

④ 役割・職位の職階制とそれに従う給与・給付体系と昇進秩序 といった原則を持つ。

昇進や管理職ポストへの任用は、「生え抜き」職員を昇格させることもあるが、空きポストを公開して公募することが行われる(当然ながら「生え抜き」職員が応募することは可能)。職員が公募により採用される道があることから、幹部であっても、省庁間(及び民間との間)での流動性がある程度存在する。

各省の事務次官クラスは、首相府の次官が関連大臣と相談の上で報告書を作成し、これを受けて首相が任命する(公務法に規定)。事務次官の場合には、契約方式となっていることが特徴であり、任期も契約により予め定められる(最長5年まで)、更新も可能である。付表4は、農業に関係の深い3省の2000年以後の事務次官の一覧である。任期が保証されており、特段の理由がない限り途中で解任されることがなく、カルヴァート元外務貿易省次官(若いときから外務貿易省で勤め上げた「生え抜き」)のように、7年にわたり事務次官を務めた例もある。また、ある省の次官を退任したあと、別の省の次官に就任することもあって、テイラー次官は、ヴィクトリア州政府の農業省事務次官を出発点に、同州天然資源省、連邦政府農水林業省、同運輸・地域開発省と、16年間継続して事務次官の職にある。また、テイラー次官の前に運輸・地域開発省次官を務めたマシューズ次官は、テイラー次官の前任の農水林業省次官でもあった。

農水林業省 Taylor, M Hewitt, J 2 O'Connell, C 2007.6-2000-04.10 004.10-07.5 外務貿易省 Calvert, A 1 L'Estrange, M2 998.7-05.1 005.1-運輸・地域開 Matthews, K Taylor, M 発省 1999-05.2 2004.10-

付表 4 農業関係省の 2000 年以後の事務次官

公務員は、実務に詳しく委任立法(規則等)の権限を持ち、大臣らに専門的助言をする立場にあること、法律そのものを、実質的に起案する役割を果たしていることから、非常に大きな政策決定への影響力を持ち得る。

公務員の影響力が制約される要素としては,

① 社会的な注目を集め、主要関係者間でも意見が相違したり、政党間の対立事項となっている案件については、政治(政党、内閣、大臣)主導で政策の方向が定まる。(例、小麦輸出制度について、前政権(ハワード首相の保守連立政権)では、国民党の立場を優先して、反対意見も多かったにもかかわらず輸出独占を継続する立場を取った。労働党も当初は輸出独占継続の立場だったが、選挙戦の途中で立場を転換し(2007年10月)、政権を取った後は輸出独占廃止の手続きが進んで

いる。逆に、FTA 交渉に関して、労働党は FTA よりも WTO を重視するとの方針 を唱えているものの、オーストラリア内部にはいまや FTA の推進そのものに大き な異論があるわけではなく、FTA 推進の方針に基本的な変化はないと思われる。)

② 政策の大枠や方向性については、内閣、大臣の意向が反映されやすいと考えられる。その所管事項についての大臣の知見が高く指導力が大きければ、より細部に関しても大臣の考えが反映される。これは、大臣と行政部局との力関係によって定まってくるところが大きく、同一人物が長期間大臣ポストを継続して担当するオーストラリアの仕組みの場合、概して大臣の力が優勢になるのではないか。

(2) セミフォーマルプロセス

1) 政党

政党そのものは、三権のシステムに公的・制度的に位置づけられるものではないが、議院内閣制のもとで、政党の方針に従った議会での投票行動(法案の審議・採決)がとられ、第一党の党首が首相となり、幹部は大臣となることとなっている。

また,保守連合と労働党との二大政党制が継続しており,野党になった政党は「影の内閣」を組織することも確立した慣行である(豪州議会事務局が編集する議会ハンドブックには,歴代の影の内閣の大臣のリストも添付されている)。

最近の連邦政府は、1975年からの保守連立政権が、1983年に労働党政権に交替、1996年以降は11年半にわたり保守連立政権となっていた。2007年末に労働党ラッド政権となって現在に至っている。

このように、政党は、首相を選出、政策の基本的方向を定める、重要な役割を果たす。ただし、労働党と自由党とでは党組織の位置づけがかなり異なるとされている。労働党では、政策方針の決定や閣僚候補の選定について党大会や議員総会が決定的な力を持つのに対し、自由党では、党首の権限・裁量権が大きく、党首の考えを反映して政策路線や閣僚が決まる可能性が高いとされる。ただし2007年12月発足当時、労働党ラッド首相は、伝統的な方法ではなく自らの意思で閣僚を選定すると述べており、労働党にも変化が見られるのかもしれない。

政策決定過程に関して,注目されるのは保守連合(自由党と国民党),労働党であり,特に政権を現に担っている方の党である。野党であっても二大政党であれば, 政権党もその動向を意識せざるを得ないという意味では影響があろうが,政策決定 に対し決定的な力は持ち得ない。

オーストラリアの主要3政党は、それぞれ明瞭にわかる職能的基盤を有する。

労働党:労働組合

自由党:ビジネス部門(製造業,金融業,商業)

国民党(地方党):農牧畜産業従事者

主要3政党以外の政党はいずれも弱小であり、過去に、民主労働党、オーストラリア党、民主党、ワンネーション、グリーンズ、家族優先党などが勃興しているも

のの、政策決定を左右する力を持つことはほとんど無い(過去においてもほとんど無かった)。過去 60 年間、無所属を含む「その他」政党の議員数を合わせても、国民党の議員数以上になったことがないとされている。2007 年の連邦議会選挙の結果、議院の勢力は、上下両院の226 名中、主要3政党が217人を占め、残る9はグリーンズ5、家族優先党1、無所属3であり、民主党は完全に議席を失った。

2) 各種諮問委員会等

圧力団体(後述)は、内閣、大臣、公務員など意思決定の実質的権限があると評価している各レベルに対して活動を行う。行政部の側でも、圧力団体に助言と専門情報を求めるため、制度化された関係を結ぼうとして、諮問委員会などフォーマルな組織を形成する。(諮問委員会などはフォーマルな制度であるが、その答申や提言の内容がそのまま政策に反映することが制度化されているわけではないので、「セミ・フォーマル」と位置づけた。)

3) パブリック・コメント

主要な政策を検討する際には、パブリック・コメントを求めることがしばしば行われる。「有識者会議」が検討する事項について、一般からの意見を求める場合もあり、法案について議会への正式提出前に公開し、パブリック・コメントを求めることもある。諮問委員会等(上記)もパブリック・コメントを求めることがある。外国とのFTA交渉やその事前研究会に際しては、パブリック・コメントを求めることが恒例化している。

パブリック・コメントには、誰でもが意見を提出できる。提出されたコメントは、 原則として公開されるもようである。

4) パブリック・コンサルテーション

パブリック・コンサルテーションも、関係者の意見を求めるために行われることがある。省庁や検討委員会などが、関係者を呼び寄せて行うものである。パブリック・コメントが、今では郵送だけでなく、インターネットを利用して、誰でもどこからでも提出することのできるのに比べると、パブリック・コンサルテーションへの参加は限定されるが、主要関係者と考えられるものが選定される。

5)選挙

選挙そのものは公式なプロセスであるが、選挙は基本的に政党候補に投票するものであり、党の選挙向けプラットフォーム(公約)は様々な政策を含んでいることから、個別の政策が直接に対象とされるわけではない。多数党の選出を通じて、間接的に種々の政策に影響する。

選挙権は、18歳以上のオーストラリア国民が有する。オーストラリアの選挙は「強

制投票」(compulsory voting)である。強制投票は投票率の低迷(1922年の連邦選挙で60%程度)が問題とされた1924年に導入された。現実には票を投じるところまでは強制されないが、有権者は有権者登録をしなければならず、投票所に出頭しなければならない。さもなければ罰金を科すしくみとなっている(罰金額は20豪ドル又は50豪ドル)。強制投票のもとでの投票率はおおむね、95%程度である。この投票率は、任意投票の制度をとる他の先進国に比べて相当程度高いとされている。一般に投票率が高くなると保守的政党にとっては不利になると言われているが、オーストラリアの場合には強制投票が既に80年間も続いていること、強制投票が導入される以前の1904年に早くも労働党が政権を獲得していること、を考えると、強制投票が労働党に特に有利に働いていると言えるのかについては慎重な検討が必要であるう(Bennett, S., (2005))。

(3) 非公式プロセス

1) 圧力団体

圧力団体は、政策の分野ごとに各種存在するが、農業・農産物貿易問題に関しては、基本的に農業団体、農業者団体、アグリビジネスが該当する。消費者団体などの関心は、価格、安全等であり、国内農業に対する補助金が少なく、政府による価格統制等もないオーストラリアでは、遺伝子組換え作物の導入などその関心に該当する問題を除いては、一般的に農業・農産物貿易問題での圧力団体とはならないと思われる。

農業団体等では1979年に発足した全国農業者連盟(NFF)が代表的な圧力団体である。傘下には、各州ごとの農家団体、主要作物の全国団体を収めている。当然ながら、農業者の利益の拡大のために活動するものであり、その目標・任務として、力強く進歩的で持続可能なオーストラリア農業をめざし、政府、議会、より広い社会に対して働きかけること、を掲げている。傘下には、各州ごとの農家団体、主要作物の全国団体を収めている。

NFF 以外の農業団体等は、各州、各作物で種々存在する。これらの団体のなかには、NFF に参加していないものもあり(例えば、オーストラリアでは主要作物とは言えないかもしれないが、豚肉、鶏肉の団体はメンバーとなっていない。野菜、果実関係も(乾燥果実団体を除いては)加わっていない)。NFF に参加している団体も、関心分野については、自らも働きかけ等の行動をとる。

圧力団体が圧力を掛ける手段は、ロビー活動(後述)が中心である。世論(有権者)に訴えるような働きかけは、大がかりとなり費用もかかるため「最後の手段」である。

2) ロビー活動

農業団体等の圧力団体が、政策決定に関与すると考えられている閣僚、議員、行

政府への働きかけを行う。米国の場合には、連邦議会が実質的に強力な法律の制定権限を有していることから、議会・議員への働きかけが極めて重要となるが、オーストラリアでは議会や一般議員へのロビイングは無駄と考えられている。立法過程が実質的に内閣によって行われており、議員は政党の方針に沿って活動するからである。

ロビイングは、内閣、大臣、上級公務員に対して行われる。政党に対しても行われる。 れうるが、具体的政策への影響を考える上では、内閣、大臣(政党の幹部)、上級公 務員に直接働きかける方が有効なのであろう。 農業団体との結びつきの強い国民党への働きかけが特に有効と考えられる。

豪州公務委員会(Australian Public Service Commission)は、ロビー活動についての行動規範を策定し、プロのロビイストは、登録(氏名や雇い主など)を義務づけられること、ロビイストであることを政府関係者に開示すること、不正を行わないこと、元政府関係者が一定期間内にロビイストになることの禁止、を規定している。ただし、団体等に雇用される職員そのものが、団体の利益のために公務員等に説明や要請を行うことは、プロのロビイスト、プロのロビー活動とは見なされず、この行動規範の適用はない。

3) マスメディア

オーストラリアの場合、大手メディア企業による独占が進んでいる一方、全国紙は2紙しかなく発行部数もわずかであって、州都の主要紙が中心である。テレビ放送は、2つの公共放送(ABC、SBS)と3つの民放のネットワークがある。

オーストラリア政府は、出版・報道に対して直接的な統制を行う権限は、少なくとも平時には有していない。新聞、TV ニュース等は、政権や主要政党に批判的な報道をすることがあり、基本的にはそれに制限を課されることはない。マスコミが不偏不党かについては、立場により見解が分かれることもあろうが、特定の業界の業界紙などを別にすれば、少なくとも、一般的な新聞や TV 報道が特定の政党や選挙候補者を支持したり逆に攻撃したりする「キャンペーン」を行うことはない。

2. 関与者

(1)以上のようなプロセスに関与する関係者の間では、農産物貿易政策に関して、全体として自由貿易推進に賛同という立場が主流と考えられる。その中でも、自由貿易推進の立場を特に明確に主張し積極的に推進しているのは、政党及び圧力団体であり、以下にこれらについて若干補足する(なお、末尾の付表5による概観も参照されたい)。

(2) 政党

豪州の基本的な政治の構図は、自由党と労働党の二大政党制であり、2 つの党が政権交代を繰り返してきている。国民党は与党の時も野党の時も自由党と連携して保守

連合を形成する。

農業政策、貿易政策に関しては、保守連合(自由党、国民党)、労働党ともに、自由 貿易推進という基本的立場は共通していると思われる。その中では、第一次産業を基 盤とし、追求するべき基本的価値の一つとして「地方、遠隔地の事業を支援すること」 を掲げている国民党が、最も国内農業への補助・配慮に熱心と言えよう。なお、現在 の国民党議員(連邦議会)の出身州は、クイーンズランド州、ニューサウスウェール ズ州、ヴィクトリア州の3州のみである(西オーストラリア州、南オーストラリア州、 タスマニア州から連邦議会に選出されている国民党議員はいない)。

農業者等を基盤とする国民党は、小党ではあるものの、連邦政府発足後ほどなく結成され、その他の小党とは異なって、継続的に存続してきた歴史と実績を持つ。国民党の基盤である農牧畜産業が、豪州の経済・社会の中で相対的な地位を低下させていることを反映して、その議席数は最近数十年間をみると減少傾向が続いてきた。しかしながら、先の内閣の項で述べたように、国民党議員が、農業に関係の深い、農水林業、貿易、運輸・地域開発の3閣僚のポストを担当し、農業問題に関しては、多数党である自由党も国民党には配慮するので、大きな影響力を発揮してきたように見受けられる。

なお、労働党は、19世紀半ば以降の労働運動、労働組合運動にその起源を有し、労働者階級の利益を代表する労働組合により形成された。1901年に連邦政府が成立すると、そのわずか3年後の1904年には政権をとっている。自由党は、労働党に反対するため政党として、社会のビジネス部門である、製造業、金融、商業のなかにその起源をもって結成された党である。

(3)連邦政府の省庁

オーストラリア連邦政府で農業と関連政策を担う省庁は、農水林業省、外務貿易省、インフラ・運輸・地域開発・地方政府省であり、それぞれ農業、農産物貿易、農村を担当して、農業に関わっている。農産物貿易問題に限れば、主として、農水林業省、外務貿易省の担当であって、交渉そのものは外務貿易省が行い、農水林業省は、通常は前面には立たないが交渉に際しては外務貿易省と密接に連携する。

(4)全国農業者連盟(NFF)

全国農業者連盟 (NFF) は、各州ごとの農家団体、主要作物の全国団体を傘下におさめる全国的な圧力団体である。農業者の利益拡大を追求する立場であるが、その方法として、価格支持や農業補助金等を求めるのではなく、規制の撤廃・緩和によって、自由な農業経営を実現することでそれを達成しようとしている。1979年の設立当初から、価格・需給調整など政府の介入を否定し、市場志向で農業所得安定を目指す方針を標榜してきた。

3. 具体的な政策決定の経過例:小麦国家貿易の解体

農産物貿易に関連する具体的政策決定の実例として、小麦販売制度の変化(シングルデスクの解体過程)を取り上げて、その実行を見てみよう。この件では、専門家グループが検討するに際しても、法案を議会に提出する前にもパブリック・コメントを求めた。特に、法案について、法案を作成した農水林業省が求めたほか、正式提出前に提示を受けた上院が別途パブリック・コメントを求めており、全体として極めて濃密な検討が行われている。保守連立の中でも、自由党と国民党とが異なる意見を提出するなど、事例とするには格好の材料と考えられる。

(1) 概況

オーストラリアでは、かつては保護主義的な農業政策がとられており、多くの農産物について、独占的な輸出権限を付与された機関が国内で生産された農産物の輸出を独占する仕組みがとられていた(輸出国家貿易)。それが、1970年代、80年代の保護農政の見直し、1980年代後半からの経済全般にわたる改革(規制緩和)の流れの中で、その廃止が進んできた。

輸出独占権(シングルデスク)が廃止されてきた結果、オーストラリア全体を対象とする輸出国家貿易としては、小麦が最後まで存続していた。その小麦の輸出独占も遂に解体され、2008年7月1日からは新たな輸出承認制度が実施されることとなった。新制度のもとでは、財務要件、輸出先への条件を満たす能力等があれば、輸出承認が与えられることとなる。小麦の輸出独占制度は、以下のような変遷を経てきている。

(2) 小麦の輸出独占制度の変遷

1) AWB の発足と独占権の確立

1930年代は小麦価格が下落し、業界は厳しい経済的不調に陥った。

1931年、小麦助成法(Wheat Bounty (No.2) Act)が成立し、小麦生産者は、初めての豪州政府からの援助を受け取った。これは、1931-32年度に販売された小麦についてブッシェル当たり 4.5ペンスの助成金を供給するものであった。1930年代を通じ、更なる助成金や負債救済措置が豪州政府によって行われた。州も、小麦生産者を支援するための直接及び間接の措置に資金を出した。

豪州小麦ボード(AWB)は1939年国家安全保障法(National Security Act 1939)により小麦の買入れ、保管・輸送、販売を行う法定主体(statutory authority)として設立。法律により、国内外の市場において強制的買い上げと価格安定を認められた。この戦時措置により、価格・出荷に関してカルテルを組んだ小麦商人の支配から逃れることができたので、小麦生産者にとって魅力的であった。

戦後の包括的な販売体制は、1948 年小麦産業安定法(Wheat Industry Stabilisation Act 1948)により確立し、AWB が国内産の小麦の国内・国外販売について単一の受

け入れ及び販売権限を有することが維持された。

2) 規制緩和の改革(独占権の縮小)

1970 年代末頃から、独占による非効率等が指摘されるようになり、小麦販売体制を規制緩和の方向に変更しようとする勢いが強くなった。1989 年には、豪州政府は国内販売を自由化し、AWB は国内市場での独占権を失った(1989 年小麦販売法(Wheat Marketing Act 1989))。更に、1992 年、AWB の借り入れに対する政府保証が打ち切られた。

1995年には全国競争政策が合意され、農業・貿易分野に関しても競争制限的な規制の廃止・修正が行われた。農業に関しては、(もともと国際的には低い水準にある)輸入関税率の実行税率の引き下げ、酪農改革(加工用乳・飲用乳の価格統制等を廃止し、生産・流通を自由化)、などが行われた。

小麦輸出制度に関しては、1998 年 6 月に、AWB インターナショナル・リミテッド社が設立され、この民間企業が輸出を担うこととなった。AWB インターナショナル・リミテッド社は、他の小麦輸出業者によるバルク輸出に対して拒否権(他の業者による小麦バルク輸出許可申請が許可されても、それを覆して輸出を阻止する権限)を行使する、という形で輸出を独占してきた。

2005 年 4 月に発出された生産性委員会の全国競争政策改革の報告書では、政府に「シングルデスクについて独立した透明性のあるレビューをすること」を提言。豪州政府は、2010 年までに競争を制限する法律の見直しを行うことが求められた。

3) 更なる改革の動き:ハワード政権下

全国競争政策による改革で、州レベルでの穀物流通制度の規制緩和も進んでいる。 しかし、AWBによるオーストラリア全体の小麦輸出独占については、生産性委員会 が、輸出独占によるコストはその利益を上回るとの検討結果を発表し、全国競争政 策の法律レビューでも同様の評価がなされているにもかかわらず、連邦政府は輸出 独占を継続するとの判断を維持してきた。2004年には、袋入り、コンテナ入りの小 麦輸出は AWB の同意なく可能となったが、その割合はわずかなもの(全体の 1~ 4%)にとどまっていた。

ところが、2005 年 10 月に、イラク向けの小麦輸出に関して、AWB が旧フセイン 政権に賄賂を贈っていたことが発覚し、調査委員会が設置された。賄賂問題に端を 発した本件は、やがて輸出独占権批判に及ぶようになる。2006 年 12 月には、首相 及び副首相の声明により、AWB の拒否権を停止し、輸出の許認可を行う小麦輸出局 (WEA) を農水林業大臣が指揮する、とする暫定措置が導入された。

2007年5月になって、上記の暫定措置は2008年6月末まで延長され、その間に、 小麦生産者が、輸出独占権を運営する生産者所有の会社を設立する機会を与えられ ることとなった(生産者が会社を設立した後、その会社に輸出独占権を与える法制 が導入される)。言葉を替えれば、輸出独占(国家貿易)は当面維持されるということであり、その後の方向性(撤廃等)も明確に示されず、判断が先延ばしされた格好である。この問題に関しては、2007年1月に小麦輸出諮問グループが設置され、同年3月末までに小麦輸出制度に関して報告することとなっていたが、その報告書は提出されないままになった(実際には首相に提出されたが、非公開扱いとされていた。その後、情報公開法による請求を受けたとして、公開された(2008年8月上旬))。この時点では、農村票を基盤とする国民党(当時は連立与党の一角)の巻き返しが成功し、問題は先送りされた形になった。

4)輸出独占権解体へ:労働党政権

その後、2007年10月、労働党は11月の連邦議会総選挙に向けて出した政策文書で、小麦輸出についてのシングルデスクを支持するというそれまでの方針を転換し、AWBの輸出独占権を廃止することを打ち出した。政策文書では、「シングルデスクを維持する」と言っているものの、実態としては、従来のAWBインターナショナルのような輸出独占権を持つ事業者は認めないこととする内容である。小麦生産者は、認可された生産者協同組合等を通じて直接バルク輸出に参画できることとしている(従って、「シングルデスクを維持」とは、Export Wheat Commission(2007年10月に、それまでのWheat Export Authority にかわって小麦のバルク輸出を管理する機関として設置された)にかえて新たに設立する「Wheat Exports Australia」がバルク輸出についての唯一の輸出免許発行者になる、という意味に留まると思われる)、総選挙で労働党が勝利したことにより同年12月に労働党ラッド政権が発足したことから、輸出独占の解体の方向が固まった。

(3) 小麦輸出制度改革(輸出独占体制解体): 2008 年小麦輸出販売法

2008年3月5日付けで、2008小麦輸出販売法案が公開され、農水林業省(及び Export Wheat Commission)から、2008年4月3日までパブリック・コメントを募集。32件のコメントが提出された(コメントはウェブ上に公開。個人の農家が、輸出独占の解体に強い反対を表明したが、小麦生産者団体には賛同を表明したところもある)。

この3月5日付けの2008年小麦輸出販売法案は,議会に正式に提出される前に,上院に提示され,地方・地域・輸送委員会が,その内容を吟味し評価を行った(2008年4月)。その報告書は,同法案を基本的に支持し,若干の修正等を勧告する内容であり,4月30日に上院議長に提出され,公開された。(ただし,自由党議員が補足意見を付している。また,国民党議員は反対意見を添付した)。

2008年小麦輸出販売法案は、3月5日付けのものから若干の変更を加えて、5月29日、連邦議会に提出され、下院では6月4日に可決した。上院には6月16日に提出され、同19日に可決された。野党保守連合のうち国民党は小麦生産者にとって不利益であるとして、上院での事前の評価においても、法案の議会審議においても反対を続け

たが、野党保守連合の自由党は法案に賛成した。審議過程でも若干の修正がなされたが、法案の概要は上記のものと変わっていない。これにより長年続いた小麦の輸出独占は2008年7月1日をもって正式に解体されることとなった。

輸出認可制度については、法案の審議と並行して、EWC が主要生産者団体、輸出業者、業界コンサルタント、協同組合といった業界との協議会合を経てその案を作成し、公衆のコメントを求め、作成した。基本的には、認可の適格性などは、同法の規定と同じであり、申請手数料等の規定が追加されている。7月1日に、EWC に替わって発足した WEA がこれを運用していくこととなる。

法律の概要は以下の通りである(当初3月の法案からは変更があるが,大枠は変わっていない)。

- ・ 法定機関 Wheat Export Australia(WEA)が設立され、小麦のバルク輸出を、輸出 認可制度を通じて管理する。WEA は 4 人以上 6 人以下のメンバーからなり、農 水林業大臣により任命される。
- ・ WEA は、同法の主要規定に従って輸出業者の適格を審査できる輸出認可制度 を構築。WEA は認可に条件を付けたり、認可を停止・撤回することが可能。認 可申請にはコスト回収するための料金を課すことが出来る。認可は、譲渡を禁じ られる。
- ・ 認可を与えられる適格性として、会社であること、財務が健全であること、リスク管理方針、犯罪履歴、輸入国の検疫をクリアする能力などを確認する。
- ・ 認可を得た者に課される条件として、①小麦輸出の詳細な年次報告提出、②国 内及び外国の法令の遵守状況の年次報告、③認可に影響しうる会社の状況の変化 の報告、④条件違反があれば罰金や認可の取り消しとなる。
- ・ 認可を受けた輸出業者が港湾積み出し施設を使用するのを不当に阻害されないようにする (積み出しサービスの利用条件の公表や,他の認可業者に港湾積み出しサービスの提供を拒む者に輸出認可を与えないこと)。
- ・ WEA は認可された業者から必要な情報を求めることが出来る。WEA は定期的 に生産者に報告する。

(4) 考察

1) 政策決定課題としての位置づけ

小麦輸出制度の改革については、大きな関心が寄せられ、相当に慎重で大がかりな検討が行われたと言えよう。特に議会に提出される前の法律案そのものを政府や議会自身がパブリック・コメントの対象としたのは異例のことと思われるが、これほど濃密な調整手続きが行われたのは、輸出依存度の高いオーストラリア農業にとって小麦は最重要の輸出産品の一つであり、その経済的な重要性を反映したものであろう。もちろん、長年にわたって規制緩和の課題とされ続けてきた事案であること、しかも、直接的な利害関係者の間でも意見の対立が続いてきたことも大きな理

由と考えられる。また、イラクの旧政権への贈賄スキャンダルでも世間の注目が高 まったことも背景にあったと考えられる。

2) 各プレイヤーの行動

連邦議会は、上院が、正式に法案が提出される前にパブリック・コメント募集を 含む検討を行うなど、異例とも言える慎重な手続きを行った。しかしながら、或い はその事前手続きがあったゆえか、正式の審議に入ると、実質審議期間わずか数日 で下院、上院とも可決している。オーストラリアの議会審議の早さが反映されてい るとも考えられる。

各政党は、いずれも基本的には自由貿易を強く志向しているが、小麦輸出制度については明確に立場を異にする。国民党は一貫して輸出独占体制維持の立場である。 労働党は、2007年秋の選挙運動を機に輸出独占体制を解体するとの立場を明確にし、対する自由党は、選挙前は保守連立の国民党に同調して輸出独占体制維持の立場だったのが今回は輸出独占体制解体の法案に賛成した。

輸出独占体制解体は、従来からの流れに沿ったものではあるが、それが 2008 年に 急速に進んだのは、政権交代により、労働党内閣が発足したことによる部分が大き いと考えられる。行政府(公務員)は、この問題については、「大臣の指示に従う」 というスタンスであったのではないか(政権交代前後を問わず)。

農業団体は、統一した意見を持たなかった。生産者団体にであるオーストラリア穀物協議会や穀物生産者協会は、輸出独占体制解体を支持する立場であったが、個々の小麦生産者には反対の声が高かったとされる。こうしたなかで、パブリック・コメントの募集に対して、オーストラリア穀物協議会や穀物生産者協会、個々の農業者などが意見を提出したが、全国農業者連盟(NFF)は、パブリック・コメントに意見を提出していない。NFF はこれに先立つ 2007 年秋の選挙向け政策プラットフォームにおいても、小麦輸出制度には言及していない。これらは、特定の農産物の問題だから口をはさまなかったということにとどまるのではなく、直接の関係者間でも争いのある問題について調停・調整するような機能・能力をNFF は備えていないということを意味するのかもしれない。

国民(有権者)一般の反応は鈍かったと思える。長年の懸案事項であり、かつイラクへの贈賄スキャンダルもあって、輸出独占権見直し問題は、一般にも広く知られていたと考えられるのに、農家以外の個人からはパブリック・コメントへの意見提出がなかったようである(穀物生産農家や元農家からは、個人での意見提出が幾つか見られる)。国民(有権者)一般が関心を払わなかったということはないであろうが、直接利害関係のない個人がパブリック・コメントを提出するほどまでには至らなかったようである。

3)政治的含意

農業を背景にする国民党にとって,経済分析によって非効率と批判されている小 麦輸出独占制度を,(一部)穀物生産農家の支持を背景にして断固維持し続けるこ とには、その党としての存在意義を示す象徴的な意味合いもあったと考えられる。 保守連立が政権の座にあった時期においても、一部自由党議員は規制緩和を主張するなど、この問題に関して国民党と自由党との結束は必ずしも強くなかったと考えられる。与党時代には政権維持のために国民党に配慮して自由党が同調していたものであろうが、ここにきて明確に対立の立場となったことは、今後の両党の連携や、将来再度政権を取った場合の農業関係大臣ポスト(ハワード政権では、国民党が独占していた)の人選にも微妙に影響を与えていくかもしれず、動向が注目されるところである。

[主要参考文献]

オーストラリア公務委員会ウェブサイト(http://www.apsc.gov.au) 〔ロビイングの行動規範,公務法(Public Service Act 1999)などについて〕

ジェンシュ, D., 関根政美他訳(1985)『オーストラリア政治入門』, 慶應通信

シドニー日本商工会議所(2008)『オーストラリア概要 2008』

Bennett, S., (2005) Compulsory voting in Australian national elections, Research Brief, Parliament of Australia, Department of Parliamentary Services

Parliamentary Library, Parliament of Australia (2007), Parliamentary Handbook of the Commonwealth of Australia (41st Parliament)

Podger, A., (2007) "What Really Happens: Department Secretary Appointments, Contracts and Performance Pay in the Australian Public Service", *The Australian Journal of Public Administration*, vol.66, no.2, pp. 131-147

Senate Table Office, Parliament of Australia (2007), "Bill List (2007 Final Edition)"

付表5 プロセス関与者概観(多分に筆者私見を含む)

主体	概要・構成	役割(公式・非公式)と反映ルート	政策決定への影響度	主張
連邦総督	1名	元首 (英国王) の名代	実態としては形式的・儀礼的活動	基本的には政治的主張を持た ない
連邦議会	二院制。下院(任期3 年。定員150人),上 院(任期6年。定員76 人)。原則として解散 無し	憲法の規定により,法律制定の権限を有する。また,種々の問題に関して調査,審議する。	法律制定の権限はあっても自ら提出の法案を成立させることは殆どなく, 内閣提出法案を短期間で可決するのが実態であり, 形骸化か。	二大政党で構成。基本的には,党の方針に従った投票行動をとる。
政党: 自由党	ビジネス部門を基盤とする	与党となった場合には, 議会審議で 法律を可決することが可能であり, 内閣・大臣を自党議員から出す。 野党の立場では, 影の内閣を組織する。	与党となった場合には, 法律制定, 自党議員の内閣・大臣を通じて具体的政策の決定に影響力を及ぼす。野党の立場では影響力は大きく削がれる (与党に対する牽制程度)。	農産物の自由貿易, 海外の関税障壁等撤廃を強く志向
政党: 国民党	農牧畜産業従事者を基盤とする	与党の場合も野党の場合も,常に自由党と連立。農業関係の大臣(農水林業,貿易,及び運輸・地方開発)は国民党議員が担当	少数党であり与党となっても政策への影響力は強くないが,農業問題に関しては,国民党議員から担当大臣を出して大きな影響力を持つ。連立の中でも農業問題に関しては,自由党が国民党の立場に配慮	農産物の自由貿易, 海外の関税障壁等撤廃を強く志向
及 注 第 完	労働組合を基盤とする	与党となった場合には, 議会審議で 法律を可決することが可能であり, 内閣・大臣を自党議員から出す。 野党の立場では, 影の内閣を組織する	与党となった場合には、法律制定,自 党議員の内閣・大臣を通じて具体的政策の決定に影響力を及ぼす。内閣・大 臣への党の拘束は自由党よりも大。 野党の立場では影響力は大きく削が れる(与党に対する牽制程度)。	農産物の自由貿易, 海外の関税障壁等撤廃を強く志向

	民主党,グリーンズ, 議会での審議に家族優先党 議員法案の提出	議会での審議に参画。 議員法案の提出。	政策決定を左右する力は殆ど無い。 議員提出法案が可決・成立することは 殆ど無い。	一般的に農産物の自由貿易を 志向。グリーンズやワンネーションなど目的が特定分野に絞られる党にとっては貿易問題 は特段の関心事項とならない
长	与党党首, 与党の主 要議員	連邦総督に任命され行政を運営する 権限を有する。内閣提案の法案を議 会に提出する。	現実に成立する法案は,内閣提出法案が大部分を占めており,法律制定の実質的な権限を握る。	農産物の自由貿易,海外の関税 障壁等撤廃を強く志向
大田田	与党の主要議員。 貿易大臣,農水林業 大臣	連邦総督に任命され行政を運営する権限を有する。 内閣提案の法案を議会に提出する。	法律制定の実質的な権限を握る。政策の具体的詳細まで立ち入って決定権を発揮するかは,その個性と能力によると考えられるところ,概して大臣の任期は長く知識と経験を蓄積するため大きな影響力を持つ。	農産物の自由貿易,海外の関税障壁等撤廃を強く志向
行政府: 外務貿易 省	農産物を含め貿易交渉を直接担当	大臣への助言,関係省庁との協議を通じて政策決定に影響。内閣提出法案を実質的に起案する。委任立法(規則等)や具体的政策の詳細の立案等を担う。	法律の実施,委任立法(規則等)の策定・実施を通じて現場レベルでの政策決定を専らにする。貿易交渉の具体的な遂行,条文等詳細の立案・調整を担う	農産物の自由貿易,海外の関税障壁等撤廃を強く志向
行政府: 農水林業 省	貿易交渉に関しては , 外務貿易省に助言 ・補佐の関係	大臣への助言,関係省庁との協議を通じて政策決定に影響。内閣提出法案を実質的に起案する。委任立法(規則等)や具体的政策の詳細の立案等を担う。	法律の実施,委任立法(規則等)の策定・実施を通じて現場レベルでの政策決定を専らにする。	農産物の自由貿易, 海外の関税障壁等撤廃を強く志向
農業団体 : 全国団 休	全国農業者連盟(NF F)。州ごとの農家団 体及び主要作物の全 国団体で構成	内閣,大臣,行政府等へのロビー活動,パブリックコメントの提出,諮問委員会等への委員の輩出等	一般的には,他の勢力(消費者団体等)と対立するような論点は少なく,業界の意見が統一されている論点では影響力が大きいと考えられる。	農産物の自由貿易, 海外の関税障壁等撤廃を強く志向

農業団体	農業団体 州ごとに農家団体,	内閣,大臣,行政府等へのロビー活	一般的には,他の勢力(消費者団体等 農産物の自由貿易,海外の関税	農産物の自由貿易, 海外の関税
:業種別,	主要作物ごとに全国	動、パブリックコメントの提出、諮)と対立するような論点は少なく,業	障壁等撤廃を強く志向。ただし
地域別団	団体が存在	間委員会等への委員の輩出等	界の意見が統一されれば影響力は大 , 団体による意見の相違あり	, 団体による意見の相違あり。
本			きいと考えられる。	
農業生産	個々の農業者。農家	所属農業団体を通じての意見表明。	個人レベルでは,大きな影響力を持た	農産物の自由貿易, 海外の関税
≁	数155千戸。農業雇用	パブリック・コメントの提出	ない。	障壁等撤廃を強く志向。ただし
	者334千人			,規模,業態等による意見の相
				違あり。
マスコミ	新聞(州都主要紙中	報道内容を通じて,政策決定に関与	報道の内容・姿勢, 伝わり方やタイミ	「中立」: オーストラリア国内
	心), テレビ (5局)	する各主体に情報を提供	ングによっては,大きな影響があるの	には,農産物の自由貿易への異
			ではないか。	議は殆ど無いため, 基本的には
				自由貿易賛同の立場と考えら
				NS
消費者	「一般」のオースト	「世論」を通じての影響力行使。	数の力により大きな影響力を持ち得	国内での価格,安全性などには
	ラリア人	消費者団体によるロビー活動など。	るが,それには,数の力が同じ方向に	敏感だが,貿易問題に関しては
		パブリック・コメントの提出	まとまるテーマが必要。農産物貿易問	際だった意見はないと考えら
			題は必ずしもそれにならないのでは	れる。
			たいか。	
有権者	18歳以上のオースト	選挙による政権政党の選出	政権政党を変更し得る点で決定的で	オーストラリア国内には,農産
	ラリア人。強制投票		ある一方,個々の政策への影響は間接	物の自由貿易への異議は殆ど
	<u>事</u>		钓	無いため,基本的には自由貿易
				賛同の立場と考えられる

注. 主張は、特に (農産物) 貿易政策に関する主張を念頭に置いた記述としている.

〔カントリーレポート:オーストラリア 付属資料2〕

オーストラリアの FTA 締結パターン (GTAP 分析)

1. はじめに: オーストラリアの FTA 追究パターンと GTAP モデル分析との対比

オーストラリアは、「WTO よりも早くより深い市場アクセスが達成できる FTA をプラグマティックに追求する」ことを標榜して積極的に FTA を推進し、その際の第一の方針として、「実質的な商業上の利益・広範な経済利益」の追究を掲げてきた。

これまでのオーストラリアの FTA 締結パターンをみると,チリは例外として,貿易額上位の相手国との FTA の締結,交渉,共同研究を進めてきている状況にあり,上記の方針に沿った締結行動を取っているようである。他方で,EU との FTA については,貿易額では上位にあるにもかかわらず,これまでのところ具体的に推進する様子はない。

本稿は、こうしたオーストラリアの FTA の進め方を概観し、その「実質的な商業上の利益・広範な経済利益」の追究という FTA 締結行動が GTAP モデルを使った分析から説明できるか検証しようとするものである。

2. オーストラリアの FTA 政策

(1) WTO 交渉と FTA 交渉

オーストラリアは、ケアンズ・グループのリーダーとして野心的な農産物貿易の自由化を提案しており、引き続き WTO 交渉の成功を最優先の貿易課題としている。しかし、その一方で、「WTO よりも早くより深い市場アクセスが達成できる FTA をプラグマティックに追求する」として FTA に積極的な姿勢を示している。

(2) オーストラリアの FTA 交渉方針

オーストラリアは、貿易大臣が毎年発出する貿易報告(Trade Statement)の中で、 以下を FTA 交渉の基準 (criteria) として掲げてきた(付表 1)。

2007 年 12 月, 11 年ぶりに政権に返り咲いた労働党政権は、貿易政策に関して前政権とは異なるアプローチを追究する方向を示唆し、多国間の枠組みで成果を上げることを最重要課題としている。その一環として、FTAへの対応方針についてもレビューすることとされている。付表1の基準は、前政権(保守連立のハワード政権)のもとでのものであるが、WTO 重視は前政権でも掲げてきた原則であり、現政権においても

継続中の交渉等を引き続き推進する方針は明確である。労働党の貿易政策レビューの結果によって、その基準の見直しが提言されている(2008年9月)が、付表1の従来の基準と根本的に異なるものとはなっていない(カントリーレポート本文3.(3)参照)。

付表 1 オーストラリアの FTA 交渉の基準

FTAの利点を考慮する際、オーストラリア政府は以下について吟味する。

- ・実質的な商業上の利益・広範な経済利益を,多国間の枠組みでの努力を通じるよりも早く,オーストラリアにもたらす可能性があるか
- ・WTO原則と規則に完全に整合的で、WTOを上回る結果をもたらすか
- ・物品及びサービス貿易並びに投資にわたって、包括的で実質的な自由化をも たらすか
- ・オーストラリアの幅広い経済、外交政策及び戦略上の利益を大幅に高めるか

出典: オーストラリア外務貿易省(2007)"Trade Statement 2007".

(3) オーストラリアが締結した FTA・交渉中の FTA

オーストラリアは、これまでにニュージーランド、シンガポール、タイ、米国と、4つの FTA を締結し、チリとは署名済みであり、5つの国・地域と FTA を交渉中である(付表 2)。

付表 2 オーストラリアの FTA 一覧 (締結済み及び交渉中。2008 年 6 月現在)

相手国	現状	経緯	備考
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、タイは2025年までに
			関税撤廃
米国	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、米国は2025年までに
			関税撤廃(例外:砂糖,乳製品)
チリ	署名済み	2008年5月合意	2005年1月発効見込み
アセアン	交渉中	2008年8月妥結	2008年12月署名の見通し
中国	交渉中	2005年5月交渉開始	難航している模様
マレーシア	交渉中	2005年5月交渉開始	2006年7月以来正式交渉会合無し
日本	交渉中	2007年4月交渉開始	
湾岸協力理事会(G	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年から行っていたアラブ首長国
CC)			連邦(UAE)単独との交渉を変更

注. GCC 加盟国は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦.

締結済みの FTA において、オーストラリアと相手国とは相互に、ほぼ全ての物品 関税を撤廃することを合意してきた。廃止の例外となったのは、豪米 FTA における、米国側の砂糖及び乳製品など一部の品目である。乳製品については、米国が TRQ の枠を大幅に拡大するとともに枠内税率を撤廃したが、二次税率は維持した。そして、砂糖については、米国は市場アクセス改善を一切行わなかった。また、チリとの FTA では、チリ側の砂糖輸入関税は、撤廃ではなく削減にとどまった。しかしながら、アセアンとの FTA では途上国への配慮として関税撤廃からの除外が一定割合で認められている模様である。

(4) 今後オーストラリアが FTA を推進する相手国等

FTA は、政治的、戦略的目的をもって追求されるという側面もあるが、通常は経済的な利益の追求を第一の意義・目的として追求されると考えられる。実際、オーストラリア政府は、交渉開始前の検討段階において、経済モデルを使って FTA を行った場合に得られる経済効果を試算し、これを公表して、FTA を結ぶ意義や利益を訴える、という進め方をとることが多い。オーストラリアが、経済的観点から FTA 交渉相手国を選んでいる様子についての手がかりとして、オーストラリアの貿易相手を概観すると付表3の通りである。

付表3の各国のうち、貿易相手国として上位にある米国、ニュージーランド、中国、日本、シンガポール、タイ、マレーシアとは FTA を既に締結しているか、交渉中である。「実質的な商業上の利益・広範な経済利益」を FTA 交渉の基準の筆頭に挙げていることと整合するようである。

付表3 オーストラリアの貿易上位相手国(2007年。サービス含む)

	往復	輸出先	輸入先
1位	<u>中国</u>	<u>日本</u>	米国
2位	<u>日本</u>	<u>中国</u>	<u>中国</u>
3位	米国	米国	<u>日本</u>
4位	英国	韓国	シンガポール
5位	シンガポール	ニューシ゛ーラント゛	英国
6位	韓国	英国	ドイツ
7位	ニューシ゛ーラント゛	インド	タイ
8位	タイ	シンガポール	ニューシ゛ーラント゛
9位	ドイツ	台湾	マレーシア
10位	インド	タイ	韓国

出典:DFAT(豪外務貿易省)(2008) "Composition of Trade 2007".

注: _____ は FTA 締結済み, _____ は FTA 交渉中の国・地域.

上位の国のうち、現在のところ交渉を行っていない国についても、以下のように経済 連携強化への取り組みを進めている。

- 韓国: 2008年4月,民間の研究機関間でのFTA 研究結果を公表。2008年10月,FTA 交渉の準備会合を開始。
- ・ インドネシア: 2005 年9月に、協力を通じた貿易や投資の促進をめざす、貿易 投資枠組みに署名。2007 年7月、FTA について共同研究を実施するこ とに合意。また、交渉中のアセアンのメンバーでもある。
- ・ インド: 2006 年 3 月, 二国間経済関係の強化を目指し, 貿易経済枠組みに署名。 2007 年 8 月, FTA について共同研究を実施することに合意。

貿易相手として比較的上位であるにもかかわらず、FTA ないしそれに類する動きが見られないのは、台湾と EU (英国、ドイツ)である。このうち、台湾については、オーストラリアと国交がないため政府間交渉を行うのが困難という事情がある。残る EU との間では FTA の動きは見られないが、EU 各国との個別の貿易問題の話し合いや、EU との間で非関税障壁の軽減のために締結した相互認証合意(MRA。1998 年)の改訂に向けた協議は行われている。また、上述の貿易政策見直し提言においては、新たな FTA 交渉相手国として具体的に EU が挙げたところである。

付表 4 オーストラリアの物品貿易(FTA 締結・交渉等順。2007 年)(千豪ドル)

相手国	往復貿易額	シェア(%)
ニュージーランド	15,698,487	4.4
シンガポール	14,529,623	4.1
タイ	12,310,020	3.5
米国	33,714,198	9.5
チリ	540,698	0.2
アセアン	55,203,005	15.5
中国	52,662,741	14.8
マレーシア	10,453,929	2.9
日本	49,880,706	14.0
GCC	10,053,843	2.8
インド	10,746,330	3.0
韓国	19,410,142	5.5
EU27	60,293,132	16.9
世界計	355,850,596	100.0

注. アセアンには、シンガポール、タイ、マレーシアが重複計上されている.

付表 4 は、上から下に向かって、FTA の締結国、交渉相手国等の順に貿易相手国を並べて、オーストラリアの貿易額を示したものである。FTA 締結・合意済みのニュージーランドからアセアンまでで貿易全体の 30%、FTA 交渉中の中国から GCC までを含めると同 61%を占める。更にインド、韓国を含めるとオーストラリアの貿易全体の 70%がカバーされることになる。FTA への本格的取組の開始は出遅れたオーストラリアだ

が、このように、既にその物品貿易の7割を FTA の下に置くべくその道筋をつけていると言うことができよう。

残る3割の物品貿易額のうち,EUは6割近くを占めている。シェア16.9%を有するEUは,FTA交渉を行う交渉単位として見る場合,アセアン,中国,日本をしのぎ最大の貿易相手である。FTA交渉に関して,日本,中国,韓国には積極的に働きかけを行ってきたオーストラリアが,EUに関してFTAを俎上に載せようとしてこなかったのは不可解に思える。

3. GTAP モデルによる分析

(1)使用モデルと設定について

オーストラリアと世界各国との個別の FTA の締結の影響を取り扱うことから,世界の多数の国を対象とすることが可能で,貿易政策分析の標準モデルとなっている GTAP モデル (バージョン 6) を用いる。

地域及び経済部門は以下のように集計した。

地域は、FTA を締結する単位である関税同盟構成国は 1 つにまとめた。これには、南部アフリカ関税同盟、メルコスール、EU27 が該当する。また、GTAP モデルのデータベース上で「その他南部oo地域」等となっているものは基本的に大陸単位で 1 つにまとめた。この結果、地域数は 40 となっている。

オーストラリアの貿易においては、農産品・食品、資源・エネルギーの占める比率が相対的に高いことから、経済部門は、農林水産業、食品加工業、鉱業、製造業(食品加工業を除く)、及び第三次産業、の5部門に集計した(オーストラリアの物品輸出に占めるシェアは、未加工食料品3.5%、加工食品9.1%、燃料・鉱物44.1%(燃料22.7%、鉱物21.4%)、製造品26.9%である(2007年))(1)。

そして FTA の締結に際しては、相互に全ての関税を撤廃するものと仮定した。

(2) 試算結果 (等価変分の変化)

上記(1)のような設定により、オーストラリアがこれまでに FTA を締結した国、FTA 交渉中の国、交渉に向けての研究・検討を行っている国、そしてこれまで目立った FTA の動きはないが重要な貿易相手である EU について、それぞれ個別にオーストラリアが FTA を行う場合の影響を試算した。また、EU を除くこれら全ての国と FTA を行う場合、世界の全ての国・地域と FTA を行う場合、さらには、オーストラリアが一方的に全世界に対して関税撤廃する場合と、全世界で(多国間で)全ての関税を撤廃する場合についても試算している。これら試算の結果から、各国の経済厚生に与える影響(等価変分)をまとめたのが付表5である。

豪州 米国 中国 韓国 日本 EU 相手国 NZ豪FTA -19 -19 -7 122 -35 -33 -3 シンガポール豪FTA -4 -8 -12 -13 -17 -3 66 -11 -7 -2 タイ豪FTA 126 -46 -34 -36 -100 379 -149 379 米豪FTA 45 -37 -21 アセアン豪NZFTA -140 -32 267 -183 -180 -53 NA 中豪FTA 782 -334 -262 -248 158 -51 158 マレーシア豪FTA -34 -30 -9 -7 70 53 -26 3.987 -817 -347 日豪FTA -227 -528 -156 -227 チリ豪FTA 10 -3 -1 -1 -1 -1 -1 -381 183 -57 -81 インド豪FTA 1,234 -133 -465 359 -125 -99 -91 韓豪FTA -56 -163 -163 上記全部とのFTA 6,329 -1,139 -639 -1,139-248 -359 NA -5 EU豪FTA -142 -165 557 -48 -25 557 台湾豪FTA -55 -7 2 145 -36 -35 -11

付表5 オーストラリアの各種 FTA の効果(等価変分の変化) (百万ドル)

(3) 試算結果の特徴と解釈

全世界とのFTA

豪州の一方的撤廃

全世界での関税撤廃

付表5の試算結果から以下のような事項を読み取ることができる。

-1,461

427

8,015

7,280

-293

1,855

1) 二国間 FTA を行う場合、オーストラリアの経済厚生上最も有利となるのは、日本との FTA である。インドとの FTA がそれに次ぐがその差は大きく、日本との FTA は、他の国との FTA に比べ、オーストラリアに際だって大きな経済厚生の増加をもたらすことが示される。なお日豪 FTA により、日本の経済厚生はマイナスの影響を蒙る。

-934

-303

-3,233

-729

3,329

37

-336

250

9,688

-411

12,727

75

NA

NA

NA

- 2) オーストラリアが FTA を行うときに、「域外国」は貿易転換効果によりオーストラリアに FTA 締結先との貿易を奪われるため、その経済厚生はマイナスとなる。ただし、付表 5 の中で唯一この例外となっているのが、豪インド FTA が行われる場合の米国であり、米国の経済厚生はプラスとなる。(2)
- 3) オーストラリアが FTA を締結する相手先の国の等価変分は必ずしもプラスにならない。試算した二国間での FTA の相手国・地域 11 のうち, タイ, 日本, チリ, インド, 韓国の5カ国が, オーストラリアと FTA を行うとマイナスの等価変分となる。これらの国は, オーストラリアからの輸入に対する関税率が高く, FTA で対オーストラリアの関税が撤廃されることによるオーストラリアから輸入拡大が大きいこと

などにより、このような結果を生じると思われる。

4) オーストラリアの等価変分は FTA によりおおむね増加する。例外として、ニュージーランド、シンガポール、EU との FTA を行うときには、オーストラリアの等価変分が、さほど大きな額ではないものの、マイナスとなる。このうち、ニュージーランドに関しては、1983 年に FTA を締結し、1990 年までにはほぼ全ての関税を撤廃しているので、GTAP モデルのデータベース自体が豪ニュージーランド FTA の状態を反映していると考えられるから試算はあまり意味を持たない可能性がある。また、シンガポールに関しては、もともと関税率がほぼゼロであるため、FTA を結んでもオーストラリアの輸出増大等につながらないことが理由であろう。

豪 EU の場合には、EU の相対的に高い食品加工業の関税が撤廃になることでオーストラリアの食品加工業の生産、輸出が増大する一方、製造業に関しては EU に対して相対的に高いオーストラリアの関税が撤廃されることで輸入増加とオーストラリア国内生産の減少が生じ、試算結果ではオーストラリアの等価変分が増加しない。

- 5) 試算したケースの中では、全世界との FTA を行う場合の経済厚生が最大である。 ただし、ニュージーランドから韓国までとの 11 の FTA を行えば、全世界との FTA により得られる等価変分の 9 割までが達成できる。
- 6) オーストラリアの一方的関税撤廃は、米国を除く他の国にとってプラスとなるが、 オーストラリアにとっては経済厚生上マイナスである(ただし、オーストラリアの GDP は 0.11%増加する)。
- 7)全世界での関税撤廃を行うと主要国の中で米国の等価変分がマイナスとなる。経済厚生が最も大きくなるのは韓国であり、経済規模を考慮すると、韓国にとって相当大きなプラスになると言える(GDPも2.50%増加する)。
- 8)全世界での関税撤廃により、オーストラリアの経済厚生も増加するが、その程度 は主要貿易相手国複数と FTA を行う場合に比べて大きいとは言えない。その増加の 程度は、全世界との FTA のケース、ニュージーランドから韓国までとの 11 の FTA を行うケースに比べて小さく、豪日 FTA のみを行うケースに比べても小さい。

(4) オーストラリアの FTA 締結行動との整合性

以上のオーストラリアについての試算結果は、以下の点で実際のオーストラリア(及びその相手国)の FTA を巡る行動・姿勢と整合すると考えられる。

- 1) オーストラリアが FTA を積極的に推進していること 試算結果からすれば、WTO 交渉などによって全世界で関税が撤廃されるよりも、 適切な相手と FTA を結ぶ方が、オーストラリアの得る利益は大きい。この結果は、 オーストラリアが、WTO から FTA へと実質的に交渉の重点を移してきたことと整 合する。
- 2) 日本に対してオーストラリアが、熱心に FTA 交渉開始を働きかけたこと。 2003 年7月に開始された日豪貿易経済枠組み、その終了後の政府間共同研究を経

て 2006 年末に交渉開始合意に至る過程でオーストラリアは継続的・積極的に日本に対して FTA 交渉の働きかけを行った。

試算によれば、オーストラリアは単一の交渉相手としては、日本を相手に FTA を 結ぶことによりにより、最大の経済厚生効果を得ることになっており、オーストラ リアの日本との FTA を目指す積極的な対応と整合する。

3) EU との FTA の動きがないこと。

試算によれば、EU と FTA を結んでもオーストラリアの経済厚生は向上せず、むしろわずかではあるがマイナスとなり (GDP もわずかだが低下する)、EU の側では経済厚生が上昇する。EU は、FTA の単一の交渉相手としてはオーストラリアにとって貿易シェアが最大の相手であるにもかかわらず、EU との FTA 交渉に向けての積極的な動きをオーストラリアは示してきていない。この一見不可解な対応が、この試算結果を前提とすれば説明可能となる。EU との FTA を行ってもオーストラリアにとって利益がないため、消極的な姿勢になるということである。

更に、試算結果は次のようなことを示唆していると言えるのではないか。

4) このまま FTA 締結を進めていけば、オーストラリアは WTO 交渉への積極的な参加をしなくなる可能性がある。

試算によれば、オーストラリアは、日本を初めとする主要 FTA を締結することにより、全世界での関税撤廃によって得られるよりもはるかに大きな経済厚生を得る。全世界での関税撤廃というのは、困難な WTO のラウンド交渉を何度も重ねた末にようやく達成し得るものであろう。ところが、より容易に合意が出来る FTA によってその WTO ラウンドの結果よりも大きな経済厚生が得られるのであれば、更に、FTA によって得られた利益が全世界での関税撤廃によってかえって損なわれる可能性があることを考えれば、オーストラリアは WTO 交渉への熱意をなくしてしまうのではないかと考えられる。

4. まとめ

オーストラリアが経済的利益の追究を第一義の目的として FTA を推進していると見られる状況のもとで、そのこれまでの FTA 締結パターン、交渉相手国の選定を見ると、GTAP モデルによる試算結果と整合的に説明がつくところが多いことがわかった。すなわち、締結によって自らの経済厚生が大きく拡大すると試算される日本を初めとする主要貿易相手との FTA を意欲的に追究してきている。

この考え方を延長すれば、オーストラリアは、今後もFTA 締結を積極的に進めようとするであろう。それにより WTO での自由化によるよりも多くを得ることが期待できるのである。このこと前政権(ハワード政権)の時代に、WTO を最優先課題というお題目を維持しつつも実質的には FTA に軸足を移したこととも整合する。しかし、それは同

時にオーストラリアは WTO での自由化に消極的になることも示唆している。WTO による自由化が進展すれば、オーストラリアが FTA によって得た経済利得の相当部分が失われてしまうためである。試算結果を前提とすれば、オーストラリアの経済利益に資するためには、WTO 交渉が合意に達しないように画策する行動を取るべきことになる。

現在のラッド政権は、オーストラリアの貿易政策を見直し、再び WTO 中心主義に立ち返ろうとの立場を表明しているが、FTA と WTO とのそれぞれがオーストラリアにもたらす経済的利益については、果たしてどのような認識に立っているのであろうか。

[注]

- (1) 地域及び経済部門の集計については、次頁の集計一覧表を参照されたい。
- (2) 豪インド FTA が行われる場合、域外国である米国の経済厚生がかえって増加する理由は、インドの鉱業・資源、製造業に関する関税率が他の国・地域に比べて相対的にかなり高いためと考えられる。豪インド FTA が締結されると、各部門にわたってオーストラリアからインドへの輸出は増大するが、特に鉱業・資源部門、製造業部門の増加が著しい。このようにオーストラリアのリソースが鉱業・資源部門、製造業部門により多く振り向けられる結果として、反面、オーストラリアの農林水産業部門、食品加工業部門の輸出は(インド向けは増加するが)全体としてはほとんど変化しない。このため、米国の同 2 部門では輸出転換効果による輸出減少は生じず、他方インドの鉱業・資源部門の輸入大幅拡大が世界価格を上昇させ米国の同部門の交易条件を改善することから、米国の経済厚生にとってプラスになるものと考えられる。

(地域及び経済部門の集計一覧表)(40地域5部門)

	集計前:87地域	集計後:40地域
	Australia	同左
	New Zealand	同左
	Rest of Oceania	その他アジア大洋州
	China	同左
	Hong Kong	同左
	Japan	同左
	Korea	同左
-	Taiwan	同左
	Rest of East Asia	その他アジア大洋州
10	Indonesia	同左
	Malaysia	同左
	Philippines	同左
	Singapore	同左
	Thailand	同左
	Viet Nam	同左
	Rest of Southeast Aisa	その他アジア大洋州
	Bangladesh	同左
	India	同左
	Sri Lanka	同左
	Rest of South Aisa	その他アジア大洋州
	Canada	同左
	United States of America	同左
	Mexico	同左
	Rest of North America	その他南北アメリカ
	Colombia	同左
	Peru	同左
	Venezuela	同左
	Rest of Andean Pact	その他南北アメリカ
	Argentina	メルコスール
	Brazil	メルコスール
	Chile	同左
	Uruguay	メルコスール
	Rest of South America	その他南北アメリカ
	Central America	その他南北アメリカ
	Rest of Free Trade Area of the Americas	その他南北アメリカ
	Rest of the Caribbean	その他南北アメリカ
	Austria	EU
	Belgium	EU
	Denmark	EU
	Finland	EU
	France	EU
	Germany	EU
	United Kingdom	EU
	Greece Ireland	EU EU
	Ireland Italy	EU
	Italy Luxembourg	EU
	Netherlands	EU
	Portugal	EU
	Spain Spain	EU
	Sweden	EU
	Switzerland	同左
	Rest of EFTA	同左
	Rest of Europe	同左
	Albania	同左
	Bulgaria	EU
	Croatia	同左
	Cyprus	EU
	Czech Republic	EU
	Hungary	EU
	Malta	EU
	Poland	EU
	Romania	EU
	Slovakia	EU
	Slovenia	EU
	Estonia	EU
	Latvia	EU
	Lithuania	EU
	Russian Federation	同左
	Rest of Former Soviet Union	同左
71	Turkey	同左
	Rest of Middle East	同左
73	Morocco	同左
74	Tunisia	同左
75	Rest of North Africa	その他アフリカ
	Botswana	南ア関税同盟
77	South Africa	南ア関税同盟
	Rest of South African Customs Union	南ア関税同盟
79	Malawi	その他アフリカ
	Mozambique	その他アフリカ
	Tanzania	その他アフリカ
	Zambia	その他アフリカ
	Zimbabwe	その他アフリカ
	Rest of Southern African Development Community	その他アフリカ
	Madagascar	その他アフリカ
~ ~	Uganda	その他アフリカ
	Rest of Sub-Saharan Africa	その他アフリカ

部門		
DPI J	集計前:57部門	集計後:5部門
1	Paddy rice	農林水産業
2	Wheat	農林水産業
3	Cereal grains nec	農林水産業
	Vegetables,fruit,nuts	農林水産業
	Oil seeds and oleaginous fruit	農林水産業
	Sugar cane,sugar beet	農林水産業
7	Plant-based fibers	農林水産業
	Crops nec	農林水産業
	Cattle,sheep,goats,horses	農林水産業
-	Animal products nec	農林水産業
11	Raw milk	農林水産業
	Wool,silk-worm cocoons	農林水産業
	Forestry	農林水産業
	Fishing	農林水産業
	Coal	鉱業·資源
16	Oil	鉱業・資源
	Oil Gas	鉱業・資源 鉱業・資源
	Minirals nec	鉱業・資源
	Meat: cattle,sheep,goats,horse	食品加工業
20	Meat products nec	食品加工業
21	Vegetable oils and fats	食品加工業
	Dairy products	食品加工業
	Processed rice	食品加工業
	Sugar cane, sugar beet	食品加工業
	Food products nec	食品加工業
26	Beverages and tobacco product	
27	Texitiles	製造業
28	Wearing apparel	製造業
29	Leather products	製造業
30	Wood products	製造業
31	Paper products,publishing	製造業
32	Petroleum,coal products	製造業
	Chemical,rubber,plastic prods	製造業
	Minieral products nec	製造業
	Ferrous metals	製造業
	Metals nec	製造業
	Metal products	製造業
38	Motor vehicles and prats	製造業
		製造業
	Electronic equipment	製造業
41	Machinery and equipment nec	製造業
	Manufactures nec	製造業
	Electricity	表逗未 第三次産業
44 45	Gas manufacture,fistribution Water	第三次産業
		第三次産業
	Construction	第三次産業
47	Trade	第三次産業
	Transport nec	第三次産業
	Sea transport	第三次産業
	Air transport	第三次産業
51	Commnication	第三次産業
	Financial services nec	第三次産業
53	Insurance	第三次産業
54	Business services nec	第三次産業
55	Recreation and other services	第三次産業
56	Pub Admin/Defence/Health/Edu	第三次産業
57	Dwellings	第三次産業

第2章 カントリーレポート:アルゼンチン

中村敏郎

1. 政治・経済の状況

(1) 概要

1)独立以降の歴史

1816年スペインからの独立宣言後,ブエノスアイレス州を中心とする中央集権派と連邦主義派の対立が続いた。1879年パンパ地方の先住民族掃討作戦が行われ農牧用地の拡大がもたらされる。1880年,中央集権派がブエノスアイレス州軍を率いて起こした反乱が連邦により鎮圧され,同州からブエノスアイレス市が切り離され連邦の首都とされ,国家の統合が果たされる。外国移民や資本の流入が拡大し,小麦,牛肉等の農牧産品輸出により20世紀初頭にかけて飛躍的な経済発展をもたらす。独立以降確立された大土地所有制度による地主層の経済力は高まるなか,社会的格差が拡大し,地主層を支持基盤とする保守派に対抗する急進党(UCR:Union Cívica Radical)が1891年結成される。中道的な政党で中産階級を主な支持母体とし,政治の民主化努力が進められ、1916年同党のイリゴーシェン政権が発足する。大衆的かつ民族主義的な路線が進められるが,大地主による農牧業中心の経済構造の改革には至らなかった。

1929年の世界恐慌による経済混乱を契機としたクーデター後,軍人出身の民族主義的政権を経て、地主層の支持による保守政権が復活した。これ以降、約半世紀間、軍が断続的に政治介入する。

軍事政権下、労働者政策部局の長となり労働者保護政策を採ったペロン大佐が労働者を中心に国民大多数の支持を集め 1946 年政権をとり、1947 年社会党を解体し新たに正義党(ペロン党、Partido Justicialista)を創設した。なお、同党は 10 年近いペロン政権時代の労働者保護政策により、労働者階級から強い支持を受け、1970 年代以降は中産階級と知的職業階級の間に勢力を伸張した。ペロン大統領は、経済・外交政策では民族主義をとり、それまでの一次産品の生産、輸出中心の経済から、政府の支援・保護のもと輸入代替工業の振興、国内インフラの整備を進め、労働者の保護政策により中産階級が拡大した。農業に関しては、農地改革は行われず、農牧産品輸出管理政策により、地主層と対立し、干ばつの被害もあり、農業生産は低下した。独裁的手法による政策は序々に行き詰まり、クーデターにより国外に追放される。その後、農牧業を中心とし、外資による工業化、国際機関と協調の軍部と民族主義、民族資本による工業化、国際機関に批判的なペロン派の対立が続く。軍部は内部に派閥争いを抱え、ペロン派には共産主義革命の影響を受けた過激派が生まれ、軍による弾圧や過激派によるテロ事件が多発し、政治的、社会的に不安定な状況に陥る。

1982年の英国とのフォークランド紛争の敗北により、軍部が退陣し、1983年、アルフ

オンシン政権(急進党)成立により民政に移管し、現在に至るまでの民政確立が果たされた。しかし、同政権は経済運営に関しては、軍政から引き継いだ厳しい経済状況を改善することができず、政権末期にはハイパーインフレ抑制に失敗し、5 か月の任期を残して退陣する。1980年代は、中南米諸国は累積債務問題を抱え、経済不振に陥り「失われた 10年」と呼ばれ、アルゼンチンも同様な状況にあった。

1989 年就任したメネム大統領(正義党)は、ハイパーインフレ、通貨不信からの脱却を目指し、正義党の民族主義的手法と異なる新自由主義政策を採り、国営企業の民営化と規制緩和による経済改革を積極的に進め、1991 年、兌換制(米1ドル:1ペソの固定相場。交換を外貨準備ですべて保証する制度)を導入した。これにより、経済政策に対する信認の回復、海外投資家から見た為替リスク低下、多大な資本の流入を促し、経済成長率を高めることが図られた。このようにして好転した経済であったが、持続することはできず、1995 年以降のドル高傾向に伴い実質実効為替レートは次第に高まり、対外競争力が低下し、財政赤字も累増してきた。1999 年、隣国ブラジルの通貨切り下げにより、深刻な輸出不振に陥る。アルゼンチンには、依然として、価格競争に晒され易い農業以外には競争力のある輸出産業が育っていなかった。メネム政権末期、汚職疑惑も顕在化して政権支持率は低迷、デモ、ストが頻発する。12月、デ・ラ・ルア政権(急進党とメネムに反発した一部の正義党員や諸党からなる新興勢力の祖国連帯戦線との連立)が成立するが、経済停滞に有効な対策を打てず、財政収支が大幅に悪化し、同国の対外債務の支払能力に疑念が持たれるようになった。

2001年12月、銀行預金の流出防止のために、預金の引出し規制が実施されたことに加えて、IMF (国際通貨基金)からの融資が中断された。外貨への変換や外貨預金の引出しが制限されたことに国民は不満を募らせ、暴動や略奪が発生し、デ・ラ・ルア大統領は退陣に追い込まれた。ロドリゲス・サア(正義党)が臨時大統領に就任し、債務履行の停止を宣言するが、社会不安は収まらず1週間で辞任し、政治、経済混乱が深まる。

2002年1月,議会の選出によりドゥアルデ大統領(正義党)が就任し,兌換制の放棄, 完全変動相場制に移行した。2003年1月,IMFとの債務繰り延べ交渉に合意した。

2003 年 5 月、政敵であったメネム元大統領に対抗するためのドゥアルテからの後押しを受けたネストル・キルチネル大統領(正義党)が就任した。99 年から続いたマイナス経済成長率がプラスへ転換し、2006 年 1 月、対 IMF 債務 95.3 億ドルの一括返済を了した。メネム政権時代の新自由主義への国民の反感を受けて成立した経緯もあり、中道左派政権と位置づけられている。大統領就任後のキルチネルはドゥアルテ依存からの脱却を図り、党外にも支持層拡大を図り、野党急進党にコボス・メンドーサ州知事を中心としたキルチネル派が結成された。2007 年 10 月の上下両院選挙では与党キルチネル派が両院で過半数を獲得する。

2007 年 12 月 10 日, クリスティナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領就任(前上院議員,前大統領の夫人),コボスが副大統領(2007 年 9 月,急進党除名処分)となる。政策を継承,閣僚も 12 名中 7 名が再任。前大統領は与党正義党党首に就任(2008 年 5 月)。

2008 年 3 月の農産物への輸出税増税をめぐり、農牧団体は農畜産物の出荷停止やデモ活動を行い、政府はあくまで増税の立場を崩さず、両者の対立が深刻化した。政府は事態打破のため、国会を利用し、輸出税改正の法制化を目指した。2008 年 7 月、下院は 129 対122 (棄権 2) の僅差で通過したが、上院投票で 36 対 36 の賛否同数となった結果、最終決断を委ねられた議長のコボス副大統領の反対により廃案となり、痛手を被った形となった。その後も農牧団体との対立は継続しており、また、課題であるインフレの進行により、世論調査では支持率が低下、低迷している。大統領は 9 月に 67 億ドルのパリクラブ(主要債権国会合)への債務返済案を表明したが、その後の世界的な経済不況の影響をアルゼンチンも受けており、実施は不透明となっている。

2) 政治制度

大統領と副大統領は選挙で選出され,任期は4年。連続再選は二期まで。連邦議会は上院,下院の二院制,上院議員は各州,及び連邦行政区から3名ずつ選出され,下院議員は州の人口に比例して選出。司法権は連邦,州いずれの場合も政府の独立した機関。裁判官は大統領または知事により任命され,上院または州議会の承認を受ける。連邦裁判所は地方裁判所,控訴裁判所,最高裁判所の三審制。

3) 政党

現在の主な政党は正義党と急進党であるが、現在は両党ともキルチネル派と反キルチネル派に分裂した状態である。

(2) 主な経済指標

アルゼンチンの 2001 年の経済危機以降の主な経済指標は第1表のとおりである。貿易収支は黒字で推移し、特に 2002 年は対前年比 2.7 倍に増加した。GDP 成長率は 2002 年以降プラスに回復してきたが、世界不況の影響により 2008 年末に景気は減速している。CPI については、安定してきているが、数値が現実と乖離しており操作が加えられているとの報道がなされている。

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
実質 GDP 成長率(%)	▲ 4.4	▲ 10.9	8.8	9.0	9.2	8.5	8.7	7.0
CPI 前年比(%)	▲ 1.5	40.9	3.7	6.1	12.3	9.8	8.5	7.1
失業率(%)	16.4	21.5	14.5	12.1	10.1	8.7	7.5	7.3
貿易収支(百万ドル)	6,223	16,661	16,088	12,130	11,700	12,306	11,154	14,809

第1表 主な経済指標

資料: INDEC (アルゼンチン統計局) (失業率: 2001, 02 は 5 月, 2003~は第 4 四半期).

(3) 政府機関

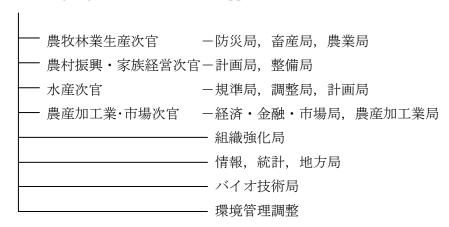
農林水産業を所管するのは生産省 (Ministerio de Producción) 農牧畜漁業食糧庁 (農

牧庁, SAGPyA: Secretaría de Agricultura, Ganadería, Pesca y Alimentos)である。 生産省は,経済・生産省を分割するような形で2008年11月に新たに設立された省であり、 新設大臣のもと農牧庁の他, 商工庁及び観光庁を所管している。それまで農牧庁を所管していた経済・生産省は経済・財政省となった。

農牧庁の任務は中央政府、地方政府及び関係機関の利害を連携調整しながら農牧業、水産業、林業及び農産加工業の生産、流通、技術、品質及び衛生に関する計画、プログラム及び政策の立案実施を行うことであり、組織は以下のとおりで、大統領府以下他の中央省庁同様、ブエノスアイレス市内にある。地方出先機関として Pampeana、NOA 及び NEA 地方内に34カ所の支局があり、これらは農牧業関連情報の収集、提供、各種申告、登録、仲買人・集積業者の審査等を行っている。

現長官は前述の輸出税廃案時に国立農牧技術院総裁から就任した。なお,このとき首相も交替した。

長官(Ing. Agr. Carlos Alberto Cheppi,2009年7月~)



また、農牧庁の所管する農林水産業関連分野において以下の6つの機関があり、農牧庁はこれらの機関の計画、事業及び活動を監督し、その成果を評価する。

① 国立農牧技術院 (INTA: Instituto Nacional de Tecnología Agropecuaria)

農牧業に関する研究,普及の開発を活性化,推進するとともに,これらの基本的な機能の利益により先進技術の導入,農業企業や農村生活の改善を図る目的で 1956 年に設立される。自然環境及び社会の持続可能な範囲内での国内全域の農牧業,林業及び農産加工業の競争力に貢献する。活動の中で農牧業の広範な分野における生産,加工のための情報及び技術の創出を優先し、普及システムにより地方生産者にも均一のサービスを提供する。

② 農畜産品衛生事業団 (SENASA: Servicio Nacional de Sanidad y Calidad Agro-alimentaria)

国の保健衛生の責任機関であり、主な目的は、動物、植物由来の製品及び加工品並びに 農業化学製品の投入及び残留の検査、保証を行う。また、人への伝染性のものを含む動物 の疾病及び農牧業に被害を与える病害虫に関する予防、根絶及び管理を行う。保健衛生活 動の実施のために基準を策定し、その遂行を管理する。同様に、人間、動物に無害の食料確保に向けた、生産を規制する特効性のプログラム、計画を立案、組織化、実施する。

③ 国立種子研究所 (INASE: Instituto Nacional de Semillas)

農業振興のために種子の生産、商品化の効率的な活動を促進することを目的とし、植物 品種の保全を通じて改良品種の利用機会を促進し、農牧業生産者向けの種子の品質、均一 性を確保する役割を持つ。

④ 国立農牧取引監督機構 (ONCCA: Oficina Nacional de Control Comercial Agropecuario)

本機構は、農牧業関連商品流通の透明性を確保するために各種市場における取引を規制するすべての基準の達成を保証する。本機構の活動は不正競争を防止する。目的を達成するために公共歳入連邦管理庁(AFIP: Administración Federal de Ingresos Públicos)、SENASA、各州の農業及び経済関連の役所等各種関係機関と情報を共有し、連携、協調しながら活動(農畜産物の流通管理、輸出管理等)を行う。

⑤ 国立水産調査開発研究所 (INIDEP: Instituto Nacional de Investigación y Desarrollo Pesquero)

養殖技術,漁法,科学技術処理及び水産経済に関する研究,評価及び振興のためのプロジェクトを形成,実施,管理する。研究プログラムは漁業の振興,利用及び保全のための知識,情報,方法及び技術を創出し,適用させる。当研究所は水産業に関する国家政策を立案実施するために不可欠な科学,技術及び経済面を総合的に包含する唯一の機関である。また,南大西洋の更新可能な資源について行為・権利関係のある組織や国と関連する活動を支える。

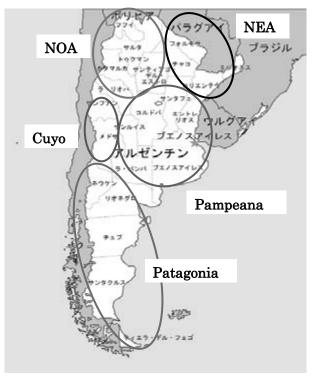
⑥ 国立ぶどう醸造研究所(INV: Instituto Nacional de Vitivinicultura)

本研究所は国内ぶどう,ワイン産業の管理,調整及び検査を行う。主な目的は SENASA と連携調整しながら,かつ,国内の地理名称の識別,保護,登録制度適用の管理技術組織としての役割を果たしながら,ワイン製品の純正を管理し,アルコールの生産,流通,分配及び商品化を管理することである。また,輸出に適用する証明を行い,ぶどう,ワイン製品及びアルコールの統計の永続的な更新を調整する。これは国家統計システムやぶどう,ワイン国際機構の世界統計への情報提供義務を果たすものである。更に,国際機構や南米共同市場(メルコスール)への代表も担っている。

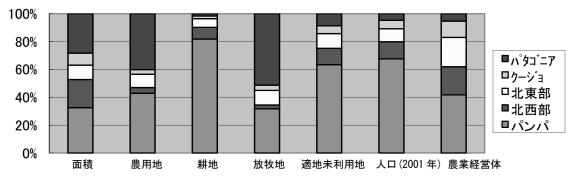
(4)地域区分

アルゼンチンの行政区分は日本語で一般的に、州で表わされる。アルゼンチンには 23 の州とブエノスアイレス特別区があり、アルゼンチン連邦政府の管理下で機能している。 2002 年農牧業センサスで用いられている 5 つの地方区分の概要を以下に示す。また、全国の地方区分及び州を第1図に、地方区分ごとの面積、農用地、耕地、放牧地、農業適地未利用地、人口、農業経営体数各州の面積・農用地面積・人口・農業経営体数を第2図及び第2表に示す。

- ・Pampeana (パンパ) 地方:扇状に広がる大草原。気候は温帯性で年間を通して降雨がある。農牧業、政治、経済の中心である。農業は大豆、小麦、トウモロコシが中心であり、この他ひまわり、亜麻、米、野菜が栽培されている。多くが牧畜との複合経営を行っている。
- ・NOA (北西部) 地方: 夏の月平均気温 25℃前後, 冬は 13℃前後と年間をとおして温暖, 冬が乾期, 夏が雨期である。主な農産物はサトウキビ (トゥクマン州 (2006 年全国生産 20 千万トンの 69%), フフイ州, サルタ州), 大豆 (ラ・リオハ州を除く各州で 2007/08 年全国の 8.6%), 柑橘類である。
- ・NEA(北東部)地方:メソポタミア気候と呼ばれる雨の多い亜熱帯性の気候である。マ テ茶、綿、紅茶のほか特にチャコ州で大豆生産が増加中である。
- ・Cuyo (クージョ) 地方: 雨が少なく乾燥した山岳気候。ぶどう生産の中心地であり(アンデスの雪解け水を利用した灌漑利用),メンドーサのワインはアルゼンチンの90%を生産している。ほかにオリーブ,タバコが栽培されている。
- ・Patagonia (パタゴニア) 地方: 年間平均気温 7℃, 風が強く曇った日が多い。灌漑利用 の果樹栽培(梨, りんご), 畜産(羊)が行われている。



第1図 地域区分



2,780 千 km2 128,708 千 ha 28,861 千 ha 99,848 千 ha 4,270 千 ha 3,626 万人 333,533

第2図 地域区分ごとの農業土地利用,人口及び農業経営体

資料: INDEC.

注:**滴地未利用地は農用地面積及び耕地面積の内数**.農用地面積は PAOSTAT の値とは一致しない.

第2表 州の概要

地方区分	州	面積	農用地	2面積	人	П	農業経営	首体数
		(km²)	千ha	全国%	千人	全国%	件数	全国%
Pampeana	ブエノスアイレス	307,571	23,233	18.1	16,603	45.8	51,116	15.3
(パンパ)	コルドバ	165,321	9,735	7.6	3,067	8.5	26,226	7.9
	エントレリオス	78,781	4,406	3.4	1,158	3.2	21,577	6.5
	ラパンパ	89,680	6,133	4.8	299	0.8	7,775	2.3
	サンルイス	76,748	2,431	1.9	368	1.0	4,297	1.3
	サンタフェ	133,007	9,298	7.2	3,001	8.3	28,103	8.4
NOA	カタマルカ	102,602	537	0.4	335	0.9	9,138	2.7
(北西部)	フフイ	53,219	683	0.5	612	1.7	8,983	2.7
	ラ・リオハ	89,680	249	0.2	290	0.8	8,116	2.4
	サルタ	155,488	1,320	1.0	1,079	3.0	10,297	3.1
	サンティアコ゛・テ゛ル・エステロ	136,351	1,835	1.4	804	2.2	20,949	6.3
	トゥクマン	22,524	640	0.5	1,33	3.7	9,890	3.0
NEA	チャコ	99,633	5,741	4.5	984	2.7	16,898	5.1
(北東部)	コリエンテス	88,199	3,196	2.5	931	2.6	15,244	4.6
	フォルモサ	72,066	2,580	2.0	487	1.3	9,962	3.0
	ミシオネス	29,801	675	0.5	966	2.7	27,955	8.4
Cuyo	メンドーサ	148,827	3,971	3.1	1,580	4.4	30,656	9.2
(クージョ)	サンフアン	89,651	360	0.3	620	1.7	8,509	2.6
Patagonia	チュブッ	224,686	17,660	13.7	413	1.1	3,730	1.1
(パタゴニア)	ネウケン	94,078	1,508	1.2	474	1.3	5,568	1.7
	リオネグロ	203,013	13,704	10.6	553	1.5	7,507	2.3
	サンタ・クルス	243,943	18,130	14.1	197	0.5	947	0.3
	ティエラ・テ゛ル・フエコ゛	21,571	684	0.5	101	0.3	90	0.0

資料: INDEC(2002 農業センサス他).

2. 農業

(1) 概要

アルゼンチンにおける農業は歴史的に極めて重要である。深い土壌,温暖な気候,適度な降雨及び海運の便の良さという恵まれた条件がアルゼンチンに農業生産の極めて高い潜在力をもたらしている。農業振興的な政策が,ほとんど取られることがなくても,過去50年以上順調な生産を続けてきており,経済の根幹となっている。

1) 面積 (FAOSTAT2005)

国土面積 2,780,400km2

農用地 129,355 千 ha(国土の 47%)

耕地 29,505 千 ha

永年牧草地 99,850 千 ha (農用地面積の 77%)

森林その他 144,314 千 ha 内水 4,371 千 ha

2) 人口 (FAOSTAT2004)

総人口 38,372 千人

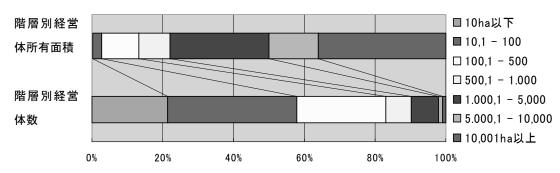
農家人口 3.534 千人 (総人口の 9%)

就業人口 16,123 千人

農業就業人口 1.430 千人 (就業人口の 9%)

3) 農牧業経営体規模(農業センサス88.02.農牧庁)

全国の農業経営体数は 334 千で 1988 年から 2002 年の間で 21%減少し,500ha 以下の経営体数が 25%減と減少率が大きい。5 千 ha 以上所有する経営体の数は全経営体数の 2%に過ぎないが,これらで経営体所有の土地全体の 50%を所有している (第3図)。一経営体当たりの平均所有面積は 469ha (88年) から 588ha (02年) へ増加しており,大規模経営体への土地の集積が進んでいる。

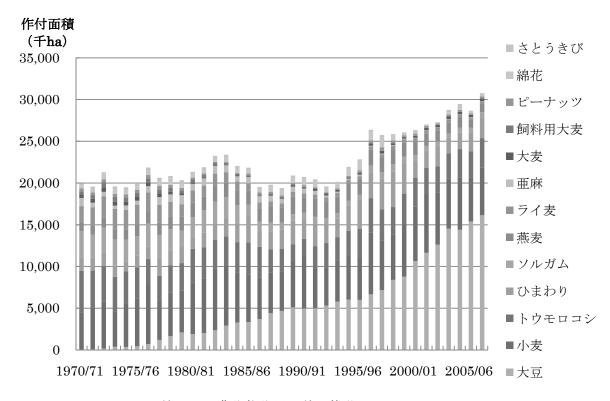


第3図 経営体の所有面積を階層とした階層別経営体所有面積と階層別経営体数

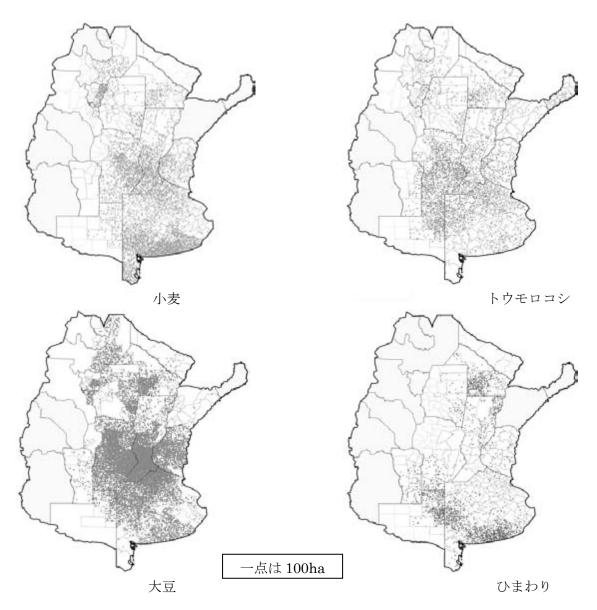
4) 主な農産物(2007/8年農牧庁, USDA)

主な農産物の作付面積の推移を第4図に示す。上位4品目(大豆~ひまわり)で90%を占める。70年代以降の大豆の増加と、それにつれソルガム、ライ麦、亜麻、資料用大麦の減少が著しい。大豆は、ひまわりとともに輸出向けである。小麦、トウモロコシは国内消費の残分が輸出されている。この他、果樹、野菜類が栽培されており、作付面積は2002年の農業センサスによれば、果樹が544千ha(ぶどう35%,柑橘類25%他)、野菜類が410千ha(いんげん36%、じゃがいも12%、かぼちゃ5%、たまねぎ4%、トマト4%他)である。米に関してはパラナ川等北東部の大河川沿いのコリエンテス州等で1999年から2008年間の平均で177千haにおいて1,040千トンが栽培されている。2008年は1,246千トンが生産され、409千トンが輸出されブラジルへ44%を始め、米州向けで83%を占める。上位4品目の生産量、栽培時期は次のとおりで、作付地分布を第5図に示す。第6図の地域区分別作付面積の割合に示されるように、主要穀物栽培及び畜産の中心はパンパ地方である。

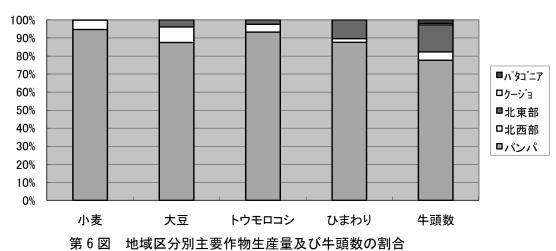
小麦 16,348 千トン (世界 8 位, 2.8%),播種 4 月~9 月,収穫 10 月~1 月 大豆 46,232 千トン (世界 3 位, 20.9%),播種 : 10 月~1 月,収穫 : 3 月~6 月 トウモロコシ 22,017 千トン (世界 4 位, 2.8%),播種 7 月~1 月,収穫 3 月~7 月 ひまわり 4.646 千トン (世界 2 位, 17.1%),播種 : 6 月~1 月,収穫 : 2 月~5 月 牛 55,662 千頭 (インド,ブラジル,中国,米国に次ぐ世界第 5 位,5.6%)



第4図 農作物作付面積の推移



第5図 主要農産物の作付地分布(2006/7年)



資料:主要作物生産量は農牧庁(小麦は 2008/09 年, 他は 2007/08), 牛頭数は 2002 年センサス.

5) 生産額(2008年, INDEC)

名目 GDP は 1,038,188 百万ペソ, 内農林水産業は 93,525 百万ペソで 9.0%を占める。

6) 輸出(2008年, INDEC 暫定値)

アルゼンチンの輸出総額は 70,589 百万ドルであり、このうち農産物、畜産物及び水産物は 15,217 百万ドルで 22%を占め、それらを原材料とする食品・飲料品は 24,050 百万ドルで 34%、合計 39,267 百万ドルで 56%を占めている。

7) かんがいの状況

かんがい普及率は耕地面積の 4.6%である。全国 116 カ所の貯水システムで 160km^3 の貯水容量を持つ。そのうち 116 カ所がかんがい利用されており,6.3 百万 ha がかんがい可能量であり,このうち 2.5 百万 ha は通年かんがい可能である。1.75 百万 ha が現在通年利用されており,更に経済条件が許せば 0.7 百万 ha が可能である。かんがい施設に公的関与はほとんどなく,維持管理が不十分であるため十分な利用ができないことが課題である(世銀)。

2002 年農業センサスによれば、かんがい面積全体の地域分布はパンパ地方(29.0%)、北西部地方(32%)、北東部地方(5.2%)、クージョ地方(25.6%)、パタゴニア地方(8.2%)となっており、耕地面積に対する普及率ではパンパ地方(1.7%)、北西部地方(17.9%)、北東部地方(3.9%)、クージョ地方(62.3%)、パタゴニア地方(23.6%)となっており、クージョ地方における果樹園に対する普及率が高い。

かんがい方式ごとのかんがい面積,農業経営体数,1経営体平均かんがい面積を第3表に示す。

第3表 かんがい方式別面積

	かんがい面積	農業経営体数	経営体平均かん
	(ha)		がい面積(ha)
全体	1, 355, 600. 6	64, 463	21
重力式	946, 574. 9	60, 708	16
スプリンクラー	281, 360. 7	2, 233	126
局所的	125, 139. 3	2, 992	42
点滴	104, 917. 5	2, 201	48
マイクロスフ゜リンクラー	13, 644. 3	270	51
その他	6, 577. 5	521	13
判別不能	2, 525. 7	89	28

資料: INDEC (2002 年農業センサス).

8) GMO (遺伝子組換え作物) の状況

GMO (遺伝子組換え作物) については農牧庁が所管し、1991年、農牧庁に産官学関係機関代表からなる農牧業バイオテクノロジー諮問国家委員会 (CONABIA: Comisión Nacional Asesora de Biotecnología Agropecuaria)が設置された。申請された GMO の安全性評価から商品化の承認まで次の 3 段階を経ることとなっている。

- ① GMO の商業栽培段階から派生する農業生態系へのリスクを 2 年以上かけて CONABIA が評価する。
- ② GMO の人及び動物への食料としての評価を SENASA が 1 年以上かけて行う。
- ③ 輸出への悪影響の可能性を回避するため GMO 商品化の市場への影響判断を農牧庁市場局が行う。

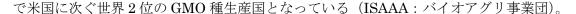
アルゼンチン国内で現在,商品化が認められている GMO 種は第4表の大豆1種,トウモロコシ9種,綿花2種である。

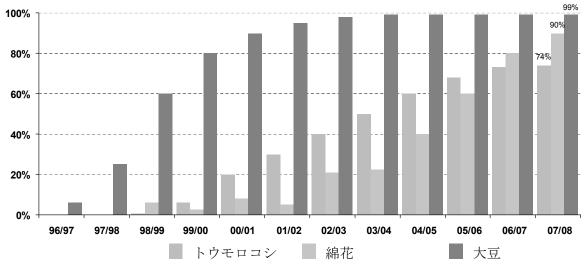
作物 性質 申請者 承認 大豆 グリホサート除草剤耐性 Nidera.S.A. 1996.3.25 トウモロコシ 害虫抵抗性 Ciba-GeigyS.A. 1998.1.16 トウモロコシ グリホサートアンモニウム除草剤耐性 AgrEvoS.A. 1998.6.23 害虫抵抗性 綿花 Monsanto Argentina S.A.I.C. 1998.7.16 トウモロコシ 害虫抵抗性 Monsanto Argentina S.A.I.C. 1998.7.16 グリホサート除草剤耐性 綿花 Monsanto Argentina S.A.I.C. 2001.4.25トウモロコシ 害虫抵抗性 Novartis Agrosem S.A. 2001.7.27 トウモロコシ グリホサート除草剤耐性 Monsanto Argentina S.A.I.C. 2004.7.13 トウモロコシ 害虫抵抗性、グリホサートアンモニウ Dow Agroscience y Pioneer 2005.3.15 ム除草剤耐性 Argentina S.A. グリホサート除草剤耐性 トウモロコシ Syngeta Seeds S.A. 2005.8.22 トウモロコシ グリホサート除草剤耐性, 害虫 Monsanto 2007.8.28 抵抗性 トウモロコシ 害虫抵抗性、グリオサート・グリ Dow Agroscience y Pioneer 2008.5.28 ホサートアンモニウム除草剤耐性 Argentina A.R.L.

第4表 商品化承認済み GM0 種

資料:農牧庁.

1996年に除草剤耐性大豆の栽培が開始され、積極的な導入が進み、GMO 普及の民間機関である ArgenBio によれば、2007/8年作期には99%がGMO 種である(第7図)。1998年にGMO綿、GMOトウモロコシ(除草剤耐性、害虫耐性)が導入され2007/8年作期にはそれぞれ90%、74%でGMO種が栽培されており、普及が拡大している。21百万 ha





第7図 GMO 種の作付状況

資料: ArgenBio.

(2) 主要な農業政策

農業は経済の根幹であり、財政も農業に依存している。農業活動に対する付加価値税、所得税等の税のほか、輸出に際しても輸出税がたびたび課せられており、現在は 2002 年から導入されている。2008 年、世界的な穀物価格の高騰を受け、もっぱら輸出向けである大豆、ひまわりについては税率を上げ、国内需要のある小麦、トウモロコシについては増産意欲を高め、国内価格安定を図るため、税率の低減と輸出数量規制策がとられた。大豆に対する大統領の姿勢は、6月9日に大統領の行った社会再配分プログラム公布(大豆増税による税収分を病院等建設のための基金に回すプログラムで、国民の支持を得ることにより、増税法案の国会通過を狙ったものと考えられる)に当たっての演説から抜粋すると「対策は大きく2つのことを目的とする。1つは食料安全保障、国民食卓の食料主権である。何故、大豆を見なければならないか。アルゼンチン人は大豆を食べない。大豆の殆ど、約95%が輸出されている。10kgの大豆のうち9.5kgが輸出されるとすると、牛乳は10ℓのうちたったの1.5ℓしか輸出できないし、10kgの肉のうち2kgしか輸出できない。」のように国内消費者を優先し、大豆は税収源でしかないとの意識が窺われる。

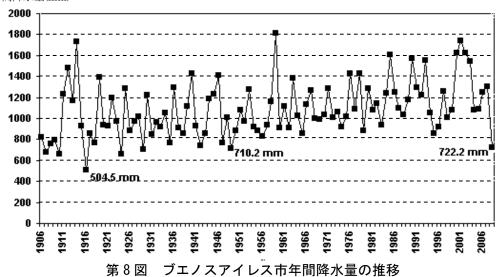
課税とは対照的に農業分野への公共投資は極めて小規模にとどまっており,2005年の国家投資77,978百万ペソのうち、農業分野は613百万ペソで0.79%に過ぎない。農業分野の課題として、公共投資が低いことのほかに、小規模農家対策、失業対策、環境保全対策が課題として指摘される(世銀)。小規模農家対策のために政府は2008年10月、農牧庁内に農村振興・家族経営次官のもと計画局、整備局を新設した。

(3) 主要農産物の状況

2008年国内湿潤,準湿潤地域(パンパ地方及び北西部地方)全般に少雨傾向が続き,農

牧業に被害をもたらした。防衛省計画庁国家気象サービスによれば、地域の中心部で1961 年から 1990 年の年平均と比較して 40~60%で,地域内 20 地点の年間降水量は各観測記 録期間中,12地点で最少,4地点で2位,2地点ずつで3位,4位を記録した。月別で見て も多くの地点で年間通じて毎月、最少降雨量であった。ブエノスアイレス市の年間降水量 の推移(第8図)によれば、2008年は722.2mmで1906年以降7番目に少なく、1949 年の 710.2mm 以来 60 年振りの少雨である。2007 年 11 月から少雨月(1961 年から 1990 年の各月の平均を下回る)が 14 カ月続いており、最長月数(それまでは 1915~16 年の 13 カ月間) を記録している。

年間降水量(mm) 2000



資料:国家気象サービス.

以下、アルゼンチンの主要農産物である小麦、大豆及びトウモロコシ並びに主要畜産物 である牛関連製品及び乳製品の生産及び輸出状況について農牧庁資料等をもとに記述する。

1) 小麦

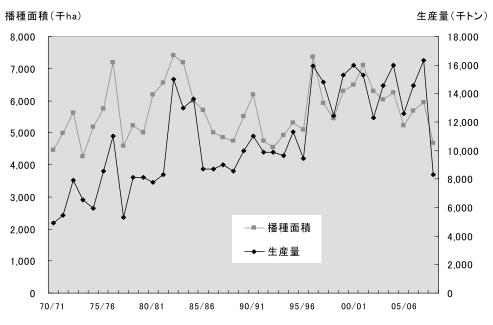
(i)概要

小麦はパンパ地方の植民地農業初期からの作物であり、アルゼンチン農業の歴史ととも にある。1870年からサンタフェ、コルドバ、ラパンパ、エントレリオスの各州で耕作拡大 が始まった。生産の大部分の輸出はアルゼンチンを世界の穀倉として、世界の中で際立た せた。小麦の生産状況を第9図~第11図に示す。この10年では、4.7~7.1百万 ha(平均 6.0 百万 ha) で作付けられ、ブエノスアイレス州(小麦生産の半分以上。穏やかな気候が もたらすパン産業向きの良質小麦が取れる)及びサンタフェ州が主で、単収は 1,969~ 2,831kg/ha(平均 2,437 kg/ha), 生産高は 8.3~16.3 百万トン(平均 14.1 百万トン)で ある。

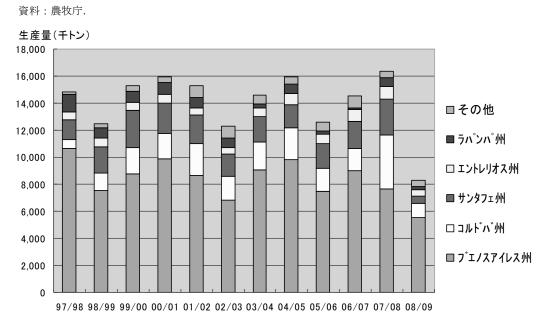
国内市場は $4.2\sim4.6$ 百万トンで(アルゼンチン製粉協会(FAIM)), 国内向けの残り は輸出される。用途は,70%がパン用で,この他に8.6%が菓子,7.0%がパスタ乾麺,7.0% が生麺等となっている。輸出は年ごとの生産高によって変動する。まぐさ用に使う低品質 なものを除いては、販売に問題は生じていない。

(ii)2008/9 作期の状況

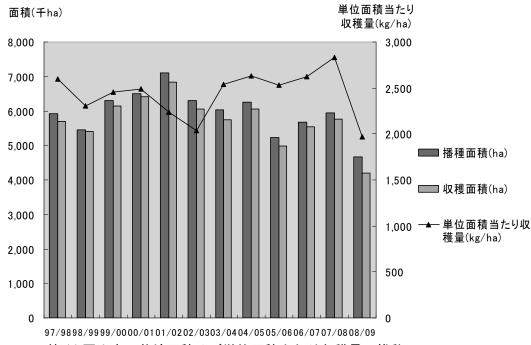
2009年1月に収穫が終了し、それまで10年間の平均の57%という凶作で、1988/89作期以来、約20年振りの8百万トン台である8.3百万トンに落ち込んだ。この原因は、播種時期の干ばつのため播種適期を逃すとともに播種面積は過去10年間平均の77%にとどまり、その後、栽培期間を通じて干ばつが続き、かつ栽培期間の終わりに高温を記録し、これに一部地域での霜害や多くの栽培地域での播種及び出穂期の施肥不足が加わったことにより収穫面積は播種面積の91%(過去10年間平均97%)に減少し、単収は平均の79%にとどまったことによる。



第9図 小麦播種面積及び生産量の推移



第10図 州別小麦生産量の推移



第11図小麦の栽培面積及び単位面積当たり収穫量の推移

資料:農牧庁.

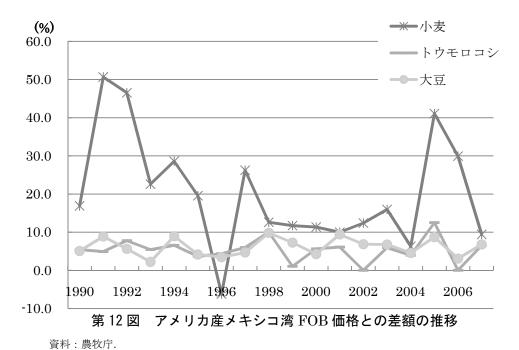
(iii) 小麦の品質

アルゼンチンは、小麦の生産及び輸出国として、世界の中で良質の小麦生産国であるカナダ、また、カナダとともに品質の多様さと保証を提供しながら購入者の条件に応じて分離供給を行っている米及び豪と競争しなければならない。90年代、アルゼンチンのほとんどの輸出国において、公共入札制度が小麦粉の小規模直接買い付けに替わった。これにより、品質面のパラメーターに対して増大する要求を伴う使用目的に応じて需要が異なるというような状況になってきた。国際市場では良質の小麦は価格が異なる。アルゼンチンは非常に良質な小麦を生産しているが、全体で混合しているため区別がつかなくなってしまい、いくつかの例外を除いては、用途に応じた区別をすることなしに標準小麦として国際市場に供給している。このため、等級付けされれば、より高く売れる価格より安くしか受け取っていない。小麦、トウモロコシ、大豆のアルゼンチン産とアメリカ産メキシコ湾とのFOB価格の差を見ると小麦の差額が大きい(第12回)。アルゼンチンの穀物は等級や用途区別を欠いているために、高い購買力のある市場(例えば日本、EU、韓国)に参入していない。これらの市場を勝ち取ることは分別だけでなく、確実性、信頼性、助言、普及及びトレーサビリティーといった基本条件を保証することが必要である。

国内、外市場における生産から最終販売までの小麦の品目は、見かけと物理的な条件をよくするために専ら商業的なパラメーターで組み分けられている。異なった品目を混合する技術は値引きを抑えれば品目すべての価値を上げるという点では経済的な価値がある。標準品として商品化された小麦は価格でしか競争性がなく、製造時にあった異なった品質を失い、受けるべき価値を失う。

すべてのことは今後、小麦の品質に応じた需要が明らかに増加するであろうことを指し

示している。日に日に選択性を増す購買者市場の需要を満たすため、公共政策として「小麦品質国家プログラム」(2003年4月23日付け)が始められた。このプログラムの主目的は、小麦の品質面における競争力強化であり、そのため、全体的な品質の向上を目指し、購買者への受けを良くし、需要の条件に応じた製品の範囲を広めるものである。それまでの研究成果をもとに国内で栽培されている品種を成分・性質に応じて3グループに分類し、収穫後の状態に応じて3クラスに等級分けを行っている(第13図)。2006年10月より等級基準が厳しくなっているため2005/06年産より2006/07年産の方が等級は低くなっている。小麦生産地内に小麦品種比較試験網を設置し、栽培品種の登録が義務付けられ、栽培地域ごとの各品種の栽培状況の統計及び品質試験結果が生産者に提供されている。



100% 90% 80% 70% 60% ■等級外 50% ■3等級 40% ■2等級 30% ■1等級 20%10% 0% 2005/06 2006/07 2007/08 第13図 小麦の等級別生産割合

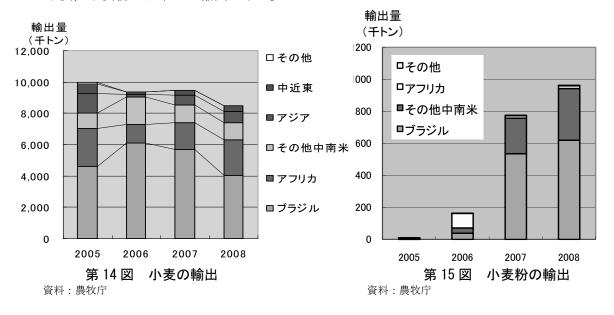
資料: Trigo Argentino.

(iv)輸出の動向

アルゼンチンの 2008 年の小麦の輸出量は 8,497 千トンで,主な輸出先は第 14 図のとおりであり,ブラジル 47.5%,アフリカ 26.8%,その他中南米 12.7%,アジア 8.8%,中近東 4.1%等となっている。なお,ブラジルにとってもアルゼンチンは小麦の主要輸入国であり,小麦輸入の 91%をアルゼンチンに依存している (FAOSTAT2005)。

同じく、小麦粉については、第 15 図のとおりであり、殆どが中南米向けである(ブラジル 64%、その他中南米 34%)。なお、2007 年から急増しているが、これは 2002 年から 2006 年の間は同程度の量の小麦粉が調整食料品の形で輸出されていたためである。

小麦, 小麦粉の日本への輸出はない。



2) 大豆

(i)概要

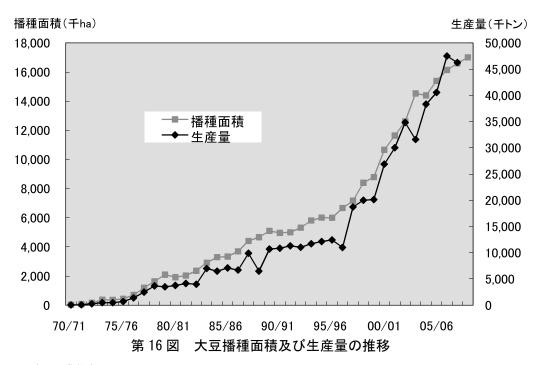
60 年代当初よりパンパ地方の広い範囲で牧草地の農地専用化が始まり、70 年代に強化され、この現象は穀物耕作の縁辺地域にまで更に広まる。パンパ中央特有のトウモロコシ、小麦、ひまわり、大豆等の穀物生産は地域内の耕作可能な範囲に広まるに留まらず、パンパ外の東北部地方、北西部地方にも広がった。この結果、ここ 10 年穀物栽培は大きく伸び 02/03 年作期には 27.7 百万 ha(93/94 年作期比 36.5%増)で 71.1 百万トン(93/94 年作期比 70%増)が生産された。この増加はひとえに大豆によるもので耕作面積及び生産量の約半分を占める。この変化は 96/97 年作期から除草剤耐性大豆の栽培が自由化されたことから始まる。これまで雑草が優勢で農作物が生産できなかった地域での栽培が可能となり、不耕起栽培との組み合わせが大豆生産の著しい拡張を促し、その結果アルゼンチンを穀物生産量で世界 3 位、植物油輸出で世界 1 位とした。大豆の生産状況を第 16 図~第 18 図に示す。

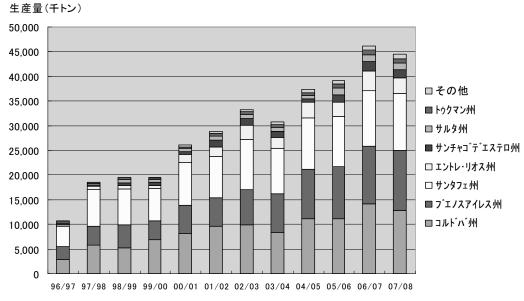
経済的な面からは、大豆は、国家を停滞させる重大な社会・経済危機を緩和するための社会プログラムの財政を支える歳入源となった。

しかしながら、耕作の拡大は、不耕起栽培と除草剤耐性大豆との組み合わせによる単一 栽培が農地のエコシステムの持続性に反するという別の面もある。パンパ地方の重要地域 における大豆の単一栽培は病虫害管理のための過度な農薬使用は環境や健康被害をもたら す危険がある。大豆生産は気候問題や病気の出現のまえに極めて脆弱になり得る。また、 輪作計画なしに進む農業化は、結果として土壌浸食や劣化をもたらし、農地の単収を低下 させ続けている。この過程はパンパ外の地域、特に北西部地方、北東部地方において顕著 で、大豆単一作が原因である。

多くの州の実態は極めて深刻である。サンタ・フェ州中央及び南部では単一作化が進み耕地の85から90%で大豆栽培が普及し(一毛作で55~60%,二毛作の後作で25~30%),土壌浸食及び劣化が極めて拡大して問題となっている。同様な現象が,綿花に替わって大豆が栽培されている州北部で起きている。コルドバ州では穀物栽培面積の80から85%で大豆が栽培されている。単一栽培が土壌劣化をもたらす原因となっている。また,貸借料が高く,長期契約がないため中期的な輪作計画立案を妨げている。エントレリオス州でも大豆栽培が急増し,10年間で6倍以上に増加。可能性のあるネガティブな影響の要因としては、土壌劣化の高い傾向、土地の大量な細分化,1年ごとの賃貸借,汚染の可能性があげられる。ブエノスアイレス州の北部、南西部ではトウモロコシ、ひまわりに替わり大豆が広まっている。一方、ブエノスアイレス市南部ではこの傾向は遅く、他の地域に比べ拡張はゆっくりである。気象条件が拡張の制約となっている。

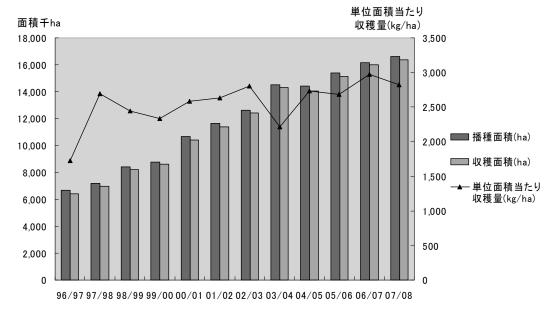
アルゼンチンにおける大豆栽培は、今後も増大と拡張が進み、次の 10 年間で 1 億トンに到達するとの推計がなされている。ただし、増大と拡張の進展、この分野の競争力、及び中長期的に強く懸念される資源の持続性を制御する経済的な対策を立案し、法的経済的に対策を評価するための関係機関や政策決定者間の議論はなされていない。





第17図 州別大豆生産量の推移

資料:農牧庁.



第 18 図 大豆の栽培面積と単位面積当たり収穫量の推移

資料:農牧庁.

(ii)2008/9 作期の状況

土壌水分不足のため作付けの遅れる地域があったが2008年2月中旬までに99%で播種が完了し、作年16,553,430haを若干上回る17,001,740haが見込まれている。降雨不足の影響については、コルドバ州中南部、サンタフェ州、エントレリオス州では降雨による収量回復が見込まれるが、ブエノスアイレス州西部、南西部、中南部では少雨が続いている。10%程度の減収が予想されている。

(iii)輸出の動向

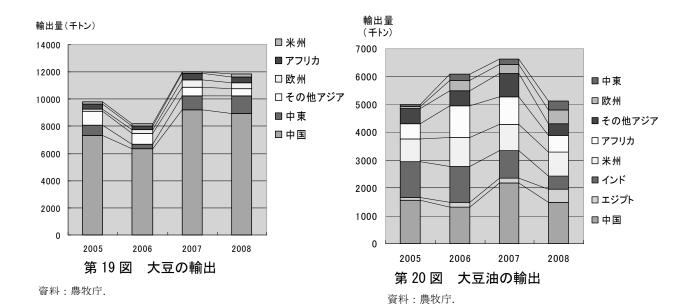
大豆は殆どが輸出向けであり、大豆生産の増加に応じて大豆製品の輸出も増加してきている。豆、大豆油、大豆粕の輸出国別の輸出量を第19図~第21図に示す。

豆の輸出量 11,847 千トン,輸出の中心は中国である (第 19 図)。日本へは殆ど輸出されておらず,2008 年は 1,500 トン程度である。

大豆油の輸出量 5,125 千トン,輸出先は第 20 図のとおりである。日本へは最近 100 から 500 トン程度で推移している。

大豆粕の輸出量 25,451 千トン,輸出先は第 21 図のとおり, EU 各国で過半を占める。 日本へは 7 千トンが輸出されている。

なお、隣国パラグアイから輸入されており(2008年, 2,857 千トン, SENASA), アルゼンチンで加工後輸出され、輸出データに含まれていると考えられる。



輸出量 (チトン) 30,000 ■中東 25,000 □米州 ■アフリカ 20,000 ロアジア・オセアニア 15,000 ■その他欧州 ロデンマーク 10,000 ロイタリア 5,000 ■スペイン □オランダ 0 2005 2006 2007 2008

第21図 大豆粕の輸出

3) トウモロコシ

(i)概要

90 年台以降,トウモロコシ生産は単位面積当たり収穫量,生産量の大幅な増加を見せ,90/91 年作期の生産量 7,685 千トンが 07/08 年作期には 22,017 千トンと 186%増加し,同期間の単位面積当たり生産量は60%増加,最近10年間の平均は16,905 千トン,6,258kg/haである。トウモロコシの生産状況を第 22 図~第 24 図に示す。

トウモロコシ生産の増加に伴い、配合飼料製造分野で中心となるのを始め、各種製粉の ための原料の量が増加した。また、熱処理、残渣、商業規模のポップコーン種栽培、有機 トウモロコシ種、近年における高価値トウモロコシ種の突然の出現など、トウモロコシ利 用の可能性が多様化した。

国内生産増加の主な要因は、耕作面積の増加、高生産性や耐病害虫性の新たなハイブリッド種、土地の肥沃度の増加、不耕起栽培の増加、補水かんがいの導入、最新鋭のコンバイン機種への転換、98/99 作期から始まった遺伝子組み換え種の導入があげられる。

しかしながら、高い収益性を持つ大豆との競合により、97/98 作期から大豆への転換が始まった。この動きはトウモロコシ栽培が重要な役割を持つ輪作計画なしに進められており、この結果、土壌浸食・劣化を引き起こし、単位面積当たりの収穫量を低下させている。

このようにして、トウモロコシ生産は縁辺地域に移動した。この現象は 96/97 年作期から始まり、記録的に 4.15 百万 ha で播種が行われた。穀物栽培面積の 17.6%を占めたが、02/03 年作期は 3.08 百万 ha、11.2%に減少した。

トウモロコシ栽培は集約的な技術を要するため、栽培費用(高収量ハイブリッド種、大量の肥料、農薬等)が上昇した。栽培計画は停滞しており、コスト高が大豆のような他の耕作に対するハンディの理由である。更に、栽培費用償却のためには、生産者は単収を上げなければならないが、これは不安定な気候では困難であり、その結果、トウモロコシに替わって大豆栽培が増加した。

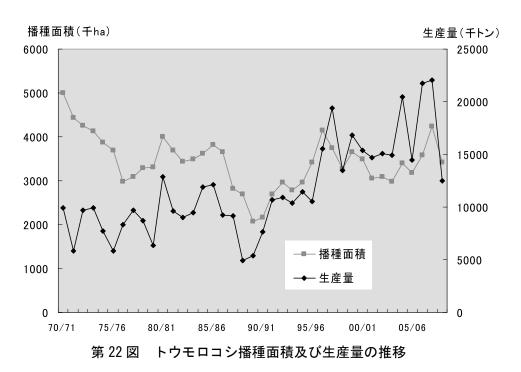
トウモロコシは優れた飼料作物であり、更に製造業への用途も広く、アルゼンチン農業に強く根を下ろしていることから、たとえ大豆栽培拡大の影響を受けてはいるが、チャコ州の綿花やエントレ・リオス州の米(どちらもこの10年間でほぼ半減)で起こっているような事態にはならないと思われる。

(ii)2008/9 作期の状況

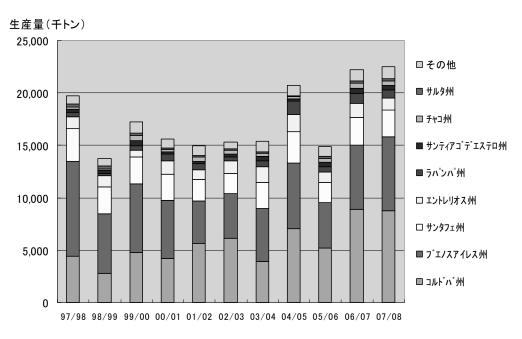
降雨不足による土壌水分不足のため、昨作期より幾分播種時期が遅れており、かつ栽培地域全般で播種面積は減少しており、2月上旬で99%の進捗率で、前年に比べ約20%減の3,415 千 ha での播種が見込まれている。更に、降雨不足は生育にも悪影響を及ぼしており、ブエノスアイレス州西部、サンタフェ州中北部など中心地域で開花時期の水分不足のため十分な収穫は極めて困難となっている。このような生育状況が悪く収穫が期待できないため収穫されない地域の増加が予測され、それらの多くは家畜飼料利用へ振り替えざるを得なくなり、それらは960 千 ha (28%) と想定され、収穫可能面積は2,400ha、収穫量は12,500 千から13,800 千トンの間と推計されている。

(iii)輸出の動向(第25図)

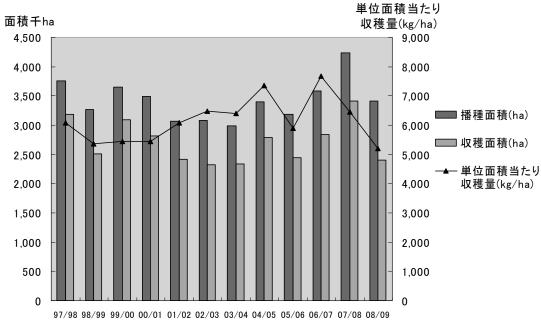
2008年の輸出量14,981千トン,輸出先は世界各国多岐にわたっている。日本へは量は少ないが毎年輸出されており、2008年は75千トンが輸出されている。



資料:農牧庁.

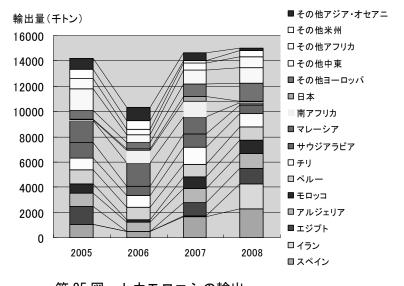


第23図 州別トウモロコシ生産量の推移



第24図 トウモロコシの栽培面積と単位面積当たり収穫量の推移

資料:農牧庁. 注、08/09 は予測.



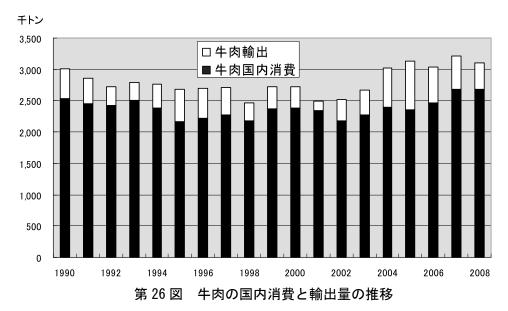
第 25 図 トウモロコシの輸出

資料:農牧庁.

4) 牛関連製品及び乳製品

(i) 概要

アルゼンチンは世界有数の牧畜国であり、2007年の牛肉生産量は世界第5位(シェア6%),輸出は第6位(同7%)である。生産、国内消費は第26図のとおりで、この間の平均生産量は2,807千トン、一人当たり牛肉消費量は66kgであり、いずれもわりあい安定しており、国内消費の残分が輸出されている。口蹄疫に関してはワクチン接種清浄国である。牛関連製品及び乳製品4万トン程度が主にウルグアイから輸入されている。

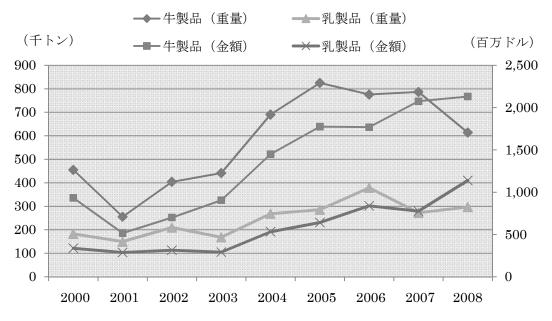


資料:農牧庁.

(ii)輸出

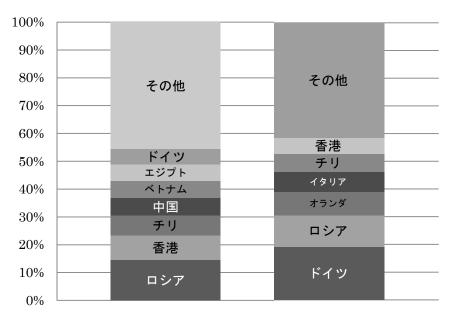
牛製品(肉類及び各種副産物を含む)及び乳製品の輸出に関して、重量及び金額ベースの推移を第27図に示す。牛製品の輸出先に関しては、第28図のとおりであり、EUに対して高級生鮮牛肉の輸出割当(通称ヒルトン枠)を有しており、この価格が他の製品より数倍高いことから、重量ベースと価格ベースに輸出先の序列が異なり、価格ベースではEU各国が上位に来る。ロシアへは生鮮肉、香港へは主にくず肉・内臓及び皮が輸出されている。日本へは調整乾燥肉が223トン(3,776 千ドル)等が輸出されている。

乳製品に関しては、第 29 図のとおりであり、日本へも乳タンパク質 $(1,124 \ \text{ト} \nu)$ 、モツァレラチーズ $(1,294 \ \text{h} \nu)$ 、ゴーダチーズ $(1,086 \ \text{h} \nu)$ 等が輸出されている。



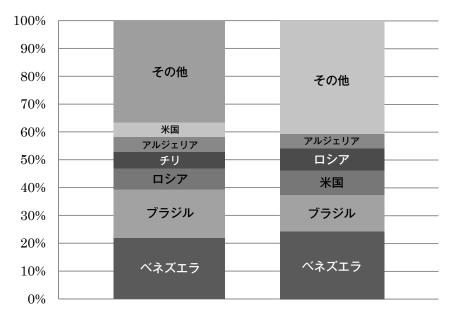
第27図 牛製品(肉類及び皮革等副産物)及び乳製品の輸出動向

資料:SENASA.



第28図 2008年の牛製品輸出先(左:重量ベース,右:金額ベース)

資料: SENASA.



第29図 2008年の乳製品輸出先(左:重量ベース,右:金額ベース)

資料: SENASA.

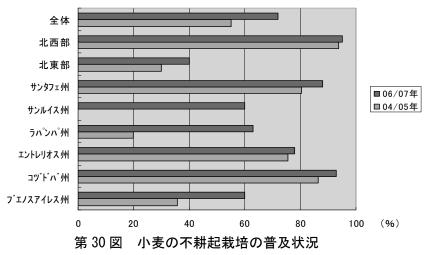
(4)農地の土壌浸食及び保全対策

パンパ地域はアルゼンチン農業の中心地であるが、(3) 2) にあるように大豆栽培の拡大に伴う農地の土壌浸食が課題となっている。放牧と耕作の輪作から耕作のみの利用となったことが要因としてあげられ、保全対策として直播(不耕起栽培)方式が有効であるとして普及が図られている。しかしながら、土壌保全に有効であり、大豆単作による連作障害の課題を解消するための輪作の導入についての普及状況は不明である。

小麦、大豆、トウモロコシにおける不耕起栽培の普及状況(農牧庁)は以下のとおり。

(i)小麦

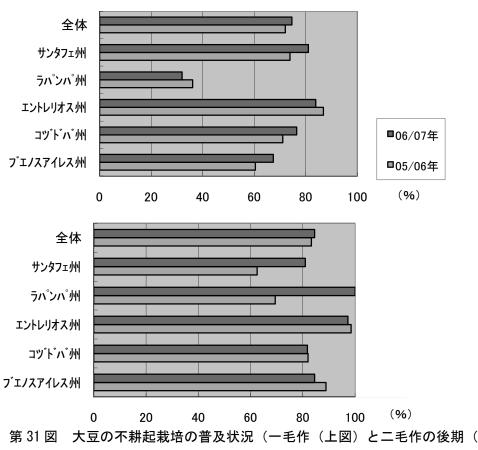
第30図のとおり不耕起栽培の適用率は2004/5作期の55%から2006/7作期72%に増大 した。地域により普及率にばらつきがあるが全地域において増加傾向にある。



資料:農牧庁.

(ii)大豆

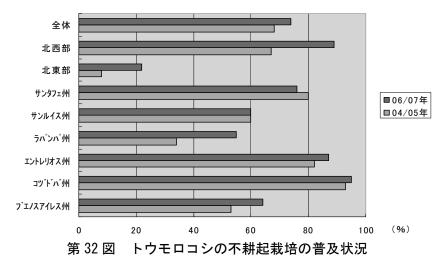
第 31 図のとおり、大豆については一毛作ではラパンパ州、エントレリオス州を除いて は伸びており、全体でも増加し、二毛作では80%以上で適用された。



第31図 大豆の不耕起栽培の普及状況(一毛作(上図)と二毛作の後期(下))

(iii)トウモロコシ

第32図のとおりトウモロコシもサンタフェ州以外では伸びており、全体でも増加。





不耕起栽培により小麦の株が残る大豆圃場

3. 貿易

(1)貿易の状況

アルゼンチンの2007,8年の主要分類別輸出は第5表のとおりであり(INDEC暫定値), 農産物価格の上昇により穀物,油脂植物及びそれらの関連製品の輸出額及び増加率が前年 に比べると低下しているものの依然大きく,銅を除く一次産品,農産物由来製品のシェア が54.1%から55.7%に伸びている。なお,数量ベースでは一次産品は-5%,農産物由来製 品は-9%の減少となっている。

第5表 主要分類別輸出

	200)7	200	8	増減率
	金額(百万ドル)	構成比(%)	金額(百万ドル)	構成比(%)	(%)
一次産品	12,352	22.1	16,425	23.3	33.0
動物	28	0.1	37	0.1	32.1
未加工魚介類	662	1.2	830	1.2	25.4
蜂蜜	134	0.2	183	0.3	36.6
野菜,未加工豆	404	0.7	504	0.7	24.8
生鮮果物	920	1.6	1,286	1.8	39.8
穀物	4,660	8.4	6,817	9.7	46.3
種子,油脂植物	3,696	6.6	4,926	7.0	33.3
未加工たばこ	259	0.5	338	0.5	30.5
未加工羊毛	58	0.1	42	0.1	-27.6
綿花	9	0.0	2	0.0	-77.8
銅,銅濃縮品	1,358	2.4	1,208	1.7	-11.0
その他	163	0.3	254	0.4	55.8
農産物由来生産品	19,188	34.4	24,050	34.1	25.3
肉	1,822	3.3	2,214	3.1	21.5
加工魚介類	421	0.8	445	0.6	5.7
酪農品	639	1.1	819	1.2	28.2
その他動物由来品	64	0.1	82	0.1	28.1
乾燥·加工果物	142	0.3	141	0.2	-0.7
コーヒー,紅茶,マテ茶	89	0.2	102	0.1	14.6
穀粉	430	0.8	693	1.0	61.2
油脂	5,493	9.8	7,098	10.1	29.2
砂糖,菓子	223	0.4	258	0.4	15.7
調理済野菜,豆,果物	836	1.5	1,105	1.6	32.2
飲料,アルコール,酢	586	1.1	754	1.1	28.7
食品業残渣類	6,196	11.1	7,868	11.1	27.0
なめし,染色原料	54	0.1	51	0.1	-5.6
皮革	1,005	1.8	943	1.3	-6.2
加工羊毛	175	0.3	169	0.2	-3.4
その他	1,013	1.8	1,309	1.9	29.2
工業生産品	17,321	31.1	22,209	31.5	28.2
燃料・エネルギー	6,919	12.4	7,905	11.2	14.3
合計	55,780		70,589		26.5

2007,8年の経済用途別輸入は第6表である(INDEC 暫定値)。主なものは乗用自動車, 車両部品,軽油,大豆,携帯電話,航空機,鉄鉱石,燐酸塩,石油,グリホサート,運輸車両等 である。

第6表 経済用途別輸入

分類	2007		2008	増減率	
	金額(百万ドル)	構成比(%)	金額 (百万ドル)	構成比(%)	(%)
生産財	10,397	23.3	12,639	22.0	21.6
中間財	15,371	34.4	20,227	35.2	31.6
燃料·潤滑油	2,845	6.4	4,318	7.5	51.8
生産財部品	8,065	18.0	9,960	17.3	23.5
消費財	5,208	11.6	6,291	11.0	20.8
乗用自動車	2,709	6.1	3,875	6.7	43.0
その他	114	0.3	103	0.2	-9.6
合計	44,707		57,413		28.4

2007、8年の地域・国別状況は第7表のとおりである(INDEC 暫定値)。輸出入ともメルコスール、EU、NAFTAの順となっている。主な輸出先はブラジル(メルコスールの82%)、中国、チリ、米国(NAFTAの68%)、スペイン(EUの23%)、輸入先はブラジル(メルコスールの93%)、米国(NAFTAの77%)、中国、ドイツ(EUの27%)、メキシコ(NAFTAの20%)である(カッコ内は2006年)。また、チリ、その他ラ米、中東、マグレブ・エジプトとは大幅な輸出超過となっている。

第7表 地域·国別輸出入

	輸出					輸入				
相手地域・国	200	7	200	8	増減	200	7	200	8	増減
	金額(百	構成	金額(百	構成	率	金額(百	構成	金額(百	構成	率
	万ドル)	比(%)	万ドル)	比(%)	(%)	万ドル)	比(%)	万ドル)	比(%)	(%)
メルコスール	12,470	22.4	16,280	23.1	30.6	16,184	36.2	20,289	35.3	25.4
チリ	4,176	7.5	4,734	6.7	13.4	708	1.6	952	1.7	34.5
その他ラ米	3,619	6.5	4,713	6.7	30.2	565	1.3	590	1.0	4.4
NAFTA	6,126	11.0	7,372	10.4	20.3	6,981	15.6	8,936	15.6	28.0
ΕU	9,838	17.6	13,234	18.7	34.5	7,445	16.7	9,013	15.7	21.1
アセアン	2,126	3.8	2,258	3.2	6.2	1,234	2.8	1,445	2.5	17.1
中国	5,359	9.6	6,607	9.4	23.3	5,127	11.5	7,144	12.4	39.3
韓国	675	1.2	621	0.9	-8.0	526	1.2	732	1.3	39.2
日本	666	1.2	550	0.8	-17.4	1,200	2.7	1,378	2.4	14.8

インド	859	1.5	836	1.2	-2.7	384	0.9	492	0.9	28. 1
中東	1,514	2. 7	2, 633	3. 7	73. 9	215	0.5	202	0.4	-6.0
マグレブ,エジプト	1, 995	3.6	3, 018	4.3	51.3	133	0.3	260	0.5	95. 5
その他	6, 357	11. 4	7, 734	11.0	21.7	4,005	9. 0	5, 980	10. 4	49. 3
合計	55, 780		70, 589		26. 5	44, 707		57, 413		28. 4

(2) 農産物貿易に関する基本的考え方

前述のとおり、農林水産物及びこれに由来の製品の輸出は全体の半分を占めており、アルゼンチンにとって重要な産品であり、これらにかかる貿易政策策定の責任は生産省が持ち、農牧庁が実施面を担当している。

アルゼンチンは国際的なレベルで農産物,畜産物貿易の自由化推進に積極的に取り組んでおり,WTOにおいて農業交渉は主要関心事項である。

農産物、畜産物に対する輸入関税は 7.1% (国際標準産業分類) であり、製造業 10.7% より低く設定されている。砂糖に関しては、従価税が更に付加され、メルコスール内で自由化されていない例外品目である。

アルゼンチンの,2001年の経済危機を契機に,過去に実施されていた農産物への輸出税 が導入され現在まで継続している。また、農産物は輸出登録を経て輸出されているが、輸 出数量規制、登録手続きの停止による輸出規制が行われている。政府はこれらの措置を国 内必需品の物価安定のためとしている。このため輸出補助金はない。

世界的な穀物価格の上昇に応じて政府は大豆からの税収向上を図るべく輸出価格に応じてスライドする変動型の穀物輸出税の導入を3月に実施した。生産者団体はこれに強く反発し、デモ、農産物出荷停止の対抗策を取り、運送団体もストライキを行った結果、食料の供給が滞るなどの混乱を来たした。政府はこの決着を国会に持ち込み、法律化を試みたが、最終的に上院で否決され廃案となり、3月以前の税制に戻った。その後、政府は輸出に有利となるように輸出登録制度の改正を行ったものの、国内物価安定を優先させるため、国内消費向け農産物の安定供給を図り、農産物輸出税により所得再配分を行うとの基本スタンスは変わらず、その後、9月にトウモロコシ及び小麦の輸出登録が停止され、生産者側は呼応してストライキの動きを見せるなど両者の合意は見られていない。政府の政策の動向は輸出への影響だけでなく生産への影響も与えることから動向を注視する必要がある。

(3)日本との関係

2008 年の日本から見たアルゼンチンとの貿易は輸出額 103,373,247 千円,輸入額 70,659,773 千円である (財務省貿易統計)。それぞれ全輸出入額の 0.1%程度である。

また、2007年のアルゼンチンから見た日本との貿易は輸出が687百万ドル(1.2%)、輸入が1,279百万ドル(2.9%)である(INDEC)。

2008年のアルゼンチンからの輸入上位品目(金額ベースでのアルゼンチンからの輸入に

占める割合)は非鉄金属(銅鉱 26%, アルミニウム 20%),農産物(トウモロコシ 5%,果実または野菜のジュース 4%,たばこ 4%,ぶどう酒・搾汁 4%,グレーンソルガム 3%,ひまわり油 3%,チーズ 3%他),水産物(冷凍魚肉 8%,えび 4%,他)である(財務省貿易統計)。

主な農産物貿易の近年の推移は第8表のとおりであり、トウモロコシ及び大豆のアルゼンチンの輸出に占めるシェアは低く、グレーンソルガムについても年ごとのシェアの変動が大きいことから、農産物貿易に関しては、日本にとってアルゼンチンは補給的な輸入先にとどまっていると考えられる。

アルゼンチンにおけるソルガムの栽培は、2007/8作期の作付面積807 千 ha、収穫面積619 千 ha、生産量2,937ton である。

日本からの輸出に関しては、工業製品が殆どであり、輸送機械、一般機械、化学品等からなる。

第8表 アルゼンチンから日本への主な農産物輸出

単位:%

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
グレーンソルガム	33.7	75.5	57.2	56.6	0.0	32.7	56.9	37.9	5.7
	0.4	17.1	13.0	24.1	0.0	4.1	0.9	31.0	5.6
トウモロコシ	2.7	4.8	2.8	3.7	0.0	0.4	0.9	0.9	0.5
	1.8	2.8	1.4	2.6	0.1	0.4	0.5	2.4	0.5
大豆粕	0.1	ı	1	1	ı	0.3	0.3	0.3	0.03
	0.9	ı	1	1	ı	3.6	5.5	4.2	0.48
大豆	2.0	1.3	1.6	1.0	-	-	-	0.2	0.01
	0.4	0.5	0.5	0.4	0.0	-	-	0.5	0.05

上段:アルゼンチンの品目別輸出全体に占める日本の重量シェア (農牧庁)

下段:日本の品目別輸入全体に占めるアルゼンチンの重量シェア (財務省貿易統計)

(4) WTO 等の紛争案件(第9表, 第10表)

アルゼンチンが関係する紛争案件は以下の30件(2009年2月時点,WTO資料)。アルゼンチンによる申し立てに関してはアルゼンチンの主要輸出品である農産物,農産加工品に関する申し立てがEU,米国,チリを相手になされている。

第9表 アルゼンチンが申し立て国となった案件(14件)

相手国	内 容	申し立て年月日
チリ	乳製品にかかるセーフガード措置	2006年12月28日
ブラジル	樹脂輸入にかかるアンチダンピング措置	2006年12月26日

チリ	乳製品にかかる暫定的セーフガード措置	2006年10月25日
EU	生鮮、冷蔵にんにくに対する関税割り当て抵触措置	2006年9月6日
米国	油井管にかかるアンチダンピング措置行政レヴュー	2006年6月20日
EU	バイオテクノロジー製品承認市場阻害措置	2003年5月14日
チリ	果糖輸入にかかるセーフガード措置	2002年12月20日
ペルー	植物油にかかる暫定的アンチダンピング義務	2002年10月21日
米国	油井管にかかるアンチダンピング措置最終レヴュー	2002年10月7日
EU	ワイン輸入にかかる阻害措置	2002年9月4日
チリ	食用油混合品暫定的セーフガード措置	2006年12月18日
チリ	農業産品価格帯制度及びセーフガード措置	2006年12月18日
米国	ピーナツ輸入関税割り当て	2006年12月18日
ハンガリー	農業産品輸出補助	1996年3月27日

[※]対ハンガリー申し立て国は他に豪州、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国。

第10表 アルゼンチンが被申し立て国となった案件(16件)

第10後 7ルビングの版中の立て国となった来自(10日)		
申し立て国	内 容	申し立て年月日
EU	オリーブ油、小麦グルテン、桃に関する対抗課税	2005年4月29日
ブラジル	家禽にかかる最終アンチダンピング課税	2001年11月7日
チリ	加工桃輸入にかかる最終セーフガード措置	2001年9月14日
インド	薬品輸入にかかる抵触措置	2001年5月25日
米国	特許及びテスト保護にかかる措置	2000年5月30日
ブラジル	ブラジル原産綿及び綿混織物輸入にかかる過渡的セ	2000年2月11日
	ーフガード措置	
EU	ドイツからのダンボール材輸入及びイタリアからの	2000年1月26日
	磁器タイル輸入にかかる最終アンチダンピング措置	
米国	薬剤特許保護及び農薬テストデータ保護	1999年5月6日
米国	履物輸入にかかる阻害措置	1999年3月1日
EU	イタリアからのドリルビット輸入にかかる最終アン	1999年1月14日
	チダンピング措置	
EU	牛革輸出及び加工革輸入にかかる阻害措置	1998年12月23日
EU	EU からの小麦グルテン輸入対抗関税	1998年9月23日
インドネシア	履物輸入にかかるセーフガード措置	1998年4月22日
EU	履物輸入にかかるセーフガード措置	1998年4月6日
EU	織物、衣服及び履物にかかる阻害措置	1997年4月21日
米国	履物、織物、衣料品等輸入にかかる阻害措置	1996年10月4日

[引用·参考文献]

- ArgenBio "Argentina: Evolución de la superficie cultivada con OGM" http://argenbio.org/adc/uploads/imagenes _doc/planta_stransgenicas/Figura1ArgentinaOGM.ppt 2009.2.10
- Clive James "RESUMEN EJECUTIVO BRIEF 39 Situación mundial de la comerciali zación de cultivos GM/transgénicos en 2008" · http://argenbio.org/isaaa2008/Resumen_Ejecutivo_ISAAA_2008.pdf · 2009.2.17
- Daniel Rearte "DISTRIBUCION TERRITORIAL DE LA GANADERIA VACUNA" http://www.inta.gov.ar/balcarce/ carnes/DistribTerritGanadVacuna.pdf: INTA(Instituto Nacional de Tecnología Agropecuaria), 2008.8.8
- IBRD "Report No.32763-AR, Argentina Agriculture and Rural Development: Selected Issues" http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2006/10/18/000090341_20061018084304/
 Rendered/PDF/32763.pdf 2007. 8.28
- INDEC "Intercambio Comercial Argentino, enero 2009" · http://www.indec.mecon.ar/ · 2009.1.29
- Miguel A. Abraham "Riego en Argentina"/ http://www.sagpya.gov.ar/new/0-0/nuevositio/agricultura/suelo_agua_medioamb/riego/riego2.pdf 2009.1.25
- Presidencia de la Nacion Argentina · http://www.presidencia.gov.ar/
- Roberto R. Casas "Factores Casuales de los Procesos Erosivos en la Región Pampeana Argentina", http://www.insuelos.org.ar/Informes/facprorpa.pdf:INTA(Instituto Nacional de Tecnología Agropecuaria), 2008.2.8
- SAGPyA (Secretaría de Agricultura, Ganadería, Pesca y Alimentos) http://www.sagpya.mecon.gov.ar/SAGPyA/index.php 2009.1.30
- SAGPyA "ESTIMACIONES AGRÍCOLAS MENSUALES CIFRAS OFICIALES AL 21/01/09", ttp://www.sagpya.mecon.gov.ar/new/0-0/agricultura/otros/estimaciones/pdfmensual/enero_2009.pdf 2009.1.25
- SAGPyA "INFORME SEMANAL AL 05/02/09" http://www.sagpya.mecon.gov.ar/new/ 0-0/agricultura/otros/estimaciones/pdf/informe%20semanal%20(30-01-09%20al%2005-02-09).pdf 2009.2.17
- SAGPyA "Programa Nacional de Calidad de Trigo" http://www.sagpya.mecon.gov.ar/new/0-0/programas/dma/ calidad_trigo/calidad_trigo.php 2009.2.19
- Servicio Meteorológico Nacional "Informe sobre precipitaciones deficitarias en Zona humeda y semi humeda durante el 2008" · http://www.smn.gov.ar/?mod=clima&id =74 · 2009.2.19
- WTO "Trade Policy Review WT/TPR/S/176/Rev.1" · http://docsonline.wto.org/gen_home.asp · 2008.8.10

アルベルト松本(2005)「アルゼンチンを知るための54章」,明石書店

大原美範(1974)「アルゼンチン 経済と投資環境」, アジア経済研究所

国本伊代(2001)「概説ラテンアメリカ史」,新評論

在アルゼンチン共和国日本大使館・http://www.ar.emb-japan.go.jp/index_j.htm

在日アルゼンチン共和国大使館・http://www.embargentina.or.jp

篠﨑英樹(2008)「アルゼンチンにおける二つのキルチネル政権の政治戦略」『ラテンアメリカレポート』vol.25.No.2,アジア経済研究所,2-15 頁

農畜産業振興機構海外駐在員情報(南米)・http://lin.lin.go.jp/alic/week/2008/ar/ar.htm

服部正純, 井上穣治(2003)「アルゼンチンー「成長の破綻」から学べるものー」・http:// www.boj.or.jp/type/pub/nichiginq/out037.htm・2009.2.3

増田義郎編(2000)「新版世界各国史 26 ラテンアメリカ史Ⅱ」山川出版社

付属資料 アルゼンチンの主要農産物輸出力と小麦品質国家プログラム

アルゼンチンの主要農産品である小麦,大豆,トウモロコシ,牛肉類についての輸出力について生産・供給の安定性について各種データを整理,考察を試みるとともに,農産物の品質,特に,課題とされている小麦の輸出競争力強化を図るための小麦品質国家プログラムの内容,実施状況について関連資料をもとに整理する。

1. 生産・供給の安定性

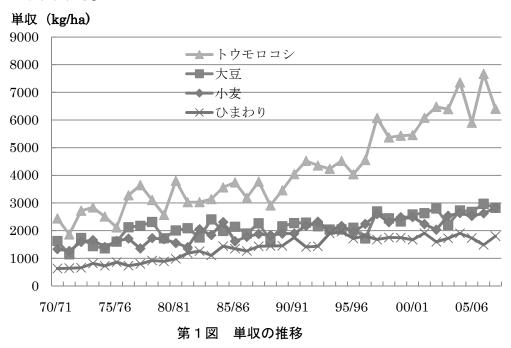
(1) 生産の制約要因

昨年は早ばつの被害が大きく、これまでも旱魃被害に見舞われているが、その対策となるかんがいのポテンシャルはあるものの、中心地域であるパンパ地方のかんがい整備率は低い。このほか、大豆単一栽培の急速な増加による土壌劣化が懸念される。2008 年 2 月に行った農牧庁市場局長とのインタヴューでは、土地のレンタル契約が単一年度や口約束の場合が多く、借り手は短期的な生産性を重視し、長期的な農地の持続性に関心を持たないことから文書による複数年契約を指導したいとの回答であった。

(2) 単収の変化

主要農産物の単収の推移を第1図に示す。各作物とも、今年の小麦の例に見られるように降雨や霜など毎年の気象条件に左右されながら、トウモロコシは顕著に伸びており、大豆と小麦はゆるやかな増加傾向、ひまわりは90年台以降伸びが止まっている。

将来的に懸念される制約要因としては作付面積が拡大している大豆の連作障害の発生可能性があげられる。



資料:農牧庁.

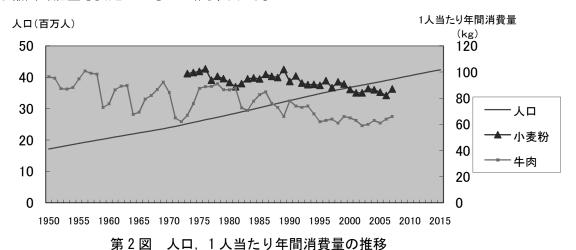
(3) 耕地拡大余地

耕地拡大の可能性に関して、2002年センサスによれば、全国で農業経営体所有土地のなかで、耕地以外に耕作可能性の考えられる土地として100百万 ha の放牧地、4百万 ha の農業適地未利用地、35百万 ha の森林・山地が存在しており、そのうちパンパ地方は34百万 ha (放牧地31百万 ha, 適地未利用地3百万 ha, 森林・山地15百万 ha) であり、更にこのうち最も農業生産に適したブエノスアイレス州が15百万 ha を占めており、これらの内数を潜在的耕地と考えることができると思われる。森林・山地を除いた場合でも、ブエノスアイレス州だけで全国の耕地面積の63%に相当していることから潜在力は高いと言える。

これまで、雑草が優勢で農作物の栽培に不適当な地域でも除草剤耐性大豆の導入により 栽培が可能となっており、栽培面積が拡大してきているが、かんがい施設のほか、排水施 設、道路等のインフラ整備を行えば更なる農地開発の余地はあると考えられる。

(4) 人口及び消費動向

アルゼンチンの人口に関して、統計局は 2000 年代の増加率を 0.9%台で推計している。また、アルゼンチン国民の主要食材である小麦、牛肉について国内消費量を見ると、第 2 図のとおり、1 人当たり年間消費量はやや減少傾向にある。これは、国民の食生活は豊富な生産力を背景に、1900 年代初頭の経済成長、ペロン政権期の労働者保護政策により肉類及び小麦中心の先進国並みの豊かなものとなり、その後も食習慣は維持されてきたためと考えられる。このため将来的にも国内消費が急変するとは想定し難く、国内消費の残分である輸出可能量も安定したものと推測される。



資料: INDEC(人口),農牧庁(牛肉),製粉協会(小麦粉).

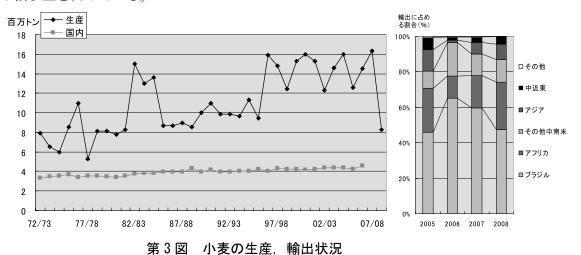
(5) 主要作物の生産、国内消費、輸出

小麦, トウモロコシ, 大豆に関して, 国内生産, 国内消費, 輸出及び輸出先の推移を以下見てみる。

1) 小麦

農牧庁による年間生産量と製粉協会による年間国内消費量の差を輸出量とすると、第3

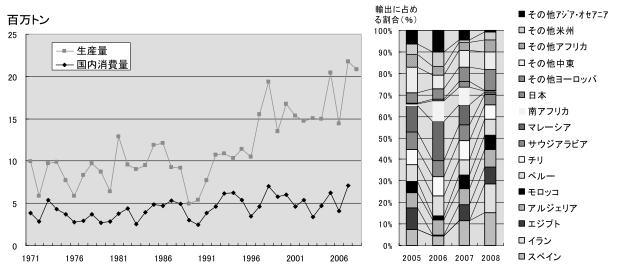
図の二本の折れ線グラフの間が輸出量にあたる。輸出には小麦粉も含まれる(小麦粉の輸出を小麦粉の製粉化率で割り戻したもの)。小麦ペレット等については農牧庁にはデータがなく、SENASAで見ても数千トンとわずかであるので考慮していない。なお、減耗や在庫はデータもないことから考慮していない。また、小麦の輸出先の構成比を示す(小麦粉の輸出先は考慮していない)。ブラジルが主要輸出先であり、アフリカ、その他中南米で8割以上を占めている。



資料:農牧庁,製粉協会.

2) トウモロコシ

トウモロコシに関しては、国内消費量に関するデータがないことから、生産量と輸出量の差を国内消費量とする。輸出に関しては油及び粕の輸出量は数万トン程度で粒に対して微量であり考慮しない。また、小麦同様に在庫等は考慮しないとすると第4図のとおりである。生産性の増加による生産量増加にあわせ輸出量は増加しており、国内消費量はそれほど増加していない。

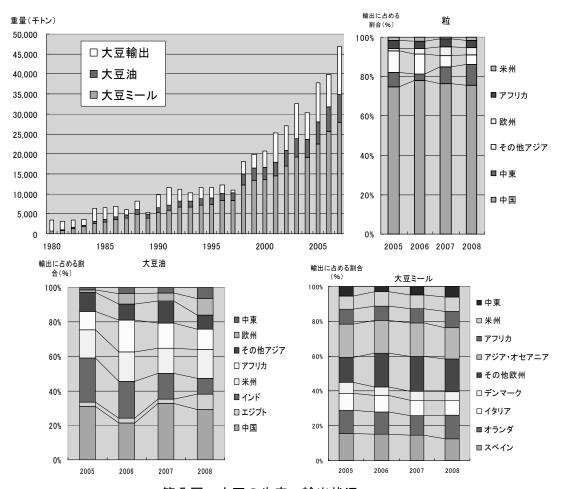


第4図 トウモロコシの生産,輸出状況

資料:農牧庁.

3) 大豆

大豆に関しては、大豆(粒)、大豆油及び大豆ミールについてそれぞれ生産及び輸出を見ると、大豆油及び大豆ミールの 2007 年までの 10 年間の生産/輸出は 96.7%、大豆ミールは 100%でほぼ全量輸出向けである。大豆の国内消費量は僅かであることから、輸出形態とそれぞれの輸出先構成比について第5図に示す。なお、大豆の輸入データは揃っていないことからここでは考慮していない。大豆の生産増に合わせて大豆油、大豆ミールの生産が増加しており、主要積出港のサンロレンソ、ロザリオ等に建設されたプラントにより加工能力も強化されている。



第5図 大豆の生産,輸出状況

資料:アルゼンチン農牧庁.

(6)輸出インフラ

穀物栽培地域のパラナ川 (サンロレンソ, ロザリオ他), ラプラタ川 (ブエノスアイレス) 沿岸とブエノスアイレス州大西洋岸 (バイアブランカ, ネコチェア) に穀物積み出し設備 を備えた港湾設備が整備されている。サンロレンソ港で農産物の 55%, ロザリオ港で 23% を取り扱っている (農牧庁 2008 年)。

なお、2000年2月の生産者からの現地聞き取り調査では港湾までの道路、鉄道のイン

フラが弱いとの指摘があった。

(7)輸出制度

小麦,トウモロコシ,牛肉は輸出登録制度の対象となっているが,これは輸出税の適正 な徴税を図るとともに,それらは国内で消費されることから,アルゼンチン国内市場安定 を最優先するための輸出数量規制の役割を持っている。

2. 生産物の品質

(1) GMO種

大豆及びトウモロコシについては GMO 種が生産の多くを特に大豆はほぼ全量を占めており、日本へは飼料用、加工用、工業用に限られている。

(2) 牛肉

牛肉については世界各国に輸出されており、EU に高級生鮮肉の輸出割当枠を有している。国内消費を安定させるため輸出規制がなされている。ワクチン接種付き口蹄疫清浄地域であるため、日本へは加工製品の輸出のみとなっている。

(3) 小麦

小麦については等級や品種分別による国際需要への対応が課題とされており、小麦品質 国家プログラムが実施されている。小麦品質国家プログラムに関連する2つの農牧庁決議 の概略は以下のとおり。

1) 小麦品質国家プログラムの策定に関する農牧庁決議 334/2003 号 (ブエノスアイレス 2003 年 4 月 23 日付)

農牧庁登録 S01:0042045/2003、2002 年 3 月 8 日付け政令 475 号、種子及び植物由来物の 製造に関する法令 20247 号及び以下の考慮:

- ・参照にある政令により、農牧水産林業及び農産加工業分野における生産、流通、技術、 品質及び衛生に関する計画、政策を中央政府、地方政府及び各部門の利益を調整、融和 を図りながら作成、実施する権限が農牧庁に与えられていること。
- ・動物・植物由来食品の消費に対する製品の開発、普及、品質及び衛生に関する政策を決 定する権限も与えられていること。
- ・アルゼンチンの小麦分野における開発努力を調整、育成しながら品質及び提示を改善し アルゼンチン小麦の競争力を高める必要があること。
- ・種子及び植物由来物の法令 20247 号の適用において、高品質な種子は、食品及び他の派生製品の需要を満たす十分な能力のある農業の基本的な因子であるとすることが農牧庁の目的であること。
- ・世界の需要は、特に主要な輸入国の場合、より高い付加価値をもった更なる選択性への

明らかな傾向を示していること、また、国内市場は引渡しごとにより高い品質と一貫性 を求める同様な動きを示していること。

- ・小麦の供給を品質別に多様化することは利用目的によって多様化した需要の増加に対応 するとともに、単一タイプに供給が集中するリスクを下げながら主要な市場へのアクセ スを可能にすること。
- ・購入者の需要を満たす他の主要輸出国の小麦を前にして,アルゼンチン小麦の競争力を 改善するための手段を共同させ提供することが必要であること。
- ・提案した目標を達成させるメカニズムを創設することが必要であることから農牧庁当局 は識別、評価及び市場アクセスにおける民間セクターを支援すること。
- ・INASEの法務部は権限内の措置を行ったこと。
- ・経済省法務部の農牧業分野法務課が 2002 年 2 月 4 日付, 国家法第 7 委任の決議の効力 内で権限内の処置を行ったこと。
- ・2000 年 11 月 24 日付政令第 1104 号及び 2002 年 3 月 8 日付政令第 475 号の効力内で署 名者は本行為を発するのに有効であること。

農牧庁は以下決議する:

第1条 経済省農牧局の分野に小麦品質国家プログラムを創設する。主要な目的は,

- ①アルゼンチン小麦の全般的な品質を向上し、見た目を良くし、需要からの要求に応じて 多様な製品を提供可能にするアルゼンチンの小麦の品質面での競争力を強化すること、
- ②使用目的に応じて区分された小麦の可能な供給を分析することにより国内外の需要からの品質要求を特定化すること,
- ③品質と利用目的による区分けや栽培のグループ分けを促す種子に関する政策を策定する こと,
- ④異なる市場から要求される多様な品質を満たすための生産へ商品分類を向かわせること、⑤アルゼンチン小麦の供給に最高レベルの安全を保障すること、
- 第2条 農牧庁の調整のもと農牧庁、INTA 及び SENASA の代表からなる小麦品質国家 プログラムの実施に関する設計,施行を行うワーキンググループを結成する。
- 第3条 本決議は官報掲載をもって発効する。

2) パン小麦の商品化に関する農牧庁決議第 1262/2004 号 (2004 年 12 月 14 日付け)

農牧庁の外部組織 SENASA 登録 No.15,694/2002, 1994 年 12 月 12 日付け農牧庁議決 第 1,075 号, その修正である 1997 年 8 月 11 日付け議決第 557 号及び以下の考慮,

- ・国際市場における競争力強化のためにパン小麦の商品化のための基準を改正する必要があること。
- ・ブラジル連邦共和国の農牧業供給省と実施された,更なる受容性と産業効率を有する製品が必要となった交渉に準拠すること。
- ・国内市場における商品化の基準の再編成によって、より良い品質の商品出荷が促される

であろうこと。

- ・改良研究のパラメーターが異種穀粒、萎縮粒・砕粒に対応すること
- ・積み上げ式の減額方式を導入するとともに、加算方式のための最低容積重を定めること により、異なるたんぱく質を含有するロットの混合をやめさせる必要があること。
- ・生産者へ意見を求めたところ、基準の急変緩和措置を求められたことから、栽培 2 期の間、緩和措置を設けること。
- ・農牧庁の外部組織 SENASA の食料管理部は本修正に賛成し、対応する処置を行ったこと。
- ・SENASA 理事会はしかるべき処置を行ったこと。
- ・経済省法務部の農牧業分野法務課が権限内の措置を行ったこと。
- ・本決議は 1996 年 12 月 19 日付政令第 1585 号第 8 条 e)項, 2003 年 9 月 1 日付政令第 680 号, 2003 年 5 月 27 日付政令第 25 号 2004 年 10 月 5 日付政令 1359 号。
- 第1条 本決議の一部をなすパン小麦の商品化のための品質基準-パン小麦基準 20 号を 別紙のとおり承認する。
- 第2条 旧経済公共事業省農牧水産庁の1994年12月12日付決議第1075号の基準20号は本決議第1条により承認された基準に代わる。
- 第3条 本決議は2005年10月1日及び注記のある項目は2006年10月1日より実施される取引に有効となる。

別紙 パン小麦の商品化のための品質基準-パン小麦基準第20号

- パン小麦に本規則を適用する。
- 2. 種類:パン小麦は硬質と準硬質の 2 種類に分けられる。定められた種類の小麦の分類は特徴を基にし、各種類に含まれる品種は農牧庁によって定められる。

硬質種は準硬質種の最大5%の許容値を認める。

3. 各種類に第1表の等級と仕様を定める

第1表	等級の最大許容値	(容積重は最小値)
20 1 12	サルジャンコーロー	

等	容積重	異物	被害粒		黒穂粒	粉質粒	萎縮粒
級			熱変粒	計			砕粒
	kg/hl	%	%	%	%	%	%
1	79.00	$0.40 \rightarrow 0.20$	0.50	1.00	0.10	15.00	$0.80 \rightarrow 0.50$
2	76.00	1.00→0.80	1.00	2.00	0.20	25.00	1.80→1.20
3	73.00	$2.25 \rightarrow 1.50$	1.50	3.00	0.30	40.00	3.50→2.00

異物及び萎縮粒・砕粒欄の矢印の左は 2005 年 10 月 1 目から適用, 同右は 2006 年 10 月 1 目から適用.

4. 規格外:3 等規格を外れるもの,または以下の項目の数値を超えるものは規格外とする。

- 4.1 水分:14%。
- 4.2 虫喰い: 0.5%。
- 4.3 生きた昆虫・蜘蛛類:なし。
- 4.4 スウィートクローバーの種:100g当たり8粒。
- 4.5 商品として障害となる異臭をもつもの、炭の黒色点のあるもの、土による汚れのある もの、土中へ落ちたもの、もとの性質を変化させる物質による扱いを受けたもの、その他 品質を低下させる要因。
- 5. 等級:購入者は契約した種類の中で本標準に定められた三つの等級のいずれかの商品 を受け取らなければならない。
- 5.1 等級ごとの価格の増額及び減額
 - 1級:1.5%の増額。2級:増減なし。3級:1%の減額。
- 6. 品質項目の定義及び商品化の条件
- 6.1 等級を決定する品質項目
- 6.1.1 容積重:小麦 100 リットルの重量で kg/hl で表す。
- 6.1.2 異物:パン小麦以外の穀物の粒,不活性な物質。
- 6.1.3 被害粒:組成に実質的な変質を見せたもので以下の6.1.3.1 から6.1.3.7。
- 6.1.3.1 熱変粒:発酵や高温により色調に暗色を見せるもの。
- 6.1.3.2 未熟粒:生理的未熟による緑色を見せるもの。
- 6.1.3.3 霜害粒:側面の皮部にしわがあるもの。
- 6.1.3.4 発芽粒:発芽過程が始まったもの。胚芽の被覆が裂け、芽が見える。
- 6.1.3.5 焦げ粒:白っぽい色合いで、時々ピンク色の部分を伴い、胚乳が石膏状で少しの 圧力を加えただけで砕ける。
- **6.1.3.6** 毛虫にかじられた粒:穀物を荒らす害虫の幼虫により食べられ、黒ずんでいるもの。
- 6.1.3.7 胚芽の虫食い粒:胚芽が明らかに幼虫により破壊されたかかじられたもの。
- 6.1.4 黒穂粒:黒穂菌に侵された小麦の混入しているもの。
- 6.1.5 萎縮粒: 8.2.4.1 にあるふるいによりふるい落とされる粒。
- 6.1.6 粉質粒:でんぷん構造により特徴づけられ、黄色がかった外側の色調で評価される。
- 6.2 規格外の条件
- 6.2.1 生きた昆虫・蜘蛛類: 貯蔵した穀物を食べるもの(コクゾウムシ, キクイムシ他)。
- 6.2.2 虫喰い:昆虫による穴があいているもの。
- 6.2.3 土中へ落ちたもの: 頂毛が土に埋まってできた色合いを示す粒が高率で含まれるロット。
- 6.2.4 炭状黒色点のあるもの: Tillepia spp と同類の真菌がついて頂毛が黒っぽくなった 粒が高率で含まれるロット。
- **6.2.5** 土による汚れのあるもの:表面の多くの部分に土が付着したままの粒が高率で含まれるロット。

- 6.2.6 商品として障害となる異臭をもつもの:通常の利用に支障をきたす異臭をもつもの。
- 6.2.7 もとの性質を変化させる物質による扱いを受けたもの:有毒,有害をもたらし,通常の利用を妨げるもの。
- **6.2.8** その他品質を低下させる要因:この条項に特に考慮されなかったその他の条件で質の低下を招くもの。

7 商品化許可手順

持ち込み商品ごとの品質評価のため規則第 22 号に定められた手続きにより抽出調査を 行う。抽出サンプルは以下のそれぞれの定めに応じた手続きが取られる。

- 7.1 生きた昆虫・蜘蛛類:適当なふるいを用いて、目視検査により決定される。一匹以上 いた場合は不許可。
- 7.2 商品として障害となる異臭をもつもの:経験者の嗅覚により決定する。
- 7.3 種類: 持ち込まれた商品が契約通りの種類かどうか疑義がある場合は品種識別による 簡易目視評価により決定される。定量化が必要な場合は(許容値付近), 5g2 つで行う。
- 7.4 水分:決議 1075/94 号の基準 XXVI の方法により測定する。
- 7.5 炭の黒色点のあるもの、土による汚れのあるもの、土中へ落ちたもの:目視によりこれらがロット全体へ影響する割合、強度を評価する。
- 7.6 スウィートクローバーの種: スウィートクローバーの種が観察された場合は許容値に 収まるか計測する。サンプルとして 100g 以上をとり, 8.2.4.1 にあるふるいで萎縮粒測定 と同様にふるい分ける。
- 7.7 品質:適時実施されなければならない分析のほかにも,受け取った印象について 3 等級の基準内に収まるかどうか随時,目視により判定されなければならない。
- 8. 等級決定手順
- 8.1 容積重:密閉サンプルを手で均質化する前に、ショッパー式秤もしくは同等の秤によって hl 当たりの重量を測定する。
- 8.2 続いて、密閉サンプルから 50g をできれば均質分割機を用いて分離し、以下に示す決定をそれぞれ行う。
- 8.2.1 異物:異物を手で分離する。
- 8.2.2 被害粒:熱変粒及びその他被害粒を手で分別し、各グループを計量する。
- 8.2.3 黒穂粒:黒穂粒を手で分離する。
- 8.2.4 萎縮粒:以上分離してきた残りを以下に示すふるいに空け、平らで固い面の上で腕の許す幅で往復で15回ふるう。ふるいの底に溜まった材料を量る。
- 8.2.4.1 ふるいの利用
- 8.2.4.1.1 厚さ 0.8 ± 0.1 mm のアルミニウム薄板,目:幅 1.6 ± 0.013 mm,長さ 9.5mm,直径 30cm,高さ 4cm。
- 8.2.4.1.2 底:厚さ 1mm のアルミニウム薄板,直径 33cm,高さ 5cm。
- 8.2.5 粉質粒:上記の分離した残りの材料から手で見た目で粉質粒を分離する。硝子質小麦中に含まれている淡白粉状質の粒。

- 9. 結果表示:結果はパーセントの百分の一で表示される。
- 10. 等級外品の処分規則
- 10.1 受け取った商品で等級外となったものの価値を決めるためには、品質決定に含まれる項目または状態の項目それぞれに取り扱われるとおりに、3 等級または分析による等級が基準とされる。
- 10.2 品質に応じた減額項目:容積重 $1 \log \pi$ 不足ごとに、または、3 % 等級の基準を 1 % 超えるごとに以下の項目ごとに()内の減額率によって減額される。

容積重 (2%),異物 (1%),熱変粒 (1.5%),被害粒 (1%),黒穂粒 (0.5%),粉質粒 (0.5%),萎縮粒 (5%)

10.3 等級外の減額項目:以下の項目ごとに()内の減額率によって減額される。

虫喰い (2%), 土中へ落ちたもの $(0.5\sim2\%)$, 炭の黒色点のあるもの $(1\sim6\%)$, 土による汚れのあるもの $(0.5\sim2\%)$, 異臭をもつもの $(0.5\sim2\%)$, スウィートクローバーの種 (2%), 水分 (引渡し時に有効な別表(水分 14.1%から 25.0%まで 0.1%刻みに逓減率を示した表で省略)を適用, 乾燥定価を決定。)

- 11. タンパク質含有率
- 11.1 定義: 換算係数 5.7%を用いて, 水分 13.5%をベースとした窒素量。
- 11.1.1 分析方法:ケルダール法 (ICC (国際穀物科学技術協会) No.105/1) または同等の方法により測定。
- 11.2 加算及び減額:タンパク質含有率に応じて第2表の加算及び減額を行う。

初と数 プラバノ貝目 6千円形した加井人の場					
タンパク質含有率(%)	加算(%)	減額(%)			
11 より多い	2	_			
11	_	_			
10~10.9	_	2			
9~9.9	_	3			
9 未満	_	4			

第2表 タンパク質含有率に応じた加算及び減額

- 11.2.1 加算及び減額は現行基準による等級に適用される。
- 11.2.2 容積重 75kg/hl 未満は加算の対象としない。
- 12. パン製造適性

AACC3812(アメリカ穀物化学者協会)のグルテン測定法または同等の方法により測定することにより、こねる際に結合力を持たないグルテンを等級外にすることができる。このためには契約条項として以下の事項を加えなければならない:「パン小麦規格の第12項に従う」

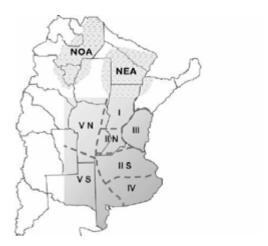
3) 品質検査状況

小麦品質国家プログラムに従って,前述のパン小麦の商品化のための品質基準に基づいて,栽培年ごとの品質検査が実施されている。

小麦生産地を生産条件によって8つに区分した調査区域を設定(第6図)。

2007/08 年産小麦については、調査区域を更に 283 箇所に細分し、一箇所当たり約4千トンをサンプリングし、品質検査を実施する。2007/08 年産小麦の調査結果を区域ごとに集計したものを第3表に示す。

2005/06, 2006/07 及び 2007/08 年産小麦のサンプルごとの等級割合は本文第 13 図のとおり。2006/07 年産から規格基準値が厳しくなったことから,2005/06 年産に比べ 2006/07 年産は等級が落ちているが,同じ基準で評価された 2006/07 と 2007/08 を比較すると,2 等級(-1%),3 等級(-6%),規格外(-1.25%)が減少し,その分 1 等級が増加(+8%)している。



第6図 小麦品質調査区域

資料:Trigo Argentino

第3表 小麦品質調査区域における播種面積、収穫面積、単収、生産量、サンプル

調査 区域	播種面積	収穫面積	単収	生産量	サンフ゜ル	サンフ゜ル量	生産量に対す
	(ha)	(ha)	(kg/ha)	(トン)	箇所数	(トン)	るサンプル量(%)
I	434,900	427,200	2,787	1,190,470	15	53,640	4.51
II N	765,270	758,470	4,018	3,047,270	54	216,000	7.09
II S	794,000	787,100	3,707	2,917,550	52	208,000	7.13
III	310,800	309,100	3,089	954,798	18	68,078	7.13
IV	1,044,326	968,326	2,407	2,330,590	49	191,247	8.21
V N	670,300	669,300	2,960	1,981,240	23	90,247	4.56
VS	1,461,741	1,434,991	2,313	3,319,290	57	198,677	5.99
NOA,NEA	421,630	380,380	1,171	445,100	15	60,370	13.56
合計	5,902,967	5,734,867	2,820	16,186,308	283	1,086,259	6.71

資料: Trigo Argentino.

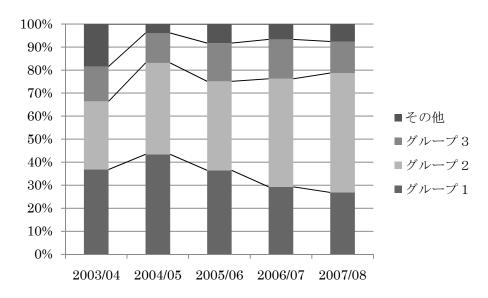
また、小麦品質国家プログラムに従って、農牧庁は、国家種子委員会の冬期穀物委員会による小麦の品種を製パン時の性質に応じた3グループ分類(第4表)により、小麦栽培地域で栽培されている小麦のグループごとの生産割合を地方支局により集められたデータをもとに公表している。2003/04年から2007/08年産小麦のグループ別生産割合の推移を第7図に示す。グループ2が増加傾向にある。

第4表 グループ別小麦品種

グループ 1	グループ 2	グループ 3		
工場製パン用小麦	 伝統的製パン用小麦	直接製パン用小麦		
	(発酵時間8時間以上)	(発酵時間 8 時間以内)		
ACA 302*	ACA 223	BAGUETTE 10 *		
BUCK PONCHO	ACA 303*	BAGUETTE SUR 5 *		
BUCK PRONTO	ACA 601*	BAGUETTE SUR 15 *		
BUCK PANADERO	ACA 801*	BUCK GUARANI		
BUCK ARRIERO	BAGUETTE PREMIUM 13*	BUCK CHAMBERGO		
BUCK YATASTO	BUCK CHARRUA	BUCK HALCON		
BUCK FAROL	BUCK ARRAYAN	KLEIN PEGASO		
BUCK GUAPO	BUCK GUATIMOZIN *	KLEIN DRAGON		
BUCK SUREÑO	BUCK PINGO *	KLEIN CACIQUE		
BUCK BRASIL	BUCK MATACO*	KLEIN MARTILLO		
BUCK BIGUA*	COOPERACION NAHUEL	PROINTA BON. POTRILLO*		
CAUDILLO	COOPERACION	PROINTA QUINTAL		
COOPERACION LIQUEN	CALQUIN	PROINTA OASIS		
KLEIN DELFIN	COOPERACION HUEMUL	LONA		
KLEIN PROTEO*	GREINA	PROINTA QUINTAL		
KLEIN SAGITARIO	INTA B 16595*	THOMAS CHAPELCO *		
PROINTA BON. ALAZAN	INTA J 97084*	TRIGUERO 100		
PROINTA COLIBRI	INIA PLUS 14*			
PROINTA HUENPAN	INIA TIJERETA *			
PROINTA MOLINERO	LE 2249 *			
PROINTA REAL	KLEIN ESTRELLA			
PROINTA BON. HURÓN	KLEIN VOLCAN			
PROINTA BON.PAYADOR*	KLEIN DON ENRIQUE			
	KLEIN ESCORPION			
	KLEIN ESCUDO			
	KLEIN CHAJÁ *			

KLEIN FLECHA*
KLEIN JABALÍ *
PROINTA PUNTAL
PROINTA FEDERAL
PROINTA IMPERIAL
PROINTA BON.REDOMON
PROINTA ELITE
PROINTA MILENIUM
PROINTA DON UMBERTO
PROINTA GRANAR
PROINTA GAUCHO

資料: Ing. Qca. Martha Cuniberti.



第7図 小麦の品種グループごとの作付割合の推移

資料:農牧庁.

^{*}暫定的区分, 2003年5月時点, 年ごとに設定.

〔引用・参考文献〕

- SAGPyA(農牧庁: Secretaría de Agricultura, Ganadería, Pesca y Alimentos) · http://www. sagpya.mecon.gov.ar/SAGPyA/index.php · 2009.1.30
- $SAGPyA, "Programa Nacional de Calidad de Trigo", \\ \underline{http://www.sagpya.mecon.gov.ar/new/0-0/programas/dma/calidad_trigo/calidad_trigo.php \bullet 2009.2.19$
- Trigo Argentino Informe Institucional sobre su calidad http://www.trigoargentino.com.ar/ 2009.2.19
- Ing. Qca. Martha Cuniberti, "Propuesta de Clasificación del Trigo Argentino", http://www.inta.gov.ar/ediciones/ idia/cereales/trigo03.pdf 2009.2.19
- Bolsa de Comercio de Rosario(ロザリオ穀物取引所), Catálogo de Daños y Defectos Comerciales de Granos-trigo, http://www.bcr.com.ar/Pages/Laboratorios/verCatalogo.aspx?Grano=Trigo * 2009.2.19

2009 (平成21) 年8月24日 印刷・発行

行政対応特別研究[二国間]研究資料 第6号 平成20年度カントリーレポート オーストラリア,アルゼンチン

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 電 話 東京 (03) 6737-9000 FAX 東京 (03) 6737-9600